
第4次潮来市障害者計画
潮来市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

みんな“笑顔”でともに生きる 潮来

令和6年3月
潮 来 市

(表紙裏)

はじめに

「Nothing about us without us（私たちのことを私たち抜きで決めないで）」というフレーズをご存じでしょうか。

2006年に国連総会において、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の尊厳を促進するため、障がい者に関する初めての国際条約である「障害者権利条約」が採択された際、障がい当事者の間で使われていたスローガンと言われています。

これまで本市では、障がいを持つ人やその家族等に寄り添い、個々のニーズや価値観を理解したうえで、前計画の基本理念である「障がいのある人もない人も、ともに尊重して生きる共生社会の実現を目指して」を基に、「我が事」の人づくり、「丸ごと」の体制づくりに努めてまいりました。

また、複雑化・複合化する福祉課題等に対して、決して「我慢させない」「手遅れにさせない」そして「あきらめさせない」ことが大切であることを広く周知するとともに、市民の福祉課題等に対するニーズの把握やその解決に向けた施策・事業等に取り組んでまいりました。

そのような中、障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日から民間事業所においても障がい者への合理的配慮の提供が義務化されることとなり、障がいを持つ人と持たない人が、同じく平等に日常生活や社会生活が送れるよう個別の状況に応じ、困りごとやその障壁を取り除く便宜・調整等を行うことが必要となります。

このような状況を踏まえ、「みんな“笑顔”でともに生きる 潮来」を基本理念とし「第4次潮来市障害者計画」「潮来市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定いたしました。

本計画に基づき、障がいの有無に関わらず、誰もが互いにその人らしさを認め合い、支え合いながら、安心して共に暮らせる地域社会を実現することができるよう障がい福祉施策の推進に努めてまいりますので、今後とも、市民の皆様方のご理解ご協力の程、よろしくお願いいたします。

結びに、本計画策定にあたり、アンケート調査やパブリックコメント等に貴重なご意見、ご提言等をいただきました市民の皆様方をはじめ、福祉事業所や関係団体等の皆様方、さらにはご審議いただきました潮来市地域自立支援協議会の皆様方に対しまして、心から感謝申し上げます。

令和6年3月

潮来市長 原 浩道



本計画の構成について

「第4次潮来市障害者計画」「潮来市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」の構成は次のようになります。

「第1編 総論」

- 「障害者計画」及び「障害福祉計画・障害児福祉計画」の計画の概要をまとめます。



「第2編 第4次潮来市障害者計画」

(令和6年度～令和11年度)

- 計画の基本的な考え方や施策展開など、具体的な施策や取組内容を示します。



「第3編 潮来市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」

(令和6年度～令和8年度)

- 障害福祉サービス等及び障害児福祉サービスについて、計画期間の具体的な見込み、数値目標を掲げます。



「第4編 計画の推進」

- 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の推進にあたって、進捗を管理するための推進体制を示します。

目 次

第1編 総論

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画の趣旨と背景	1
2 計画の構成・位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の対象	4
5 計画の策定体制	5
6 取組の方向性	6

第2編 第4次潮来市障害者計画

第1章 基本的な考え方	9
1 計画の目指す姿（基本理念）	9
2 施策体系	12
第2章 障害者計画の施策展開	15

《基本目標1》みんなで気づいて分かり合えるまちづくり

1 障がい福祉の制度や仕組みを知ろう	15
2 障がいのある人の社会参加を進めよう	20

《基本目標2》みんなとつながって拡がるまちづくり

1 相談支援体制を充実しよう	24
2 障がいのある人の生活支援を充実しよう	27
3 障がいのある人の雇用環境を整えよう	34
4 保育・療育、教育環境を充実しよう	37

《基本目標3》みんなが支え合って暮らせるまちづくり

1 障がいのある人の生きがいづくりを支援しよう	41
2 福祉のまちづくりを進めよう	45
3 保健・医療体制を充実しよう	49
4 安心・安全な暮らしを確保しよう	52

第3編 潮来市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

第1章 計画の基本的な考え方	55
1 基本方針	55
2 令和8年度末における成果目標	57
第2章 障害福祉サービス等の内容と見込み量	62
1 障害福祉サービスの内容と見込み	62
2 障害児福祉サービスの内容と見込み	69
3 地域生活支援事業の内容と見込み	71
4 強化が求められる支援内容	76
第4編 計画の推進	
1 地域自立支援協議会の充実	77
2 福祉人材（財）の育成・確保	78
3 関係機関等との連携・協働	78
4 計画の点検・管理体制	79
資料編	
資料1 策定経過	81
資料2 策定委員会設置要綱と名簿	82
資料3 統計データ	85
資料4 障がい福祉に関するアンケートの概要	94
資料5 団体、事業所等ヒアリングの概要	108
資料6 障がい者計画等の進捗状況と評価	112

■「障害者」の「害」表記等について

本計画においては、心のバリアフリーを推進するために「障害者」などの「害」の字の表記について、可能な限りひらがなで表記しました。

ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や引用、施設名等の固有名詞については変更せずに、引き続き「害」の字を使っています。このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

表記の基本的な考え方は、以下のとおりです。

○障害→障がい

○障害者→障がいのある人、あるいは障がい者（障がいを総称する時に使う）とします。（文章のつながりの中で使い分けます）

○障害児→障がい児

○身体障害者→身体障がい者

○知的障害者→知的障がい者

○精神障害者→精神障がい者

第 1 編 総論

(裏白)

第1章 計画策定にあたって

1 計画の趣旨と背景

- 国は、国連の障害者権利条約の採択を契機として、障害者差別解消法（平成25年法律第65号）や成年後見制度利用促進法（平成28年法律第29号）などを制定し、また、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）以下「障害者総合支援法」という。」を改正するなど、国内法制度の整備を進め、障がいの有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し合う、共生社会の実現を目指した取組を講じています。
- 障害者総合支援法では、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、支援の一層の充実が求められています。また、障がい者の重度化や障がい者及び介護者の高齢化に伴う親亡き後の支援、医療的ケア児、発達障がい児への支援の充実など様々な障がい者への対応の強化が求められています。
- 本市では、障がい者施策の基本的事項や理念、施策・事業の取組を示す「第3次潮来市障害者計画 潮来市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の見直しを行い、新たに「第4次潮来市障害者計画 潮来市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定し、障がいのある人もない人も分け隔てなく、『ともに生きる社会づくり』に向けた取組を推進していきます。
- 本計画を推進するにあたってはSDGs（持続可能な開発目標）の基本的理念である「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて取組を推進するものです。

【参考：国の動向】

年	事項（通称）
平成25（2013）年	○障害者総合支援法の施行 ○障害者優先調達推進法の施行
平成26（2014）年	○障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）の効力発生 ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）の改正・施行
平成27（2015）年	○難病の患者に対する医療等に関する法律の施行
平成28（2016）年	○障害者差別解消法の施行 ○改正障害者雇用促進法の施行 ○成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行 ○発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行
平成29（2017）年	○障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針
平成30（2018）年	○国：障害者基本計画（第4次）策定 ○障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正（障害児福祉計画の策定義務など） ○障害者文化芸術推進法の施行
令和元（2019）年	○改正障害者雇用促進法の施行 ○視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行
令和2（2020）年	○改正高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（読書バリアフリー法）の施行
令和3（2021）年	○医療的ケア児支援法の施行
令和4（2022）年	○障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行
令和5（2023）年	○国：障害者基本計画（第5次）策定
令和6（2024）年 （施行予定）	○改正児童福祉法の施行 ○障害者総合支援法等一部改正 ○改正障害者差別解消法の施行

2 計画の構成・位置づけ

■計画の構成

「障害者計画」と「障害福祉計画・障害児福祉計画」は、市政の基本指針となる「潮来市総合計画」及び「潮来市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を上位計画として策定します。

○第4次障害者計画

障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」として策定し、障がい者の自立及び社会参加の支援等の施策を総合的に定めるものです。

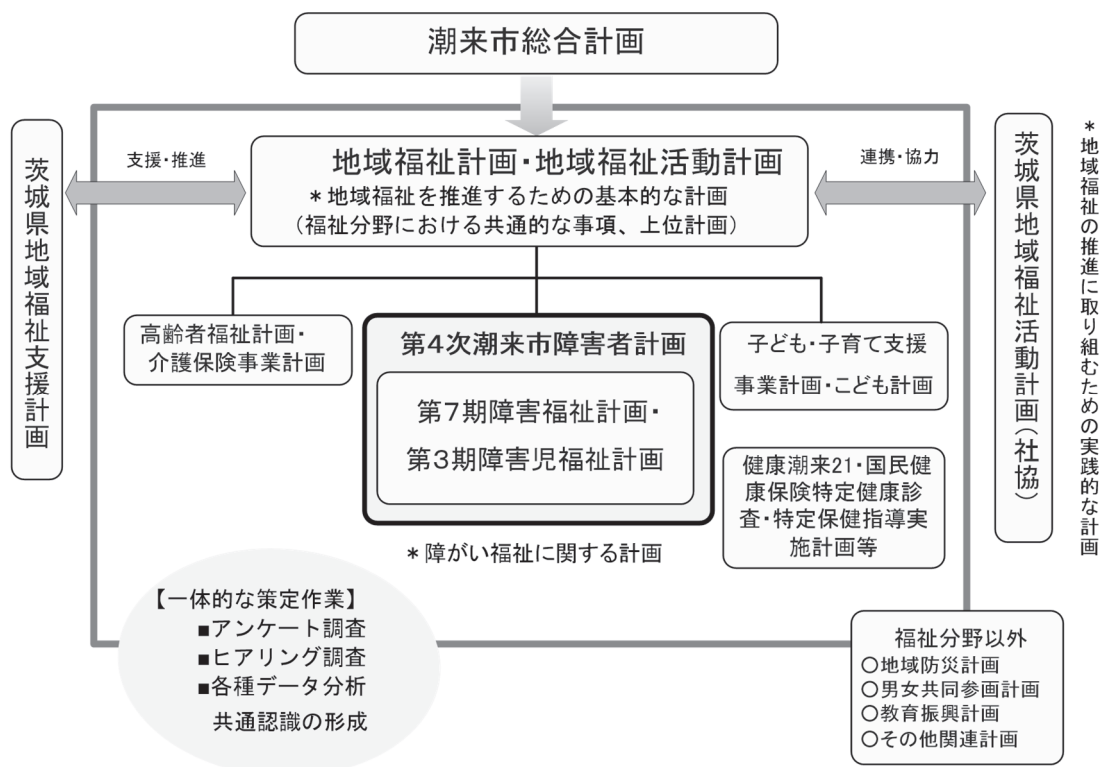
○第7期障害福祉計画

障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」として策定し、生活支援サービスの実施計画としても位置付く、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の見込量と提供体制について定めます。

○第3期障害児福祉計画

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する「市町村障害児福祉計画」として策定し、障がい児の通所支援、相談支援の提供体制について定め、障害福祉計画と一体で作成しています。

■計画の位置づけ



3 計画の期間

- 「第4次潮来市障害者計画」は、令和6（2024）年度～令和11（2029）年度までの6年間です。
- 「第7期潮来市障害福祉計画」は、令和6（2024）年度～令和8（2026）年度までの3年間です。
- 「第3期潮来市障害児福祉計画」は、令和6（2024）年度～令和8（2026）年度までの3年間です。

■計画の期間

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
障害者 基本法	第4次潮来市障害者計画 (6年間)					
障害者 総合支援法	第7期 潮来市障害福祉計画 (3年間)			第8期 潮来市障害福祉計画 (3年間)		
児童福祉法	第3期 潮来市障害児福祉計画 (3年間)			第4期 潮来市障害児福祉計画 (3年間)		

4 計画の対象

- 「第4次潮来市障害者計画」：すべての市民を対象とします。
- 「第7期潮来市障害福祉計画」：身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者、難病の方、手帳未取得の障がいのある人、自立支援医療受給者を対象とします。
- 「第3期潮来市障害児福祉計画」：児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児（身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）または治療方法が確立していない疾病等のある児童）を対象とします。

5 計画の策定体制

（１）ワーキングチーム会議（庁内関係所管課等）

○庁内の関係所管課において、計画の進捗状況の把握と評価を行うとともに、ワーキングチーム会議において、計画策定のための所掌事項の調査、研究等を行いました。

（２）地域自立支援協議会（策定委員会）

○地域自立支援協議会において、地域福祉計画兼地域福祉活動計画策定委員会と合同で調整・検討し、計画内容等の協議等を行い策定しました。

（３）障がい福祉に関するアンケート調査

○障がいのある人の日常生活の状況及び障害福祉サービス等の利用状況・利用意向等を把握することにより、今後の施策展開を図るための基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

（４）関係者・関係機関との連携

○「潮来市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定作業に合わせて、区長及び民生委員児童委員との懇談会や、福祉サービス事業者・団体等ヒアリングを行いました。

（５）パブリックコメントの実施

○第4次潮来市障害者計画・潮来市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（素案）について、広く市民からの意見等を求めるため、パブリックコメント（意見聴取）を実施しました。

6 取組の方向性

○障がい福祉に関するアンケート結果をはじめ、団体、事業所等ヒアリングや区長及び民生委員児童委員との懇談会などから、現状、課題及び今後の方向性について「気づき」「つなぐ」「支える」の3つの視点に基づき整理しました。（資料編を参照）

（１）『気づき』について

現状	課題
○障がいの特性が理解されることで暮らしやすくなるとの意見があった ○差別や偏見、障がいへの理解不足が地域にあった ○お互いに関わりをもつことで理解が深まるとの意見があった ○障害福祉サービスへの理解不足があった ○障がい者（児）の将来の生活を見据えた不安やニーズが見受けられた	○様々な「気づき」の中で、差別を解消し、誰もが生きやすい社会を築くこと ○障がい者（児）の社会参加を進めることで地域の理解を促進すること ○制度やサービスの情報取得、意思疎通を支援すること 【国の基本指針】 ○情報の取得利用、意思疎通支援 ○強度行動障がい、高次脳機能障がいの把握、支援体制



【取組の方向】

- ・ 障がい福祉の制度や仕組みを理解する取組を推進すること
- ・ 社会参加を促進し、コミュニケーション手段の確保に取り組むこと

(2) 『つなぐ』について

現状	課題
○地域には支援が必要なのに隠れてしまっている、支援につながっていない人がある ○障害福祉サービス（就労支援、放課後等デイサービス等）の選択肢が増えたが、利用はあまり増えない ○障害福祉サービス事業者間の連携強化がさらに必要との意見があった ○福祉人材（財）が不足している現状がある ○グレーゾーンの人への支援、対応の不十分さが見受けられた	○将来の暮らしを見据えた暮らし（相談支援強化・複雑化・複合化する課題への対応）の支援に取り組むこと ○障がいのある人と「制度」や「組織」「機関」をつなぐこと ○雇用・就労機会を拡充すること ○福祉に関わる人材（財）の育成・確保を図ること ○障がい児の支援（包容・インクルージョン）を進めること 【国の基本指針】 ○地域生活支援拠点等の事業の強化 ○就労選択支援、精神障がい者の自立訓練



【取組の方向】

- ・将来にわたって自分らしく生きられる相談支援体制を強化すること
- ・必要な福祉サービスが提供できる生活支援サービスを充実させること
- ・障がいのある人が安心して働ける環境づくりを進めること
- ・児童の特性や発達段階に応じた障がい児の保育・療育、学校教育を推進すること

(3) 『支える』について

現状	課題
○文化芸術やスポーツ活動への参加が低い状況であった ○外出をもっと増やしたい意向がある ○障がいがあっても、できることがたくさんあるとの意見があった ○利用しやすい施設、移動のサポートが必要とされていた ○余暇活動、地域の居場所が不足している現状がみられた ○災害時の対応、福祉避難所の充実が求められている	○障がい者（児）の参加支援、地域の居場所を確保すること ○助け合い、支え合いで安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めること ○保健事業の推進、医療機関との連携を強化すること ○災害時の避難行動要支援者対策を強化すること 【国の基本指針】 ○文化・芸術、健康、スポーツ等への参加 ○家族への支援も対応（複合的課題への対応）



【取組の方向】

- ・文化芸術やスポーツ活動を通じた、障がいのある人の居場所づくりを確保すること
- ・誰もが暮らしやすい福祉のまちづくりを推進すること
- ・保健・医療が連携したきめ細かで切れ目のない支援体制をつくること
- ・安心・安全に暮らせる社会をつくること

第2編 第4次潮来市障害者計画

(裏白)

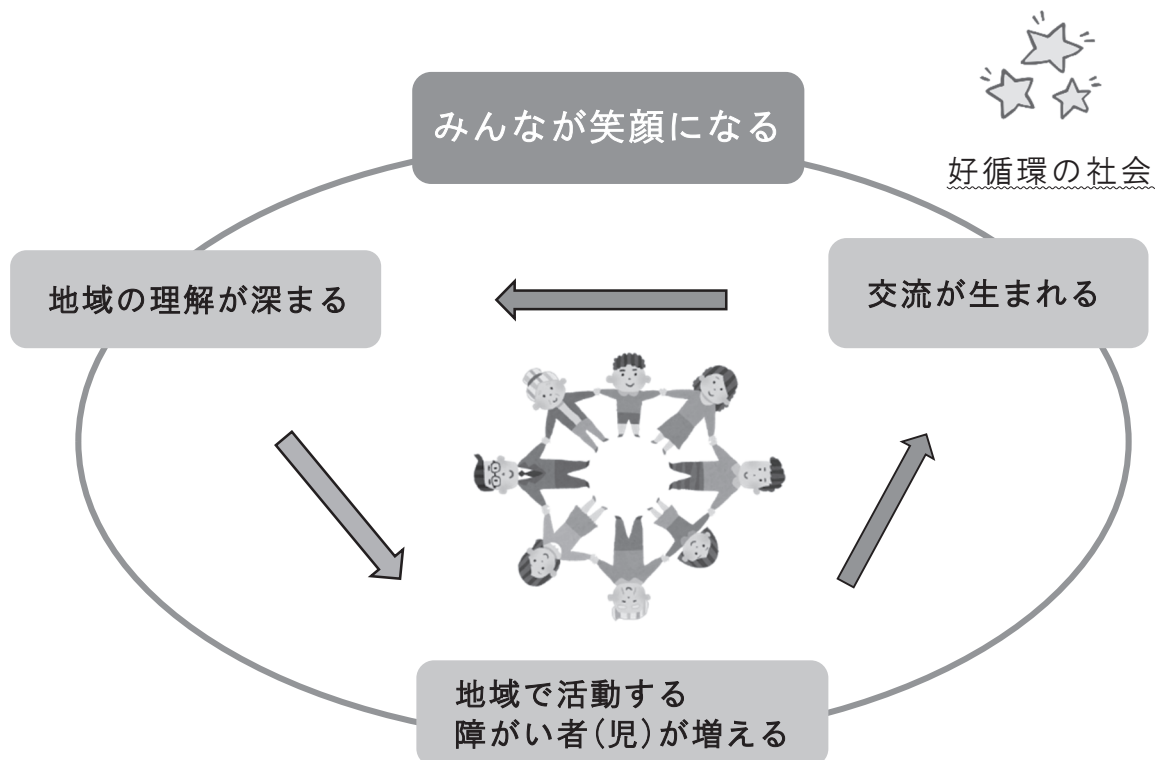
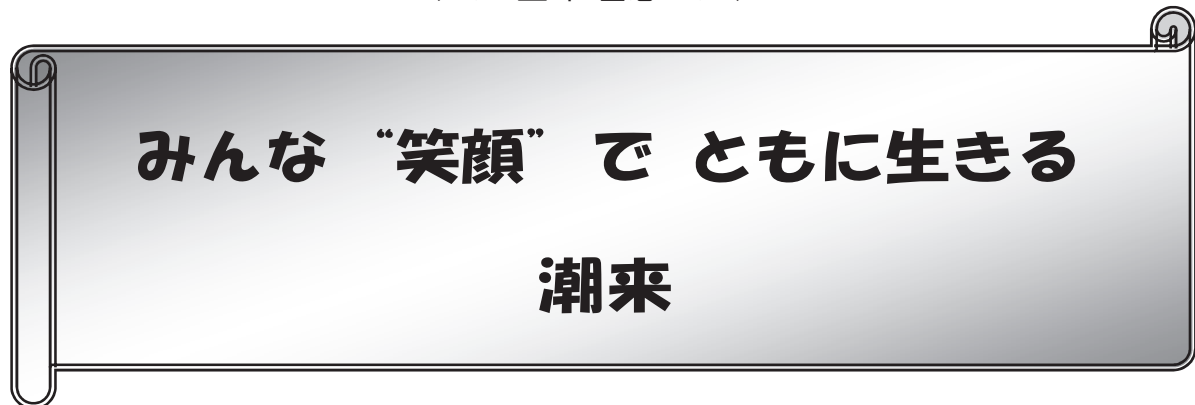
第1章 基本的な考え方

1 計画の目指す姿（基本理念）

本計画の上位計画である「潮来市地域福祉計画」は、地域共生社会の実現に向けて、『笑顔で暮らせるまちづくり』を目指しています。

この方針を踏まえ、「第4次潮来市障害者計画」及び「潮来市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」では、『みんな“笑顔”でともに生きる潮来』を目指す姿（基本理念）として計画を推進します。

◇◆ 基本理念 ◆◇



第4次潮来市障害者計画の全体イメージ

『潮来市の現状』

総人口、世帯数とも減少していく

身体障がい、横ばい
知的障がいは微増
精神障がい（精神通
院）難病患者は増加

障害福祉サービス
（就労継続A型、児
童発達支援、放課後
等デイサービス、グ
ループホーム）が増
えた

障害福祉サービス事
業の選択肢が地域に
増えた

『区長、民生委員懇談会』

地域において障がい
者への理解をもっと
深めて欲しいとの意
見があった（気づき）

お互いに関わりをも
つことでさらに理解
が深まる（気づき）

障がいへの理解不足が
地域にあった（気づき）

地域には支援が必要で
も隠れてしまっている
人がいる（気づき）

『団体、事業所等ヒアリング』

障害福祉サービスの
利用が少ない、もっと
いるはず（気づき）

地域の障がいに対する
理解が不足（気づき）

グレーゾーンの人へ
の支援、対応の不十分
さ（気づき）

障害福祉サービスへの
理解不足（気づき）

福祉人材（財）が不足し
ている（つながり）

相談支援専門員が少な
い（つながり）

新しいサービスが提
供できない（つながり）

障害福祉サービス事業者
間の連携が必要（つながり）

災害時の対応、福祉避
難所の充実（支える）

余暇活動、地域の居場
所が不足（支える）

『国の基本指針』

地域生活支援拠点等
の事業の強化

強度行動障害、高次脳機
能障害の把握、支援体制

〔新規〕就労選択支援、
精神障害者の自立訓練

文化・芸術、健康、ス
ポーツ等への参加

情報の取得利用、意思
疎通支援

家族への支援も対応
（複合的課題への対応）

『障がい者計画等の進捗状況や評価』

【主な成果】

- 相談支援体制が充実した（つながり）
- 地域生活の支援が充実してきた（つながり）
- 事業者間の連携が進んだ（つながり）

【主な課題】

- 障がいへの理解の促進（気づき）
- 相談体制のより一層の充実（つながり）
- 障がい者の生きがいがづくりの支援（支える）
- 災害時の対応力の強化（支える）

『障がい福祉アンケートの結果』

- ◆ 将来を見据えた不安がある（気づき）
将来の生活を見据えてニーズがある
➢ 身体→「健康のこと」
➢ 知的→「親に先立たれること」
➢ 精神→「生活費のこと」

- ◆ 差別・偏見、障がいへの理解不足（気づき）
➢ 差別偏見を感じている障がい者がまだ多い
➢ 障がいへの地域の理解はまだ不十分
➢ 先生や企業の障がいへの理解不足

- ◆ 相談支援の充実（つながり）
➢ 相談窓口うまくつながっていない、相談
場所がわからない人が3割いる
➢ 相談にはしっかり対応してほしい

- ◆ 障がい福祉サービスの充実（つながり）
➢ 「就労支援系」「放課後等デイサービス」増
➢ 知的、精神→「就労支援系」が高い
➢ 障害福祉サービス利用の満足度は横ばい

- ◆ 障がいのある人の生活の質の向上（支える）
➢ 文化芸術やスポーツ活動への参加が低い
➢ 外出をもっと増やしたい意向がある
➢ 施設改善、移動のためのサポートが必要

- ◆ 障がい福祉施策の満足度・重要度（支える）
相談機能の充実。情報がうまく伝わっていない
➢ 満足度高い→相談窓口の充実
➢ 重要度高い→災害時の支援

《基本理念・施策体系》

**みんな“笑顔”で ともに生きる
潮来**

『新たな計画の課題等』

■ キーワード1 ■
気づき

- 障がいや障がいのある人への理解不足
- 障がい者福祉制度や仕組みの理解不足
- 地域住民の障がいに対する理解不足
- 障がいのある人の、地域の福祉サービスに対する理解不足
- 将来の不安を先延ばしにすることへの懸念

■ キーワード2 ■
つなぐ

- 相談窓口の充実
- 自分にあったサービスを選択できる福祉サービスの充実
- 地域の人との交流、つながりの構築

■ キーワード3 ■
支える

- 障がいのある人に対する地域の支えの充実
- 誰もが安心して暮らし続けられる環境
- 障がいのある人が、住み慣れた地域の中で、地域住民と支え合い・助け合って生活できる環境

《基本目標1》 みんなで気づいて分かり合える
まちづくり

- 1 障がい福祉の制度や仕組みの理解促進
差別解消・福祉意識の向上
制度・サービス内容の周知
権利擁護の充実
- 2 障がいのある人の社会参加の推進
交流機会の拡大
手話言語など情報提供手段の充実

《基本目標2》 みんなとつながって拓がる
まちづくり

- 1 相談支援体制の充実
多様な相談に応じる体制 虐待の防止
- 2 障がいのある人の生活支援の充実
在宅福祉サービスの充実 日中活動の場の充実
居住支援の充実 経済的な支援
- 3 障がいのある人の雇用環境の確保
雇用・就労機会の拡充 工賃向上の推進
- 4 保育・療育、教育環境の充実
障がいのある子どもの保育・療育
障がいのある子どもの学校教育の充実

《基本目標3》 みんなが支え合って暮らせる
まちづくり

- 1 障がいのある人の生きがいづくりの支援
文化芸術・スポーツ活動の推進
障がいのある人の居場所づくり
- 2 福祉のまちづくりの推進
生活環境の整備 行政サービスにおける配慮
- 3 保健・医療体制の充実
健康づくりの推進 医療機関との連携
- 4 安心・安全な暮らしの確保
防災・感染症対策の推進
交通安全・防犯対策の推進

2 施策体系

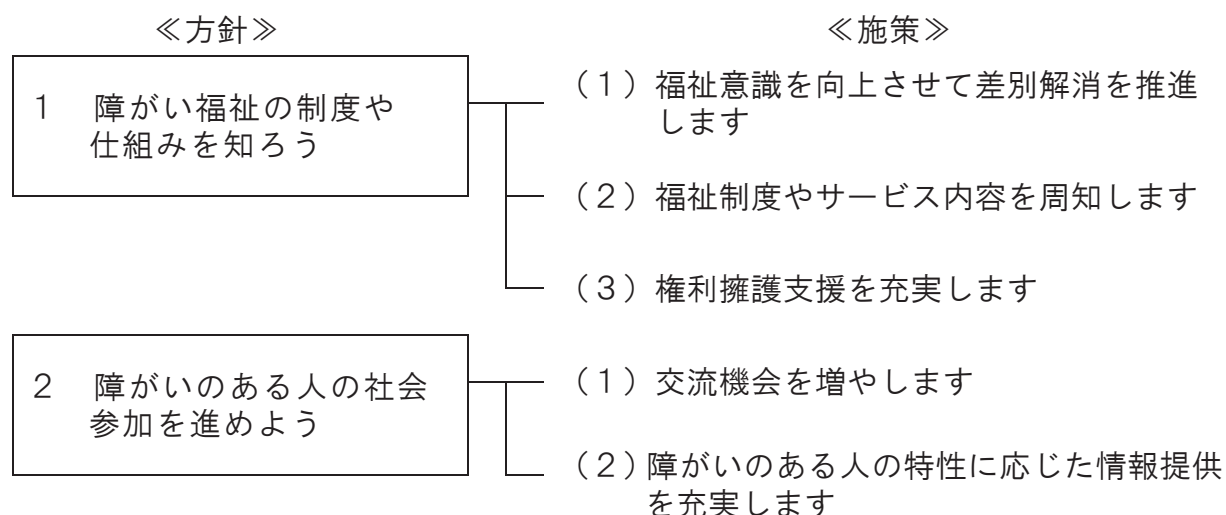
3つの基本目標を掲げて計画の取組を推進します。

気づき

《基本目標1》 みんなで気づいて分かり合えるまちづくり

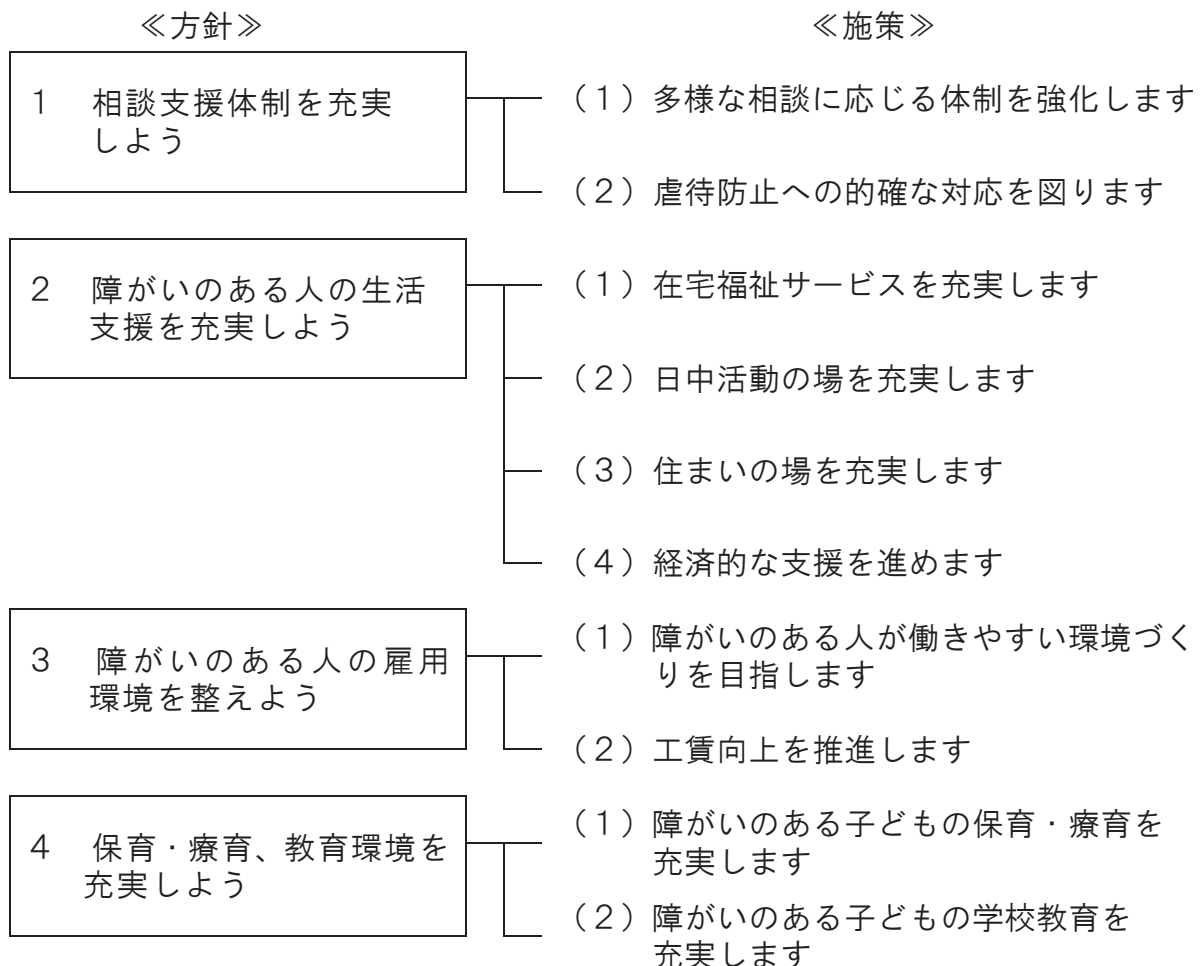
○障がいのある人が、障がい福祉の制度や仕組みを知って、理解し、必要な支援に結びつくよう取り組みます。

○障がいのある人に対する理解を深め、障がいの有無に関わらず、誰もがお互いに尊重し合いながら、ともに安心して暮らせることができる共生社会の実現を目指し取り組みます。



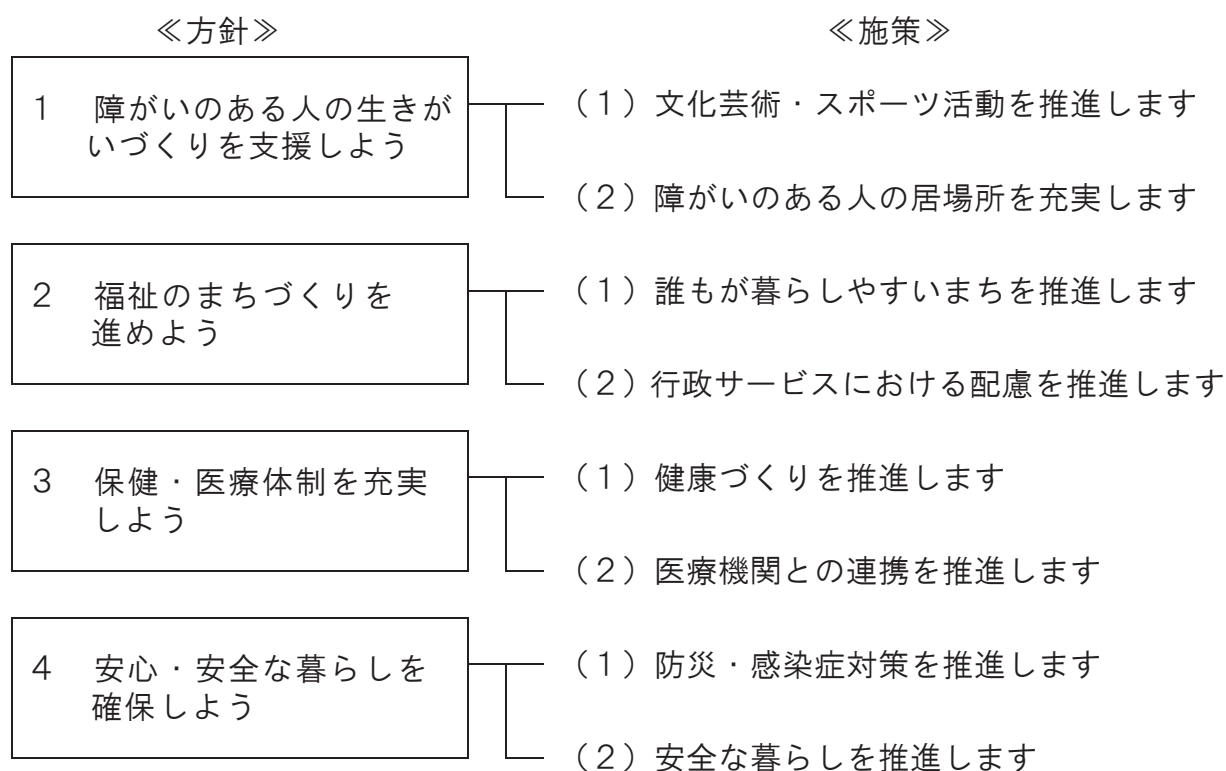
《基本目標2》 みんなとつながって拡がるまちづくり

- 障がいのある人が将来にわたって自分らしく生きられるよう、相談支援体制の充実を図ります。
- 障害福祉サービス基盤の充実を図ることで必要な福祉サービスが提供できるよう、生活支援サービスを充実します。
- 障がい者雇用に対する啓発や理解促進を図り、多様なアプローチによって、障がいのある人が就労できる環境づくりを推進します。
- 未就学児や児童生徒の特性や発達段階に応じた早期からの適切な療育訓練・指導を行えよう、きめ細かな教育環境等の充実を図ります。



《基本目標3》 みんなが支え合って暮らせるまちづくり

- 文化芸術・スポーツ活動を充実し、障がいのある人が生きがいを感じる居場所の確保を推進します。
- 地域の生活環境を整備することで、誰もが暮らしやすい福祉のまちづくりを推進します。
- 保健・医療との連携を図ることで、きめ細かで切れ目のない支援体制の充実に努めます。
- 防災・防犯対策などにより、誰もが安心・安全に暮らせる地域社会づくりを推進します。



第2章 障害者計画の施策展開

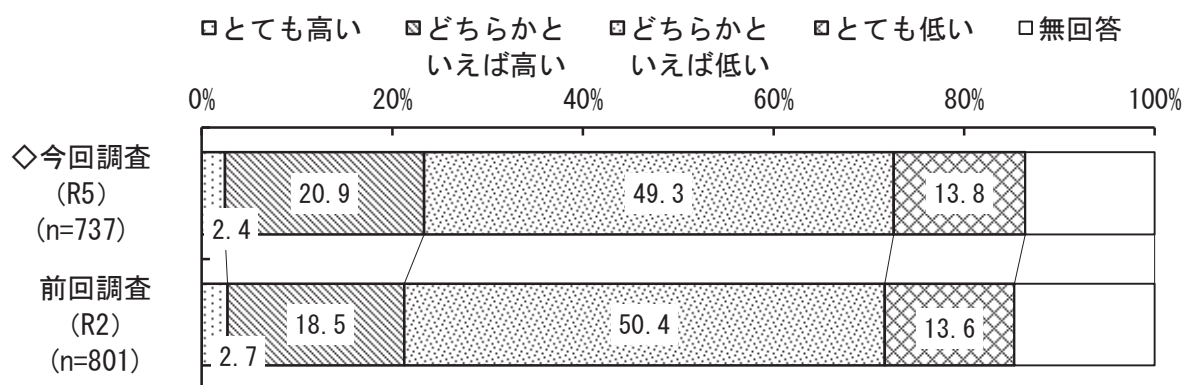
基本目標1 みんなで気づいて分かり合えるまちづくり

方針1 障がい福祉の制度や仕組みを知ろう

◆現状と課題◆

- 障がいのある人に対する差別や権利の侵害、あるいは障がいのある人への社会的な障壁の除去を意図的に行わないことは禁止されており、障害者差別解消法では、「障がいを理由とする差別」を解消する必要な施策を講じ、障がいのある人もない人も共に生きる社会を目指しています。
- アンケート結果では、障がいのある人への理解が少しずつ進んでいますが、まだ、障害者差別解消法の理解は低く、障がいがあるために差別や偏見、嫌な思いを経験しているとの回答が知的障がい者や精神障がい者の方から傾向として多くみられました。
- 団体、事業所等ヒアリングでは、障がいのある人やその家族が制度や仕組みを理解していないために、将来への不安を先延ばしにして、必要な支援に結びついていない人もいるとの意見等がありました。
- 障がいのある人やその家族が、障がい福祉の制度や仕組みを理解して必要な支援に結びつけるとともに、地域との交流機会を拡大することで、障がいに対する理解を深めていく必要があります。

▼障がいのある人への市民の理解



(n は回答者総数) 以下同様

(1) 福祉意識を向上させて差別解消を推進します

○障がいのある人への理解を深め、差別を解消させるためには、障がいや障がいのある人のことを市民がよく理解していくことが重要です。

○誰もがともに暮らす地域共生社会の実現のため、関係機関が連携し、広報紙やホームページ、リーフレット等を活用して啓発活動を行います。

取組内容	取組概要	担当課
①市民の福祉意識の向上	・市民の福祉意識の向上を目指して「潮来市地域福祉計画・潮来市地域福祉活動計画」等を推進します。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
②障がいに対する差別の解消、理解促進《拡充》	・障がいのある人に対する理解を深めるため、市やサービス提供事業者及び関係機関が連携し、障害者差別解消法の普及啓発などを推進します。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
	・児童生徒の障がいに対する理解を促進するため、学校においてボランティア体験授業などを授業に組み入れ、福祉に関する教育等の推進を図ります。	学校教育課
③人権を理解する学習機会	・市職員、教職員等の研修会、人権教育に関する講演会等を開催します。	総務課 生涯学習課
	・人権相談員による人権相談を開催します。	市民課
◆障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス	☆地域生活支援事業による支援 ⇒理解促進研修・啓発事業	社会福祉課

注) 担当課などの組織は、令和5年4月現在。障害者総合支援法に基づく福祉サービスの取組概要について、

★は自立支援給付、☆は地域生活支援事業、◆は児童福祉法に基づく障害児支援。(以下同様)

(2) 福祉制度やサービス内容を周知します

○市民及び障がいのある人やその家族が、福祉制度やサービスについてよく理解し、制度やサービスを適切に利用できることが重要です。

○広報紙やホームページ等を活用して、障がいのある人が必要とする情報をわかりやすく提供します。

取組内容	取組概要	担当課
①障がいに関する制度・サービスの普及啓発	・障がい者福祉のしおりを活用して、市の福祉制度や民間事業者の紹介などの周知を図ります。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
	・障がい者福祉に関する情報提供を図るため、家族会や親の会などの関係団体との情報交換を行います。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
	・広報紙やホームページ等で、福祉に関する情報や制度等を提供します。	秘書課 (情報戦略室)
	・市公式のX(旧ツイッター)やフェイスブック、公式LINEなどSNS(※)を活用して、福祉に関連する行事やイベント、地域情報等を提供します。	秘書課 (情報戦略室)

※SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

Social networking service の略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービスのこと。

(3) 権利擁護支援を充実します

○判断能力が十分でない障がいのある人が、地域で安心して暮らし続けられるよう、成年後見制度の理解は重要です。

○障がいのため判断能力が不十分な方や高齢者の権利と財産を守るために、支援機関の整備や権利擁護事業の周知と利用促進を図ります。

取組内容	取組概要	担当課
①権利擁護支援の中核機関の整備（地域連携ネットワーク体制）《新規》	・成年後見制度 ^(※) 等の利用が必要な方を適切な制度利用につなげられる中核機関を整備し、権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制を構築します。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
②権利擁護支援の周知と活用	・権利擁護に係わる制度やしくみを普及するため、社協と連携して、日常生活自立支援事業 ^(※) や成年後見制度の周知と活用を図ります。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
◆障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス	☆地域生活支援事業による支援 ⇒成年後見制度利用支援事業 ⇒成年後見制度法人後見支援事業	社会福祉課

※成年後見制度

認知症の高齢者や知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分な成人の財産管理や契約、福祉サービスの利用契約などについて、選任された成年後見人が代理して行う制度のこと。

※日常生活自立支援事業

知的障がい、精神障がいのある人等に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を行うことにより、在宅での自立した生活を送ることを支援する事業のこと。

【目指す姿】

*障がいのある人やその家族が、福祉の制度や仕組みを理解し、必要な支援に結びついています。

【取組指標】

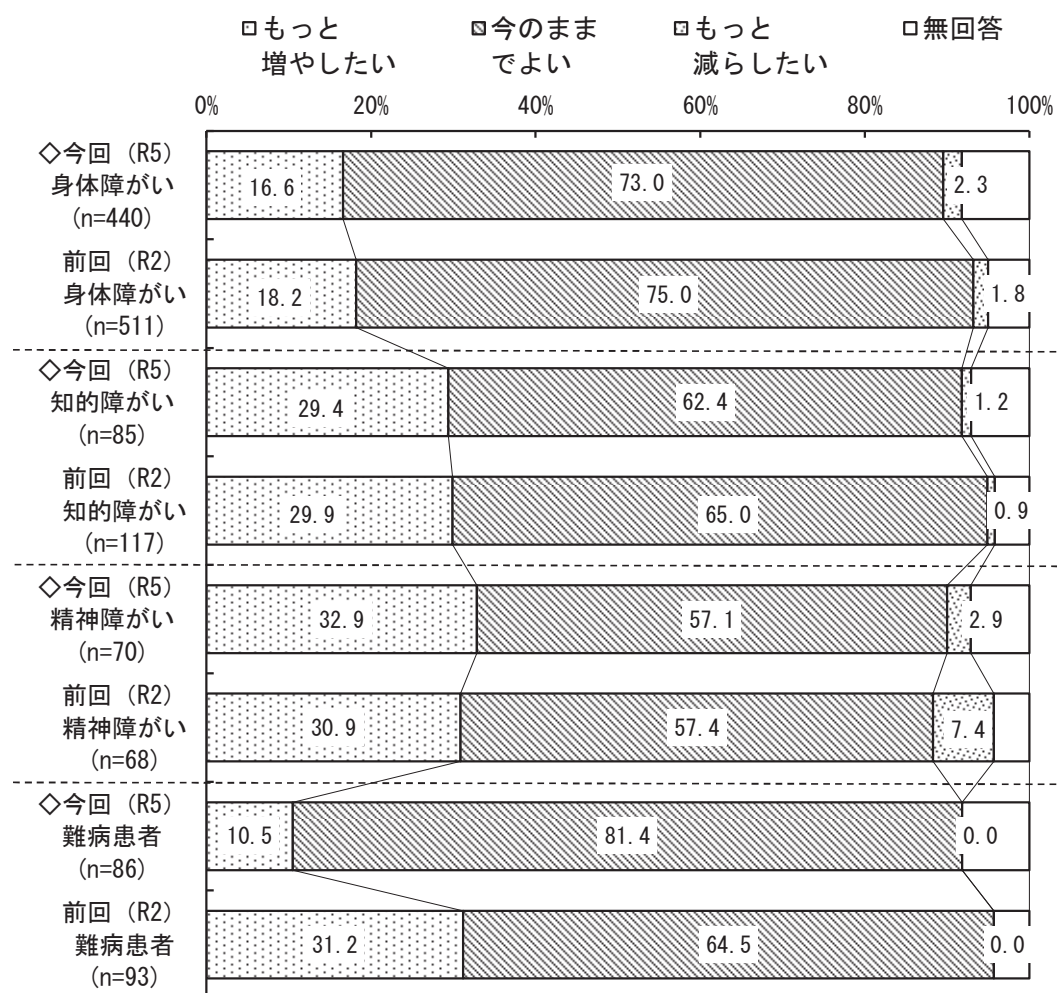
指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
人権教育研修会の参加者数	82 人	250 人
成年後見制度の支援者数	2 人	4 人
権利擁護支援の中核機関の設置	—	設置

方針２ 障がいのある人の社会参加を進めよう

◆現状と課題◆

- アンケート結果では、知的障がい者や精神障がい者の約３割が外出の機会を増やしたいとしています。
- 障がいのある人の社会参加や交流機会の拡大を進める必要があります。
- 障がいのある人が必要な情報を確実に得られるよう、障がいに対応する情報発信や情報提供の充実を図っていく必要があります。

▼外出の希望【経年比較】



注) 無回答値は省略

(1) 交流機会を増やします

○障がいのある人が社会参加し、市民と交流する機会を増やすことは、障がいに対する理解を深めるきっかけとして重要です。

○障がいのある人の社会参加を増やすために、障がいのある人が取り組むボランティア活動への支援や、地域及び学校での交流機会の充実を図ります。

取組内容	取組概要	担当課
①地域福祉活動の推進	・ボランティアセンターを通じて、障がいのある人が取り組むボランティア活動を支援します。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
	・地域のボランティア活動や社会奉仕体験活動への参加を通じて、思いやりと助け合いの心の育成を図ります。	学校教育課
②交流機会の充実	・地域団体や関係機関と連携し、様々な障がいのある人と市民の交流機会の充実を図ります。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
◆障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス	☆地域生活支援事業による支援 ⇒自発的活動支援事業	社会福祉課

（２）障がいのある人の特性に応じた情報提供を充実します

○障がいのある人やその家族が必要なときに情報を入手できるよう、様々な情報手段等の活用が重要です。

○障がいのある人の情報交換を行うため、障がいの特性に応じた情報提供や必要な人材（財）等の確保を進めます。

取組内容	取組概要	担当課
①障がいの特性に応じた情報提供の充実	・手話言語をコミュニケーションの手段として活用できるよう、広域で手話通訳者や要約筆記者の育成を図ります。また、講演会などの開催時において、関係団体と連携して手話通訳者等の派遣を行います。	社会福祉課
	・社協等と連携して、手話通訳や声のボランティアと協力して障がいのある人等への情報提供を行います。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
	・緊急時に手遅れにならないよう、緊急通報システムや聴覚障がいのある人にネット 119 の活用を図ります。	社会福祉課
②市ホームページ等のアクセシビリティの充実	・ホームページ等のアクセシビリティ ^(※) （利用者の使いやすさ）の向上のため、音声読み上げ機能など障がいのある人に配慮した環境整備を図ります。	秘書課 (情報戦略室)
	・障がいのある人が、市窓口でスムーズに意思疎通が図れる様々な手段を検討します。	社会福祉課
◆障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス	☆地域生活支援事業による支援 ⇒手話奉仕員養成研修事業 ⇒意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者の派遣）	社会福祉課

※アクセシビリティ

Access（近づく、アクセスする）と ability（能力、できること）との意味から派生し、利用者の障がいや年齢等にかかわらず、あらゆる人々が提供されている情報やサービスを利用できること。

【目指す姿】

＊障がいのある人が必要な情報を得て、社会参加し交流する機会が増えています。

【取組指標】

指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
手話奉仕員養成研修事業講習修了者数	3人	3人
講演会等への手話通訳者の派遣回数	-	2人

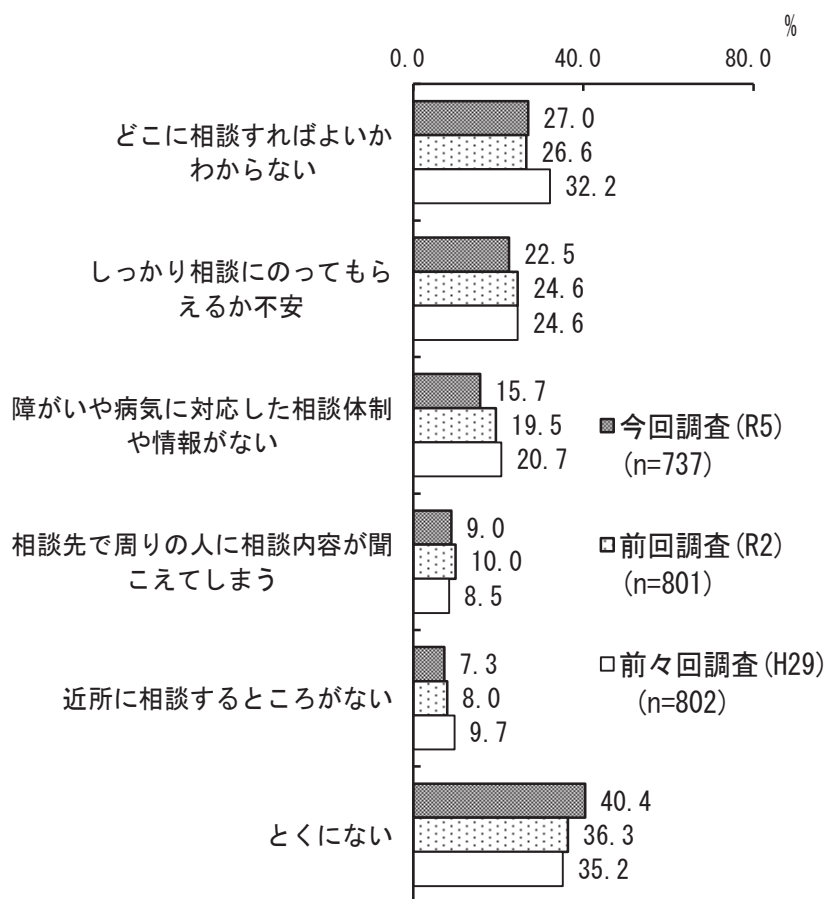
基本目標2 みんなとつながって広がるまちづくり

方針1 相談支援体制を充実しよう

◆現状と課題◆

- アンケート結果では、困りごとに関して、どこに相談すればよいかわからない、しっかり相談にのってもらえるか不安との声があります。
- 障がいのある人が将来にわたって自分らしく生きられるよう、障がいのある人やその家族が適切な助言等を受け、安心して相談できる体制が重要です。
- 部門別の福祉に関する相談窓口は充実してきましたが、引き続き、各部署が連携した相談対応体制の充実が求められます。

▼相談や情報収集するときに困ること《複数回答》



注) 無回答値は省略

(1) 多様な相談に応じる体制を強化します

○障がいのある人が、身近なところで総合的な相談支援が受けられる環境はとても重要です。

○相談機関の周知を図るとともに、市内外の相談機関や障害福祉サービス提供事業者間と連携して、多様な障がいに対応できる相談体制の充実に努めます。

取組内容	取組概要	担当課
①障がい者基幹相談支援センターの機能充実《拡充》	・障がい者基幹相談支援センター(※)に相談支援専門員等を配置し、相談支援の中核として地域の支援体制の充実に努めます。	社会福祉課
②多様な障がいに対応する相談機能の整備《新規》	・強度行動障がいや高次脳機能障がい、医療的ケア児、発達障がい者等の相談対応に応じるため、相談支援事業者や民間団体等と連携を進めます。	社会福祉課
③相談支援の充実	・障がいのある人が必要なサービスを適切に使えるように、計画相談支援を行う事業所の確保に努めるとともに、身近な地域において相談に応じる、身体障害者相談員、知的障害者相談員及び民生委員児童委員活動を周知します。	社会福祉課
◆障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス	★自立支援給付に基づく支援 【相談支援】 ⇒計画相談支援 ⇒地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援) ⇒障害児相談支援 ☆地域生活支援事業による支援を行います。 ⇒相談支援事業(障害者相談支援事業・住宅入居等支援事業)	社会福祉課

※障がい者基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者等に関わる相談支援を総合的に行うことを目的としたセンターのこと。

(2) 虐待防止への的確な対応を図ります

- 「障害者虐待防止法」の趣旨を踏まえ、関係機関や市民等への周知を図るとともに相談支援の体制の充実を図り、障がいのある人への虐待を防止する地域のネットワークづくりを進めます。

取組内容	取組概要	担当課
①虐待などへの的確な対応のためのネットワーク体制	・地域自立支援協議会等の関係機関で事例を共有するなど、障がい者の虐待防止ネットワークの体制整備を図ります。	社会福祉課
②障がい者虐待防止の啓発と相談支援《拡充》	・「障害者虐待防止法」に基づく「潮来市障害者虐待防止センター」の周知に努めるとともに、24時間体制で虐待の通報に対応します。	社会福祉課

【目指す姿】

＊障がいのある人やその家族が適切な助言等を受け、安心して暮らせる支援のネットワークが構築されています。

【取組指標】

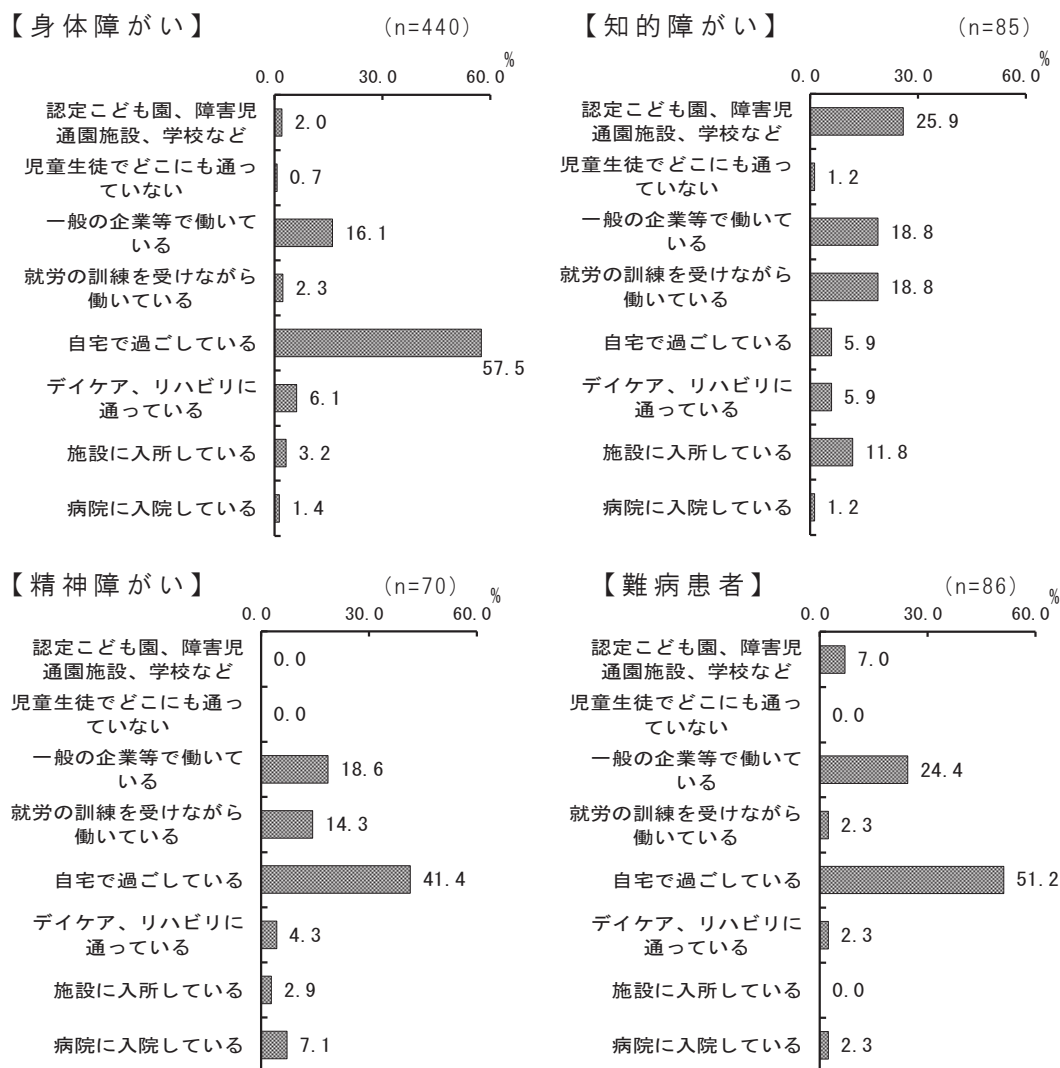
指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
障がい者基幹相談支援センター相談件数	528 件	550 件
地域自立支援協議会における事例検討の実施	—	実施

方針2 障がいのある人の生活支援を充実しよう

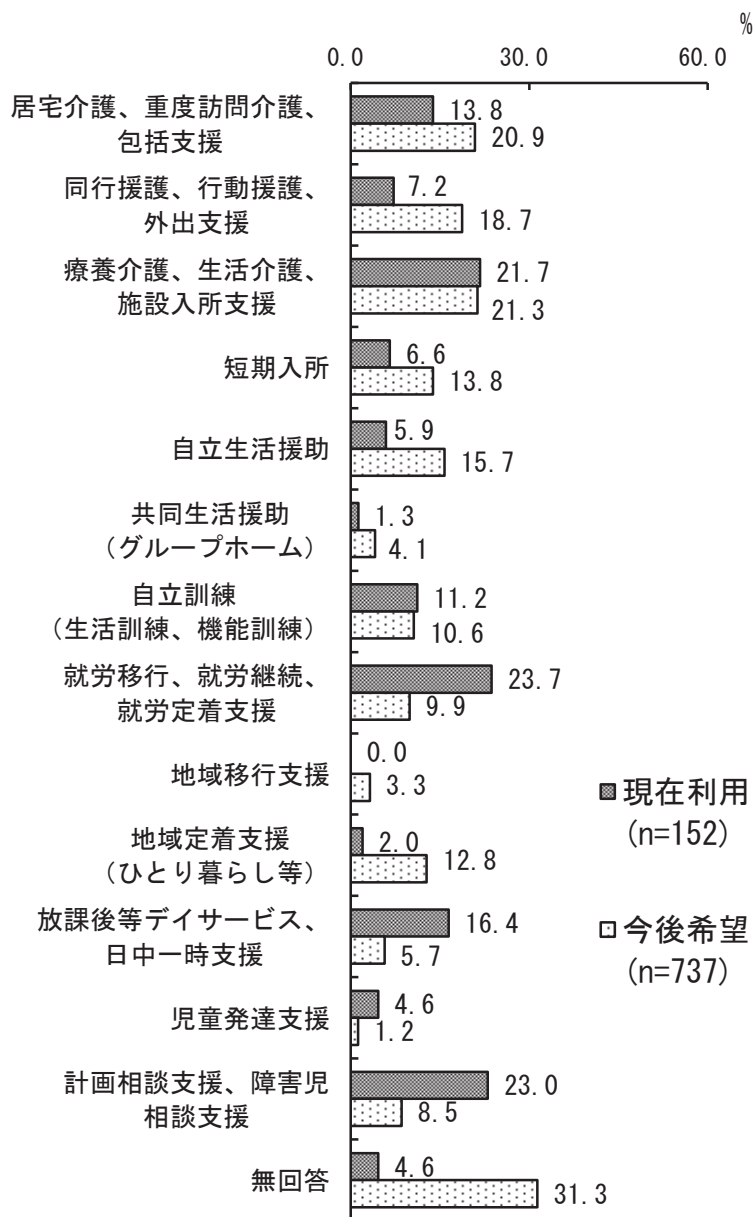
◆現状と課題◆

- 『障害福祉サービス』を利用している人は、アンケート結果で全体の約2割ですが、知的障がい者は約6割、精神障がい者は約3割が利用しており、障がい種別で利用状況は大きく異なります。また、平日の昼間の過ごし方も障がいにより傾向が異なっており、多様な生活支援サービスの充実が求められています。
- 今後は、同行援護や短期入所、自立生活援助などの障害福祉サービスの希望が高くなっています。
- 障がいのある人が地域で安心した生活を継続できるよう、各種サービス内容の周知やサービス提供体制の充実に努めていく必要があります。

▼平日の昼間の過ごし方



▼障害福祉サービスの現在の利用と今後の希望《複数回答》



(1) 在宅福祉サービスを充実します

○『障害福祉サービス』の提供体制の確保と、適正な制度の運用に努めます。

また、自宅での生活を支援する在宅福祉サービスの充実に努めます。

○障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供できるよう取り組みます。

取組内容	取組概要	担当課
①地域生活支援拠点等の活用	・ 障がい者（児）が住み慣れた地域で、様々な支援を切れ目なく享受できるよう、市内事業所と連携して「地域生活支援拠点等 ^(※) 」の活用に努めます。	社会福祉課
②在宅福祉サービス事業の充実	・ 制度による必要な支援を受けられるよう、障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）を交付します。	社会福祉課
	・ 県や関係機関と連携して、施設・病院からの退所者などが円滑に地域生活に移行できるよう、在宅生活を支援するサービスを調整します。	社会福祉課
	・ 社協と連携して、自宅での日常生活をサポートする生活支援サービスを行います。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
◆障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス	★自立支援給付に基づく支援 【訪問系サービス】 ⇒居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助 ☆地域生活支援事業による支援を行います。 ⇒日常生活用具の給付等事業 ⇒訪問入浴サービス事業 ⇒移動支援事業	社会福祉課

※地域生活支援拠点等

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者（児）の地域生活支援を推進する観点から、障がい者（児）が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域の事業者が機能を分担して様々な支援を切れ目なく提供する拠点のこと。

(2) 日中活動の場を充実します

○障がいのある人の日中活動を支援する場は、障がいの特性に合わせて多様な活動の場が必要となります。

○障がいのある人が、自分にあった日常生活を送れるように、多様な日中活動の場を確保するとともに、創作的な活動や生産活動の機会、交流活動等を支援します。

取組内容	取組概要	担当課
①地域活動支援センターの確保	・「地域活動支援センター(※)」において、日頃の居場所を確保するとともに、日常生活の支援や相談への対応、地域との交流等につなげられるよう支援します。	社会福祉課
◆障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス ◆児童福祉法に基づく障害福祉サービス	★自立支援給付に基づく支援 【日中活動系サービス】 ⇒生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援・就労継続支援（A型、B型）、療養介護、短期入所、就労定着支援 ◆児童福祉法に基づく障害児支援 ⇒障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援） ☆地域生活支援事業による支援を行います。 ⇒日中一時支援事業 ⇒地域活動支援センター	社会福祉課

※地域活動支援センター

利用者の状況に応じて、創作的活動や生産活動の機会の提供、日常生活の支援や相談への対応、地域の関係機関・団体との連携による各種の交流活動への参加支援などを行う活動拠点のこと。

(3) 住まいの場を充実します

○障がいのある人が地域で暮らすためには、障がいの特性に応じた住まいの確保が重要です。

○地域に多様な住まいが確保されるよう、グループホーム等の整備の促進を図ります。また、入所が必要な方に施設入所を支援します。

○障がいの特性に応じた住まいの確保等についても検討を図ります。

取組内容	取組概要	担当課
①住宅確保の支援	・グループホームの整備促進に取り組むとともに、入所が必要な方への施設入所を支援します。	社会福祉課
◆障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス	★自立支援給付に基づく支援 【居住系サービス】 ⇒共同生活援助（グループホーム） ⇒施設入所支援 ⇒自立生活援助 ☆地域生活支援事業による支援を行います。 ⇒日常生活用具の給付等事業 （居宅生活動作補助用具・住宅改修費）	社会福祉課

(4) 経済的な支援を進めます

○障がいのある人やその保護者の経済的な負担軽減や支援は、安定した暮らしのために重要です。

○年金や各種手当の支給、税の優遇措置、公共施設の利用料減免などを行い、経済的な負担軽減と暮らしの安定を支援します。

取組内容	取組概要	担当課
①各種手当・年金等の周知	・暮らしの安定を支援するため、障害基礎年金の申請受付、障害者年金等制度や医療福祉費支給制度（マル福）の周知に努めます。	市民課
	・特別障害者手当等、難病患者福祉見舞金、各種手当を適切に支給します。	社会福祉課
②医療費の助成等	・更生医療費を給付します（自立支援医療費）。 ・育成医療費を給付します（自立支援医療費）。	社会福祉課
	・難病患者の医療費を助成します（特定疾患治療研究事業）。 ・精神通院の医療費を助成します（自立支援医療費）。	茨城県
③生活福祉資金貸付の相談と受付	・社協と連携して、生活資金や福祉資金の貸付を行います。	社会福祉課 （社会福祉協議会）
④各種減免制度の周知	・住民税の控除や自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免などのほか、鉄道・バス運賃、タクシー料金、有料道路通行料金などの各種割引制度を周知します。	社会福祉課

【目指す姿】

* 各種の生活支援サービスが充実し利用されることで、障がいのある人への支援が切れ目なく提供され、安定した暮らしができています。

【取組指標】

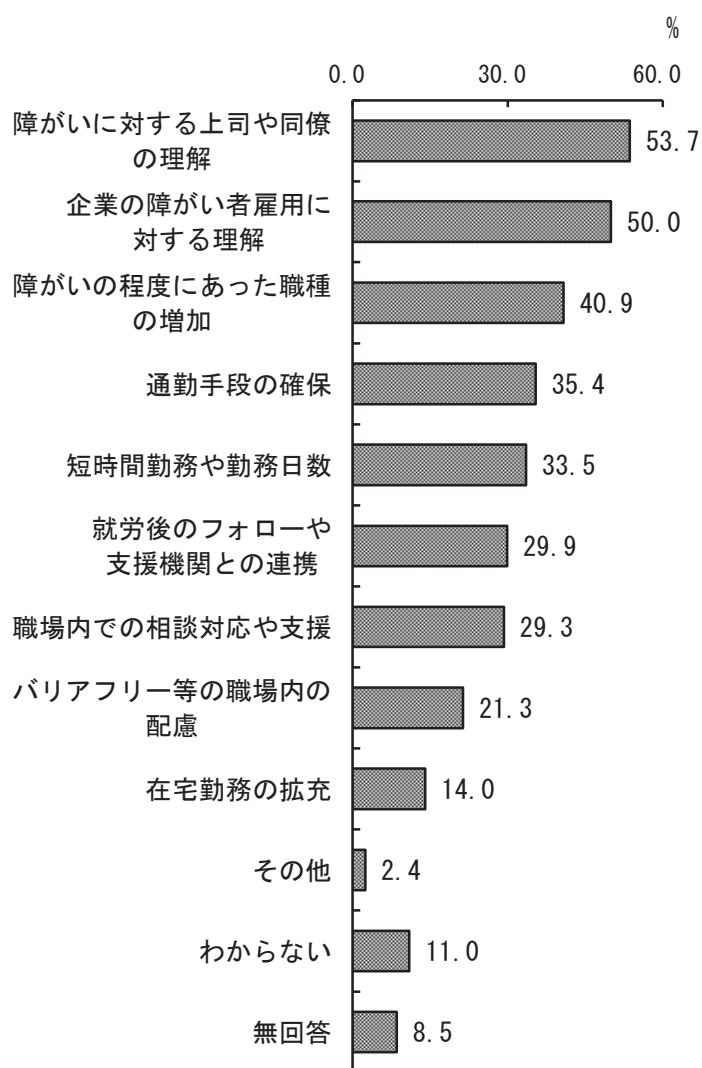
指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
地域生活支援拠点等の運用状況の検証・ 検討実施回数	—	年1回
地域活動支援センター（Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ 型）の利用者数	22人	30人

方針3 障がいのある人の雇用環境を整えよう

◆現状と課題◆

- 障がいのある人にとって、就労は経済的自立への第一歩であり、同時に社会参加の最も重要な要素となります。
- 就業に関する支援や日常生活に関する支援について、市をはじめ、特別支援学校やハローワーク、障害者就業・生活支援センター、就労支援事業所などが障がい者の就業支援に取り組んでいます。
- アンケート結果では、障がいのある人が働きやすい環境として障がいに対する上司や同僚の理解や、企業の理解が大切との回答が多くなっています。
- ヒアリング調査では、自分にあった就労先を選択し、継続して働ける環境づくりが求められていました。

▼働きやすい環境づくり《複数回答》 (n=164)



(1) 障がいのある人が働きやすい環境づくりを目指します

○障がいのある人がその人らしく働き続けるためには、本人や家族の意思とともに企業や職場の理解が不可欠です。

○障がいのある人が地域の企業等で就業し、継続して働けるよう、企業や雇用主に対して障がい者雇用に対する理解、啓発を行います。また、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援の事業者との情報交換しながら、多様なアプローチによって、障がいのある人が働きやすい環境づくりに努めます。

取組内容	取組概要	担当課
①障がい者雇用の拡大に向けた企業などへの啓発《拡充》	・ 就労支援を行っているハローワーク、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校、事業所などと連携して、障がいのある人の就労先の開拓に努めます。	社会福祉課
	・ 関係機関と連携し、障がい者就職面接会などにおいて、障がい者雇用に対する事業所等の理解促進や情報提供に進めます。	観光商工課
②就労支援の充実	・ 障がい者等の就労を支援するため、生活困窮者自立支援事業と連携して、就労機会の提供や自立に向けた支援を行います。また、国や県が行っている各種の就労支援事業の普及啓発と利用促進に努めます。	社会福祉課
◆障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス	★自立支援給付に基づく支援 ⇒就労選択支援（注：令和7年10月1日施行予定） ⇒就労移行支援 ⇒就労継続支援（A：雇用型・B：非雇用型） ⇒就労定着支援	社会福祉課

（２）工賃向上を推進します

○障がいのある人の工賃（収入）は低い状態にあり、工賃の向上への取組は重要です。

○「障害者優先調達推進法」に基づき、障害者就労支援施設の受注機会の拡大を図るとともに、工賃向上に向けた様々な取組を支援します。

取組内容	取組概要	担当課
①受注機会の拡大と優先調達の推進	・ 障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進を図るため、市の調達方針を踏まえ障害者就労支援施設の受注機会の拡大を図ります。また、市庁舎での物品販売や道の駅イベント等において販売機会の確保を図るなど就労支援を行っている事業所への支援を行います。	社会福祉課

【目指す姿】

＊障がいのある人の雇用環境が整うことで、障がいのある人が生き生きとした暮らしの実現が図られています。

【取組指標】

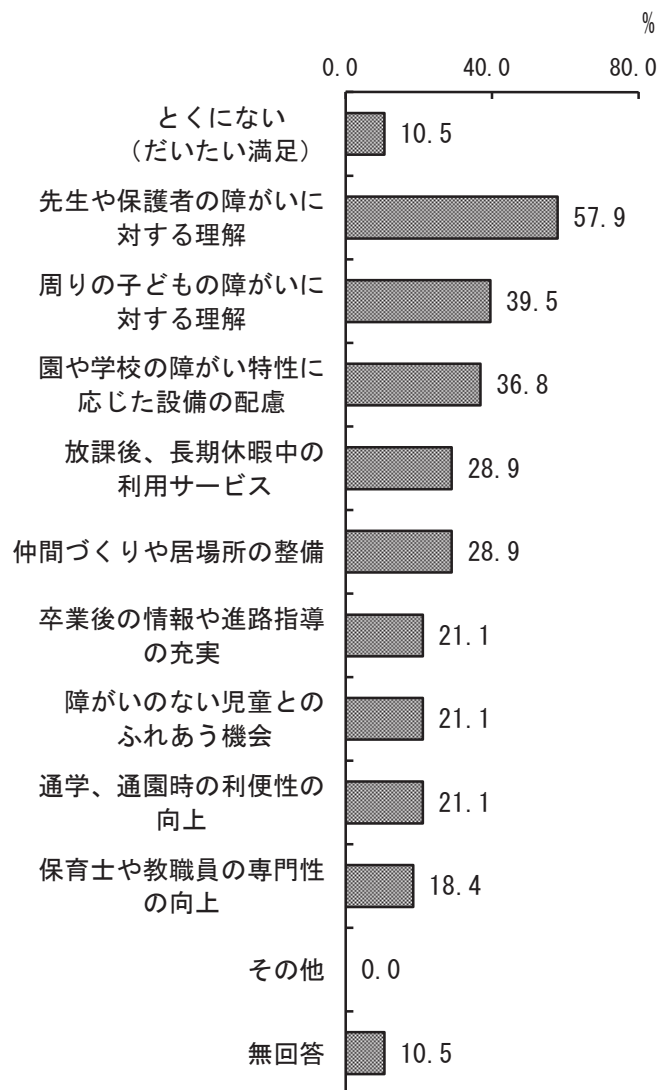
指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
年間一般就労移行者数	-	2人
優先調達推進法に基づく市の発注額	7,456千円	現状値を上回る

方針4 保育・療育、教育環境を充実しよう

◆現状と課題◆

- 本市では、巡回支援専門員が認定こども園を巡回する移動発達相談、幼児教室や個別相談、就学後の相談にも応じるとともに、就学支援相談員や特別支援教育支援員とも連携して切れ目のない支援に努めています。
- アンケート結果では、保育や教育について望むこととして、先生や保護者、周りの子どもの障がいに対する理解の促進などがあげられているとともに、保育・療育などの分野においては高い評価を受けています。
- 今後も障がいのある子どもの保育・教育について、事業所等と連携して早期から将来の自立した生活を目指した対応が求められます。

▼保育や教育について望むこと《複数回答》 (n=38)



(1) 障がいのある子どもの保育・療育を充実します

○発達支援・育児支援が必要な子どもと、その保護者を対象に、早期から適切な療育訓練・指導を行える療育体制の確立が重要です。

○障がいのある子どもに対して、通所等による専門的なサービスや、できる限り身近な場所で指導や訓練を受けられる環境づくりを推進します。

取組内容	取組概要	担当課
①障がいのある子どもの保育・療育	・ 幼児教室等で、言葉の遅れなどの発達・発育面で経過観察が必要な子ども、発達が気になる子どもとその保護者に対してフォローを行うとともに、巡回支援専門員が各幼児施設を訪問し、子どもの発達等に関する相談に対応します。	子育て支援課・かすみ保健福祉センター
	・ 障がい児保育や障がいのある児童の放課後学童クラブの受入れ体制の確保に努めます。	子育て支援課
②児童発達支援センター機能の確保検討	・ 広域での設置等を含め「児童発達支援センター ^(※) 」機能の確保に向け検討します。	社会福祉課
◆児童福祉法に基づく障害福祉サービス	◆児童福祉法に基づく障害児支援 ⇒障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援） ⇒地域障害児支援体制強化事業（巡回支援専門整備事業）	社会福祉課

※児童発達支援センター

県の支援施設と連携しながら専門的な支援を行うとともに、より身近な地域において、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援などの児童発達支援事業を行う拠点のこと。

(2) 障がいのある子どもの学校教育を充実します

○特別な教育的支援を必要とする児童の特性や発達段階に応じて、インクルーシブ教育^(※)の概念のもと、きめ細かな教育の実践は重要となります。

○教職員のスキルアップを図るとともに、特別支援学校のほか関係機関と連携して児童生徒の特性を踏まえた教育を推進します。

取組内容	取組概要	担当課
①児童生徒の特性を踏まえた教育の推進	・就学支援相談員を配置し、特別な教育的支援を必要とする児童（発達障がい ^(※) 等）に関する保護者の理解を進めます。また、特別支援学校の巡回相談の活用や、特別支援学校コーディネーターの相談を継続的に行うとともに、「教育支援センター」における指導を充実します。	学校教育課
②インクルーシブ教育の推進《拡充》	・障がいのある子どもと、ない子どもとの交流を図るため、特別支援学校及び特別支援学級と普通学級等の相互交流を図ります。	学校教育課
③教職員の配置とスキルアップ	・支援の必要な児童生徒に対し適切な教育が行えるよう、特別支援教育支援員の適正配置や教員の研修・資質の向上に努めます。	学校教育課

※インクルーシブ教育

障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶ仕組みのこと。

※発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものをいう。

主な発達障がいは、以下のようなものがある。

学習障がい（LD）は、軽度発達障がいの1つで、全般的な知的発達には著しい遅れはともなわないうが、学習や対人関係に困難を示す障がいをいう。

注意欠陥多動性障がい（ADHD）は、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力の欠如、または衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業に支障をきたすものをいう。

【目指す姿】

*障がいのある子どもの特性や発達段階に応じたきめ細かな保育・療育、教育環境が整っています。

【取組指標】

指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
巡回支援専門員の訪問延べ件数（年間）	372 人	460 人
児童発達支援センターの設置	-	設置
就学前相談支援員の相談件数	450 件	330 件
特別支援教育支援員の配置人数	15 人	15 人

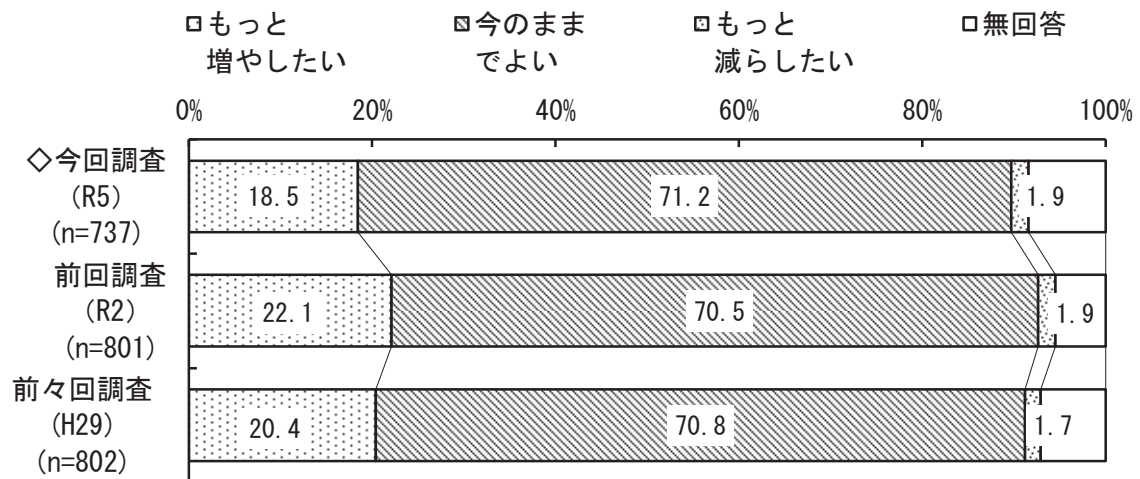
基本目標3 みんなが支え合って暮らせるまちづくり

方針1 障がいのある人の生きがいを支援しよう

◆現状と課題◆

- 文化芸術やスポーツ活動へ参加することは、障がいのある人の生活を豊かにするとともに、障がいのない人にとっても障がいに対する理解を深める機会となります。
- アンケート結果では、楽しみや生きがいがある方は比較的多くいますが、文化芸術やスポーツ活動への参加状況は低い状況です。
- ヒアリング調査では、学校卒業後に地域の居場所がなくなってしまう現状や、障がいの種類及び程度に配慮したスポーツ活動の参加機会が求められていました。文化芸術やスポーツ活動など余暇活動を通じて交流し、障がいに対する相互理解を深めていく必要性について意見等があげられています。

▼楽しみや生きがい【経年比較】



注) 無回答値は省略

(1) 文化芸術・スポーツ活動を推進します

○障がいのある人の生きがいに、文化芸術・スポーツ活動は大きな役割があります。

○関係団体と連携して、文化芸術やスポーツ活動を通じた交流、体力づくりを進めます。また、各種スポーツ活動やレクリエーションの実施にあたっては、障がいのある人が参加しやすくなるよう取り組みます。

取組内容	取組概要	担当課
①障がいのある人のスポーツ活動の支援、推進	・ 障がいのある人がスポーツ活動に取り組めるよう、様々な施設を活用したスポーツ活動を支援します。	生涯学習課
	・ 障がいのある人のスポーツ活動を促進するために、社協と連携して、スポーツ大会等への参加を支援します。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
②障がいのある人の文化芸術活動の支援、推進	・ 市民文化祭などで、障がいのある人の文化・芸術作品等の展示場所の提供など文化活動を支援します。	生涯学習課
	・ 読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができるよう、図書館における録音図書・点字図書・大活字本など、障がいに配慮した図書の収集と利用促進を図ります。	生涯学習課 (図書館)
◆障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス	☆地域生活支援事業による支援 ⇒社会参加促進事業 ⇒手話奉仕員養成研修 ⇒自発的活動支援事業	社会福祉課

(2) 障がいのある人の居場所を充実します

○障がいのある人が自分らしく生活できるように、多様な日中活動の場の確保が重要になります。

○障がいのある人が自主的な活動に取り組んだり、障がいのある人同士の交流機会を通じて活躍の場を推進します。

取組内容	取組概要	担当課
①多様な居場所の確保《拡充》	・ 障がい者施設等と連携して、障がいのある人同士やその家族等を対象とした交流機会を確保します。	社会福祉課
	・ 障がいの特性等に配慮し参加しやすい公民館事業やプログラムの提供のほか、障がいのある人が安全に利用できる施設整備を図ります。	生涯学習課
◆障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス	★自立支援給付に基づく支援 ⇒日中活動系サービス ☆地域生活支援事業による支援 ⇒地域活動支援センター ⇒自発的活動支援事業	社会福祉課

【目指す姿】

*文化芸術やスポーツ活動など余暇活動が行われ、地域での居場所や交流が増えることで障がいのある人が自分らしくが生き生きと暮らしています。

【取組指標】

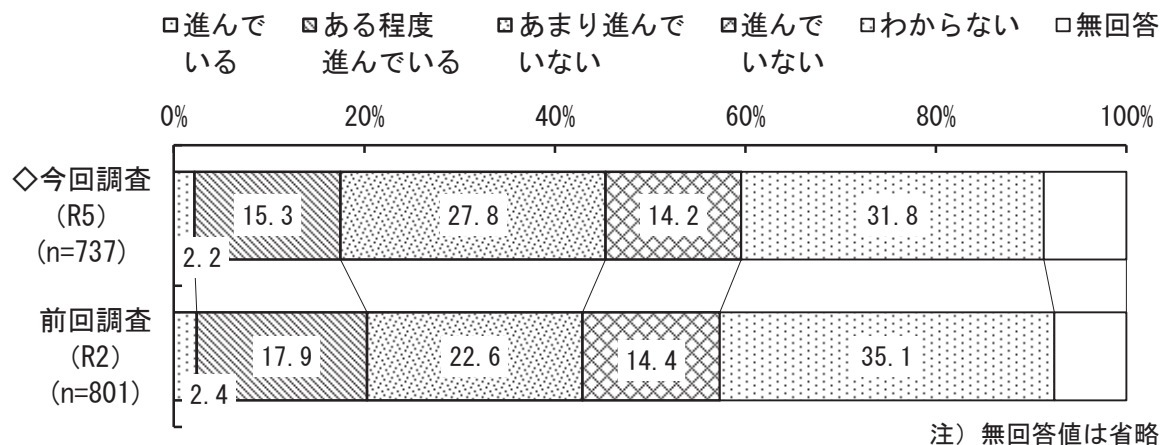
指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
地域活動支援センター（Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型）の利用者数（再掲）	22 人	30 人
障害者等自発的活動支援事業の参加者数	-	200 人
福祉や健康づくりをテーマにした公民館事業の開催回数	年5回	年8回

方針2 福祉のまちづくりを進めよう

◆現状と課題◆

- 障がいのある人が暮らしやすい地域は、すべての市民にとっても暮らしやすい地域といえます。
- アンケート結果では、障がいのある人に対する地域づくりが進んでいるとの割合は約2割という状況です。知的障がい者や精神障がい者は、進んでいないとの割合が比較的多い状況でした。
- 市は、公共施設のバリアフリー化など障がいのある人などに配慮したまちづくりを進めています。また、タクシー利用券の配布や広域路線バスなど移動の確保・充実に取り組んでいます。障がいのある人はもちろんですが、誰もが暮らしやすい生活環境を整備し、福祉のまちづくりを推進していく必要があります。

■ 障がいのある人に対する地域づくり



(1) 誰もが暮らしやすいまちを推進します

○障がいのある人が暮らしやすいまちは、誰もが暮らしやすいまちです。

○公共施設をはじめ、多くの市民が利用する施設のバリアフリー化を進めるとともに、多様な移動手段の確保に努めます。

取組内容	取組概要	担当課
①障がいのある人等に配慮したまちづくり	・障がいのある人等に配慮し、道路改良時に合わせて歩道の確保、道路段差の解消などを進めます。	都市建設課
	・県ひとにやさしいまちづくり条例を踏まえ、市民が利用する公共施設のバリアフリー化などを推進します。	財政課
②移動手段の確保	・障がいのある人の移動手段を確保するため、福祉タクシー利用券を配布します。	社会福祉課
	・社協と連携して、下肢が不自由な方など公共交通機関が利用困難な場合、外出支援サービス事業として、医療機関等への送迎を行います。	高齢福祉課 (社会福祉協議会)
	・必要な方に「タクシー利用補助制度」を周知し、移動手段の確保に努めます。	高齢福祉課
	・障がいのある人など市民の移動手段を確保するため、広域路線バスの運行確保に努めます。	企画政策課
③障がいのある人にやさしいまち	・援助や配慮を必要としている方々が、援助を得やすくなるよう「ヘルプマーク ^(※) 」等の配布や周知に努めます。	社会福祉課
◆障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス	☆地域生活支援事業による支援 ⇒移動支援事業 ⇒自動車改造費用助成 ⇒自発的活動支援事業	社会福祉課

※ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるように作成したマークのこと。



ヘルプマーク (h e l p m a r k)

(2) 行政サービスにおける配慮を推進します

○行政サービスは民間サービスに先んじて、障がいのある人への適切な配慮を進めていくことが重要です。

○障がいを理由とする差別解消に向けた理解を深めるための職員研修を実施し、業務において合理的配慮^(※)をするとともに、不当な差別的取り扱いを行わないようにします。

取組内容	取組概要	担当課
①行政サービス提供体制の向上	・「潮来市職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、随時、市職員に同要領の周知徹底を図ります。	総務課
	・市の講演会やイベントなどにおいて、手話通訳者の派遣や要約筆記者の確保を図ります。	社会福祉課
	・障がいのある人の視点を踏まえたまちづくりが展開されるよう、障がい者団体や事業者とのヒアリング、アンケートや各種審議会等の機会などを活用し意見収集を行います。	社会福祉課
②選挙における配慮	・障がいのある人がその権利を円滑に行使できるよう、選挙等において必要な配慮を行います。	総務課

※合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活を送るうえで妨げとなる社会的な障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のこと。改正障害者差別解消法により、令和6年4月から民間事業者においても合理的配慮が法律義務化されている。

【目指す姿】

*障がいのある人などに配慮した生活環境や合理的配慮が整っていることで、誰もが暮らしやすいまちづくりが行われています。

【取組指標】

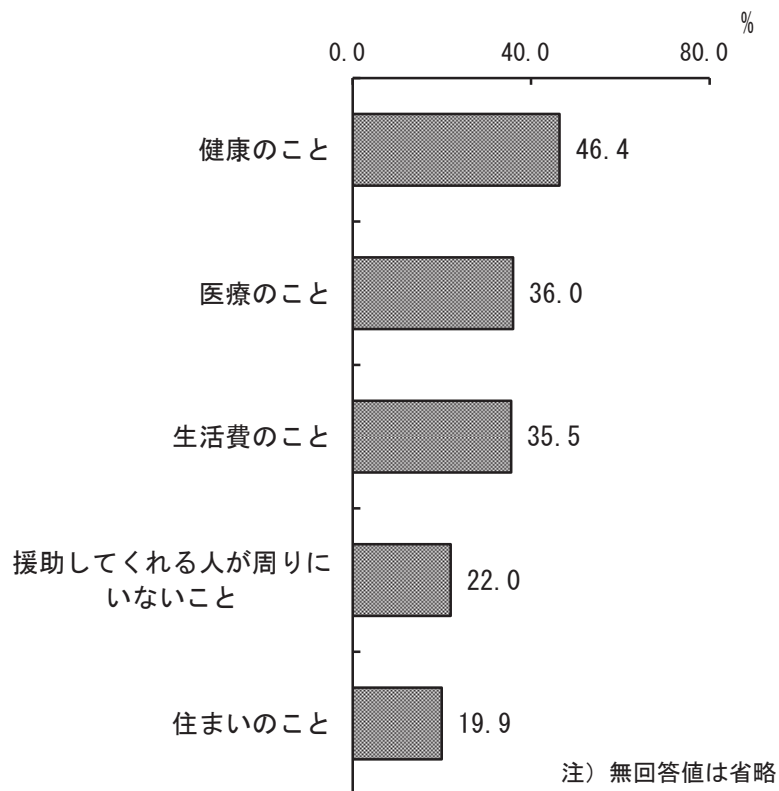
指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
手話通訳者・要約筆記者派遣事業数	2人	2人
地域自立支援協議会（部会を含む）等の 開催回数	年7回	年12回

方針3 保健・医療体制を充実しよう

◆現状と課題◆

- アンケート結果では、主な障がいや難病の治療に関して、最近6か月の医療機関に受診している人が約7割います。また、将来の不安について、健康のことや医療のことが上位にあげられています。
- ヒアリング調査では、緊急時に受け入れてくれる病院等の不足が指摘されています。
- 人口の高齢化とともに障がいのある人の重度化・高齢化も進んでおり、障がいと生活習慣病などが重複しないよう、健康づくりや疾病予防対策、こころの健康づくりなどに取り組んでいく必要があります。

▼将来の生活の不安（上位5位まで） (n=737)



(1) 健康づくりを推進します

○障がいのある人の健康づくりには、障がいの状態に応じた多様な保健事業を行うことが重要となります。

○障がいや疾病の早期発見と、切れ目のない継続的な支援やこころの健康づくりに向けた取組を進めていきます。

取組内容	取組概要	担当課
①健康診査、健康相談	・ 育児相談や健診を通して、支援が必要な子どもを把握し適切な支援につなげます。	かすみ保健福祉センター
	・ 巡回支援専門員が、母子保健事業等と連携して、発達が気になる子の早期発見、早期対応に努めます。	社会福祉課・かすみ保健福祉センター
②発達状態に応じたきめ細かで切れ目のない支援《拡充》	・ 「相談支援ファイル」の活用など、妊娠期からきめ細かで切れ目のない支援に取り組みます。	かすみ保健福祉センター
	・ 「子育て世代（母子健康）包括支援センター」と子ども家庭総合支援拠点の機能を一元化した「(仮称)こども家庭センター ^(※) 」への移行を進め、切れ目のない支援を行います。	子育て支援課・かすみ保健福祉センター
③こころの健康の保持・増進	・ 精神科の医師が相談を受ける「こころの健康相談」を行います。	かすみ保健福祉センター
④自殺対策の推進	・ 精神保健福祉に関する講演会や勉強会、ゲートキーパー養成研修会等を開催するなど潮来市自殺対策計画に基づき、関係機関と連携しながら、自殺防止対策に努めます。	かすみ保健福祉センター

※こども家庭センター

子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設立の意義や機能を維持した上で、保健師等が中心となって行う各種相談等（母子保健機能）を行うとともに、こども家庭支援員等が中心となって行うこども等に関する相談等（児童福祉機能）を一体的に行う拠点のこと。

(2) 医療機関との連携を推進します

○関係機関と連携をとりながら、障がいのある人が必要とする医療やリハビリテーションを適切に受けられるよう、医療機関等との連携に努めます。

取組内容	取組概要	担当課
①医療との連携	・精神障がいの方が、地域生活への移行がしやすくなるよう、医療機関との情報交換に努めます。 また、知的障がい者等に対し、県の「障害児・者サポート手帳」を活用して医療機関受診の際の利便性の向上等に努めます。	社会福祉課
②リハビリテーション体制の充実	・身体の機能が低下しているかたを対象とする障害福祉サービスのデイサービスや自立訓練の利用を図ります。	社会福祉課

【目指す姿】

* 地域の医療機関との連携によって、障がいのある人が必要とする保健・医療を適切に受けられています。

【取組指標】

指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
こころの健康相談の開催回数	年6回	年6回
ゲートキーパー養成研修会の開催数	年2回	年2回

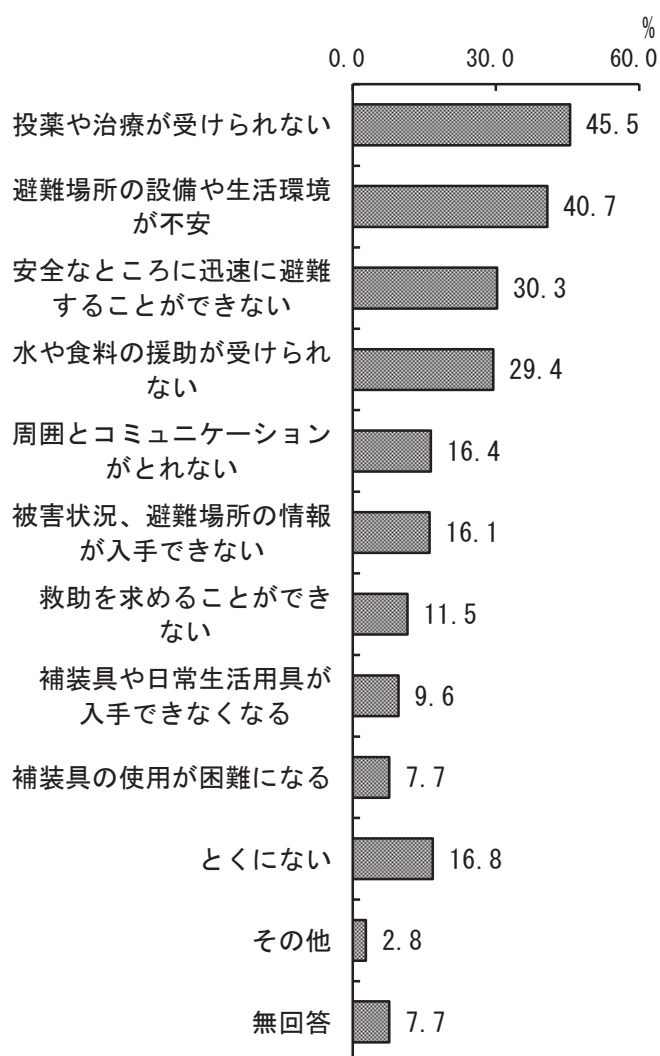
方針 4 安心・安全な暮らしを確保しよう

◆現状と課題◆

- アンケート結果では、災害時の心配ごとについて「投薬や治療が受けられない」が高いほか、知的障がい者は「周囲とコミュニケーションがとれない」が高い結果でした。
- 災害時などの障がいのある人の安全を確保するため、避難行動要支援者対策や福祉避難所等の運営体制などについて、地域住民の理解と協力を得ながら安心・安全なまちづくりを進めていくことが大切です。
- 交通事故や悪質商法、振り込め詐欺などから障がいのある人を守るため、交通安全対策や防犯意識の啓発に努め、安心・安全な暮らしを確保する取組が求められます。

▼災害の心配ごと《複数回答》

(n=737)



(1) 防災・感染症対策を推進します

○障がいのある人にとって災害時の対応は、障がいのない人と比べて多くの不安があります。

○平常時から、自主防災組織（自治会）、民生委員児童委員、消防団、社協などと連携して、障がいのある人や難病患者等の災害時の支援体制づくりを進めます。また、新型コロナウイルス感染症拡大の教訓を生かし、日頃から障がい者施設等の感染症対策を進めます。

取組内容	取組概要	担当課
①防災・感染症対策の推進	・社協と連携して、災害ボランティア研修を行い、ボランティアの育成と確保を図ります。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
	・区長会等と連携して防災訓練を行うとともに、自主防災組織への加入を進めます。	総務課
	・社会福祉施設などの事業所や関係機関と連携して、感染症対策が適切に行われるよう努めます。	社会福祉課
②避難行動要支援者の避難体制の整備《拡充》	・避難行動要支援者など障がいのある人の対応について、マニュアルを適時見直します。また、障がいのある人等に配慮された福祉避難所 ^(※) を確保し、避難体制の整備に努めます。	総務課
	・要支援者の避難支援計画の作成を進めるとともに、社会福祉施設等に災害時マニュアルを配布し、非常時に備えた安全対策等の啓発に努めます。	社会福祉課

※福祉避難所

災害発生時に高齢者・障がい者・妊産婦など特別な配慮を必要とする人を受け入れる避難所のこと。

（２）安全な暮らしを推進します

○交通安全、悪質商法などに関する情報提供や講座等を開催し、誰もが安全に暮らせるよう取り組むことが大切です。

○障がいのある人や高齢者などの安全な暮らしに必要な知識の普及・啓発に取り組めます。

取組内容	取組概要	担当課
①交通安全、防犯体制の確立	・交通安全キャンペーンや交通安全教室等を実施し、交通安全等に対する意識醸成を図ります。	総務課
	・犯罪を抑止するよう、防犯連絡会の活動を推進します。	総務課
②消費者被害の防止	・消費生活センターにて悪質商法に関するリーフレット等を作成・配布し安全な暮らしを支援します。	観光商工課

【目指す姿】

* 自主防災組織（自治会）、民生委員児童委員、消防団など地域組織の協力体制によって、災害に強い安心・安全なまちづくりが行われています。

【取組指標】

指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
福祉避難所数	14 施設	16 施設
避難行動要支援者（名簿登載同意者数）の割合	39.5%	50.0%
消費者センター相談件数	155 件	120 件

第 3 編 潮来市第 7 期障害福祉計画・

第 3 期障害児福祉計画

(裏白)

第1章 計画の基本的な考え方

1 基本方針

○国の基本的な指針を踏まえて、障害福祉計画及び障害児福祉計画（以下「障害福祉計画等」という）は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供を行っていきます。

障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

- 共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重していきます。
- 障害福祉サービス等の提供体制を整備し、障がい者の自立と社会参加を促進します。

身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

- 障害福祉サービスの適切な提供等に努めます。
- 発達障がい者及び高次脳機能障がい者の理解を深めます。
- 難病患者等への必要な情報を提供します。

施設等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

- 自立支援の観点で、地域生活支援の拠点や多様なインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を活用していきます。
- 地域生活支援拠点等と基幹相談支援センターが連携したサービス提供や支援等に努めます。

地域共生社会の実現に向けた取組

- 地域住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域住民と一体となって地域共生社会の実現に向け、包括的な支援を充実していきます。

障がい児の健やかな育成のための発達支援

- 障がい児本人の最善の利益を考慮し、相談支援体制や専門的な発達支援を充実していきます。
- ライフステージに沿った切れ目のない支援に努めるとともに、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進していきます。

障がい福祉人材(財)の
確保・定着

- 提供体制の確保と併せながら、専門性を高めるための研修や多職種間の連携を推進し、福祉を担う人材(財)の確保と定着を図ります。
- 障がい福祉の現場が魅力的であることの周知や広報等を行っていきます。
- 事務負担の軽減や業務の効率化に努め、処遇改善による職場環境の充実を図っていきます。

障がい者の社会参加を
支える取組

- 文化芸術やスポーツ活動、健康づくり等を含めた、生き生きと健康的に暮らせる社会づくりを推進します。
- 合理的配慮の提供と、そのための環境整備に留意して障がい者の社会参加の促進を図ります。
- 読書を通じて文字・活字文化の恩恵を受けられる社会の実現を図ります。
- 障がい者等の特性に配慮した意思疎通支援に努めていきます。

2 令和8年度末における成果目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

○令和4年度末時点の施設入所者のうち、今後、自立訓練など利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

国の基本方針	○令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行する。 ○施設入所者数を令和4年度末時点から5%以上削減する。
--------	---

■成果目標■

項目	数値等	備考
施設入所者数	47人	令和4年度末時点の施設入所者数
【目標値】地域生活移行数	3人	令和8年度末までに地域生活へ移行する者の目標数
【目標値】施設入所数の削減	3人	令和8年度末までに全施設入所者数から減少する人数

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

○精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、入院中の精神障がい者に関する目標値を定めるものです。

国の基本方針	○令和8年度に精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活人数の平均を325.3日以上とする。 ○精神病床における1年以上長期入院者数（65歳以上、65歳未満）を減少する。 ○入院後3か月時点の退院率を68.9%以上、入院後6か月時点の退院率を84.5%以上、入院後1年時点の退院率は91.0%以上とする。
--------	---

■成果目標■

○目標値は県において算出し、本市は「潮来市地域自立支援協議会」等を活用して協議の場を確保します。

(3) 地域生活支援の充実

- 本市は、居住支援のための機能を備えた複数の事業所又は機関による「面的な体制」により、地域生活支援拠点を既に整備しています。
- 今後、緊急時の受け入れなど運用状況の検証・検討実施について、市内の障害福祉サービス事業者と調整し、充実・強化を図ります。
- 強度行動障害を有する者は、アンケート調査で手帳所持者の1.8%であり、「潮来市地域自立支援協議会」と連携して支援体制を整備します。

国の基本方針	○令和8年度末までに地域生活支援拠点等を整備し、コーディネーターの配置、事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築する。 ○年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。 ○強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、関係機関が連携した支援体制を整備する。
--------	--

■成果目標■

項目	数値等	備考
地域生活支援拠点等の整備（支援体制及び緊急時の連絡体制の構築）	有	令和3年4月整備済
運用状況の検証・検討実施回数	年1回	令和8年度末までの運用状況の検証・検討実施回数 年1回以上
強度行動障害を有する者に対する支援体制の整備【新規】	有	令和8年度末までに関係機関が連携した支援体制を整備

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

- 「潮来市地域自立支援協議会」が中心となって、就労支援事業者が確保できるよう、サービス事業者の参入を促していきます。
- 福祉施設等における公的機関からの受注機会の増大に努めます。
- 就労先開拓はもちろんのこと、雇う側と雇われる側の意向調整や事業所での実習体験、就労後の定着支援など、市内の就労支援と就労定着の充実に努めます。

国の基本方針	○一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とする。 ・就労移行支援事業は、令和3年度の実績の1.31倍以上 ・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用修了者に占める移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上 ・就労継続支援A型事業は、令和3年度の実績の概ね1.29倍以上 ・就労継続支援B型事業は、令和3年度の実績の概ね1.28倍以上 ○就労移行支援事業等を通じ一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者を令和3年度の実績の1.41倍以上とする。 ○就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。
--------	--

■成果目標■

項目	実績 令和3年度	【目標値】 令和8年度	国の基本方針
一般就労への移行者数	3人	5人	実績の1.28倍以上
一般就労移行支援事業の 一般就労移行者数	0人	1人	実績の1.31倍以上
就労移行支援事業所の割合	—	50%	一般就労に移行した者が 5割以上の事業所の割合
就労継続支援A型事業の 一般就労移行者数	3人	3人	実績の1.29倍以上
就労継続支援B型事業 一般就労移行者数	0人	1人	実績の1.28倍以上
就労定着支援事業の利用者数	0人	1人	実績の1.41倍以上
就労定着支援事業の就労定着率	—	25%	就労定着率が7割以上と なる事業所の割合が2割 5分以上

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

- 児童発達支援センターの設置の検討を進め、保育所等訪問支援の提供体制の実施に努めます。
- 重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるよう、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を確保します。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置・充実に努めます。

国の基本方針	○令和8年度末までに、児童発達支援センターを1か所以上設置する。圏域での設置であっても差し支えない。地域の実情により、同等の機能を有する体制を地域において整備する。 ○令和8年度末までに、保育所等訪問支援を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する。 ○令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上設置する。圏域での設置であっても差し支えない。 ○医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、令和8年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。 ○医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。圏域での設置であっても差し支えない。
--------	--

■成果目標■

項目	数値等	備 考
児童発達支援センターの設置	有	令和8年度末までに1か所以上（広域で検討等）
保育所等訪問支援の体制の構築	有	令和8年度末まで
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の整備	有	令和8年度末まで
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数及び放課後等デイサービス事業所数	1か所	令和8年度末までに1か所以上
医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場の設置	有	令和8年度末まで（広域で検討）
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有	令和8年度末まで（広域で検討）

(6) 相談支援体制の充実・強化等

○市に「障がい者基幹相談支援センター」を設置し、地域の相談支援事業者等に対する訪問等による専門的な指導・助言を行っています。

○今後は、事業所等と連携して相談支援事業者等の人材(財)の育成支援、相談機関との連携強化など、総合的・専門的な相談支援の実施を進めます。

国の基本方針	○総合的な相談支援、関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置する。 ○地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、必要な協議会の体制を確保する。
--------	--

■成果目標■

項目	数値等	備考
基幹相談支援センターの設置	有	令和4年4月設置済
地域自立支援協議会における事例検討の実施【新規】	有	

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

○県等が実施する職員研修への参加のほか、虐待防止・権利擁護研修など通じて、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を進めます。

○障害福祉サービス提供事業所への情報提供を進めます。

国の基本方針	○令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。
--------	--

■成果目標■

項目	数値等	備考
障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組	有	令和8年度末まで
障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証	有	令和8年度末まで
障害福祉サービス等の質の向上に向けた体制の構築	有	令和8年度末まで

第2章 障害福祉サービス等の内容と見込み量

1 障害福祉サービスの内容と見込み

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護【介護給付】

○居宅介護の利用者は増加傾向です。在宅で介護サービスを受けながら暮らし続けられるように、訪問系サービスの充実に努めます。

サービス名	内 容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障がい者の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。また、生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	障がい者の自宅において、入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がい者の移動時及び外出先における必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）や援護、排せつ・食事等の介護、その他外出する際に必要となる援助を行います。
行動援護	障がい者が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする重度の障がい者に、必要な障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等）を包括的に提供します。

■見込量■ 「1か月当たり」

サービス名	年度	単位	実績			見込み		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅介護		時間 (人)				447 (28)	480 (30)	480 (30)
重度訪問介護						- (0)	- (0)	- (0)
同行援護			421 (30)	477 (30)	537 (32)	90 (4)	105 (5)	105 (5)
行動援護						- (0)	- (0)	- (0)
重度障害者等包括支援						- (0)	- (0)	- (0)

注) 令和5年度実績は令和6年3月分の見込み値（以下同様）

【各サービスの見込みの単位について】

注) 人：実利用者数、人日：延べ利用者数、時間：延べ利用時間数。

「人日」とは、本市における1か月当たりの総利用日数。

(計算式) 「人日」=「月間の利用人員」×「1人1か月当たりの平均利用日数」

■見込量確保のための方策■

○訪問系サービスについては、家族等の介助者の高齢化に伴って利用対象者の増加が見込まれることから、サービスの利用が増加した場合にも対応できるようサービス提供事業者の参入を働きかけるとともに質の高いサービスが継続的に提供されるように努めます。

(2) 日中活動系サービス

① 日中介護サービス【介護給付】

○常時介護を必要とする人に対する施設での専門的な介護サービスなど、誰もが安心して生活できるよう、日中の介護サービスの充実に努めます。

サービス名	内 容
生活介護	福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
療養介護	主として昼間において、医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
短期入所 (福祉型・医療型)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■見込量■ 「1か月当たり」

サービス名 \ 年度	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活介護	人日 (人)	1,685 (86)	1,588 (81)	1,603 (82)	1,603 (82)	1,680 (84)	1,680 (84)
療養介護	(人)	186 (6)	180 (6)	186 (6)	186 (6)	186 (6)	186 (6)
短期入所(福祉型)	人日 (人)	47 (5)	80 (3)	70 (7)	60 (6)	60 (6)	60 (6)
短期入所(医療型)					10 (1)	10 (1)	10 (1)

② 自立訓練【訓練等給付】

○障がい者が生活の質を向上させ、より豊かな地域生活を営むことができるよう、機能訓練や生活訓練の提供に努めます。

サービス名	内 容
自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。

■見込量■ 「1か月当たり」

サービス名	年度 単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自立訓練（機能訓練）	人日 (人)	14 (1)	- (0)	- (0)	- (0)	- (0)	- (0)
自立訓練（生活訓練）	人日 (人)	21 (1)	44 (2)	45 (2)	45 (2)	45 (2)	45 (2)

③ 就労支援【訓練等給付】

○就労就労支援働く意欲のある人が、一人でも多く安心して働ける場の確保につながるよう、多様な就労情報の提供や就労支援を推進します。

サービス名	内 容
就労選択支援【新規】	就労を希望する障がい者が、就労先や働き方をより適切に検討・選択できるよう、必要な支援を行います。
就労移行支援	一般企業などへの移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。
就労継続支援（A型）	通常の事業所に雇用されることが困難な人に、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、就労に必要な知識や能力を高めるための訓練や支援を行います。
就労継続支援（B型）	通常の事業所に雇用されることが困難な人で、年齢や心身の状態などの事情から、今後も通常の事業所に就業することが難しい人に、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、就労に必要な知識や能力を高めるための訓練や支援を行います。
就労定着支援	企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理等に関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を実施します。

■見込量■ 「1か月当たり」

サービス名	年度 単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
就労選択支援(注)	人日 (人)	—	—	—	—	40 (2)	40 (2)
就労移行支援	人日 (人)	153 (7)	44 (3)	44 (2)	66 (3)	88 (4)	110 (5)
就労継続支援（A型）	人日 (人)	421 (20)	462 (23)	529 (28)	576 (32)	648 (36)	720 (40)
就労継続支援（B型）	人日 (人)	874 (46)	850 (53)	1,092 (56)	1,140 (60)	1,216 (64)	1,292 (68)
就労定着支援	(人)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

(注) 令和7年10月から開始予定

■見込量確保のための方策■

○日中活動系サービスについては、地域生活への移行が進むことにより、さらなる需要の高まりが予測されます。そのため、地域自立支援協議会や関係機関等と連携して就労支援事業所の確保に努めます。

○特別支援学校と連携し、在学中から卒業後の進路希望先についての情報共有に努めます。

(3) 居住系サービス

① 居住支援【訓練等給付】

○介護者の高齢化等に伴い、居住支援のニーズは増えていくことが予測されるため、住まいの場を確保していくことに加えて、日常生活上の支援を含めた居住支援が提供されるよう居住支援サービスの充実に努めます。

サービス名	内 容
自立生活援助	定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うとともに、利用者からの相談・要請があった場合には訪問、電話、メール等により対応します。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。 また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方にはサービスも提供します。 さらに、入居者間の交流を保ちながら一人で暮らしたいというニーズに応えるためにサテライト型住居があります。

■見込量■ 「1か月当たり」

サービス名	年度	単位	実績			見込み		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自立生活援助		人	0	0	1	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)		人	33	33	33	33	34	34

② 施設入所支援【介護給付】

○夜間においても安心して、施設で専門的な介護等が受けられるよう、施設入所支援の充実を目指します。

サービス名	内 容
施設入所支援	夜間に介護が必要な人や、自宅から通所して自立訓練、就労移行支援を利用することが難しい人に、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。

■見込量■ 「1か月当たり」

サービス名	年度	単位	実績			見込み		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
施設入所支援		人	46	46	48	51	54	57

■見込量確保のための方策■

- 地域生活への移行を希望している人、自立生活を希望している人への住まいの確保に向けて、体験的な利用ができるよう情報提供を進めていきます。
- 親亡き後の生活の場のニーズは、今後も高まっていくことが見込まれます。居住系サービスについては、福祉施設からの地域移行を進めるため、共同生活援助（グループホーム）の確保を図ります。
- 施設入所支援が必要な方に対しては、専門的な介護等が受けられる体制を確保します。

(4) 相談支援（計画相談支援・地域相談支援）

○障がい者の自立した生活を支え、障がい者が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによる支援を進めていきます。

サービス名	内 容
計画相談支援	障がい者がサービスを適切に利用することで自立した生活が営めるよう、「サービス利用計画」を作成し、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行います。
地域相談支援 （地域移行支援）	長期入院している人などが、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地域相談支援 （地域定着支援）	居宅において、一人暮らしや家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない人などに対して、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問、緊急対応等を行います。

■見込量■ 「1か月当たり」

サービス名	年度	単位	実績			見込み		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
計画相談支援		人	30	53	29	30	30	30
地域相談支援 （地域移行支援）		人	0	0	0	0	0	0
地域相談支援 （地域定着支援）		人	0	0	0	0	0	0

■見込量確保のための方策■

○「計画相談支援」を行う事業所が少ない現状がみられます。障がい者が抱える課題の解決や適切なサービスの利用を支援するため、指定特定相談支援事業所の充実を図り、相談支援専門員の確保に努めます。

○入所施設や精神科病院等と連携しながら、地域移行・地域定着支援の推進を図ります。

2 障害児福祉サービスの内容と見込み

(1) 障害児通所支援

○障がい児の発達支援、生活能力の向上のために必要な訓練、障がい児以外の児童との適応のための専門的な支援などのサービスを提供します。

サービス名	内 容
児童発達支援	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
放課後等デイサービス	学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要な児童に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた児童に対し、児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重度の障がい児等に対し、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

■見込量■ 「1か月当たり」

サービス名	年度 単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
児童発達支援	人日 (人)	120 (16)	126 (17)	97 (14)	97 (14)	105 (15)	105 (15)
放課後等デイサービス	人日 (人)	302 (29)	346 (38)	478 (48)	500 (50)	550 (55)	600 (60)
保育所等訪問支援	人日 (人)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
居宅訪問型児童発達支援	人日 (人)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)

【各サービスの見込みの単位について】

注) 人：実利用者数、人日：延べ利用者数、時間：延べ利用時間数

「人日」とは、本市における1か月当たりの総利用日数

(計算式) 「人日」=「月間の利用人員」×「1人1か月当たりの平均利用日数」

(2) 障害児相談支援等

○障がい児の発達支援、生活能力の向上のために必要な訓練、障がい児以外の児童との適応のための専門的な支援などのサービスを提供します。

サービス名	内 容
障害児相談支援	障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成します。支給決定後、サービス事業者等との連絡調整等を行い、障害児支援利用計画の作成を行います。 また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
医療的ケア児等コーディネーター	専門的な知識と経験に基づいて、人工呼吸器など日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児や重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している重症心身障がい児など、医療的ケアが必要な障がい児の支援に関わる関係機関との連携（多職種連携）や支援を調整するコーディネーターを配置します。

■見込量■ 「1か月当たり」

施設名	年度	単位	実績			見込み		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障害児相談支援		人	16	6	6	7	8	9
医療的ケア児の支援を調整するコーディネーター		人	0	1	3	4	5	6

■見込量確保のための方策■

- 障がい児支援については、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用が多くなることが見込まれます。障がい児が質の高い専門的な支援を受けられるよう、サービス提供体制の充実を図ります。
- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターについては、県等による研修への参加を進め、広域による実施体制の確保を図ります。
- 障がい児が子ども・子育て支援サービス等を希望に沿った利用ができるよう、認定こども園や放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障がい児の受け入れを推進します。

3 地域生活支援事業の内容と見込み

【必須事業の内容】

サービス名	内 容
理解促進研修・啓発事業	日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくするため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障がい者やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
相談支援事業	障がい者やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。 ①障害者相談支援事業 ②基幹相談支援センター等機能強化事業 ③住宅入居等支援事業
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等への報酬の支払いが困難な人については、その経費の全部または一部を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣による支援などを行います。 ①手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ②手話通訳者設置事業
日常生活用具給付事業	重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。 ①介護・訓練支援用具 ②自立生活支援用具 ③在宅療養等支援用具 ④情報・意志疎通支援用具 ⑤排泄管理支援用具 ⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動など社会参加のための外出を支援します。
地域活動支援センター	利用者の状況に応じて、創作的活動や生産活動の機会の提供、日常生活の支援や相談への対応、地域の関係機関・団体との連携による各種の交流活動への参加支援などの支援事業を展開します。

【任意事業の内容】

サービス名	内 容
日中一時支援事業	障がい者の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。
訪問入浴サービス事業	入浴することが難しい重度の身体に障がい者がいる家庭に入浴車を派遣します。
レクリエーション活動等支援事業	各種レクリエーション教室や大会・運動会などを開催し、障がい者等が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行います。
自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許取得や就労など社会参加をするために使用する自動車のハンドル、ブレーキ、アクセル等を改造する必要がある場合、その費用を助成します。
更生訓練費給付費事業	就労移行支援事業又は自立訓練事業等を利用している人に更生訓練費を支給します。

■地域活動支援センター

分類	相談窓口	所在地
地域活動支援センター （Ⅰ型）	社会福祉法人誠仁会	銚田市・鹿嶋市
地域活動支援センター （Ⅱ型）	潮来市心身障害者福祉 センター（ワークス）	潮来市
地域活動支援センター （Ⅲ型）	NPO 法人 れいめい	潮来市

■実績■

		単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込値)
理解促進研修・啓発事業		有無	有	有	有
自発的活動支援事業		有無	無	無	有
相談支援 事業	①障害者相談支援事業 基幹相談支援センター	か所 設置の有無	無	無	有
	②市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	無	無	無
	③住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業		人	2	2	2
成年後見制度法人後見支援事業		有無	無	無	無
意思疎通 支援事業	①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	2	2	2
	②手話通訳者設置事業	か所	0	0	0
日常生活用 具給付等事 業	①介護・訓練支援用具	件/年	2	0	0
	②自立生活支援用具	件/年	4	3	4
	③在宅療育等支援用具	件/年	8	0	2
	④情報・意思疎通支援用具	件/年	3	1	0
	⑤排泄管理支援用具	件/年	724	752	900
	⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件/年	2	0	1
手話奉仕員養成研修事業		講習終了者数	3	3	1
		登録者数	0	0	0
移動支援事業		延べ利用回数 (人)	954 (10)	549 (8)	300 (6)
地域活動支 援センター 事業	他市町村分（Ⅰ型）	か所（人）	1（2）	1（2）	1（2）
	自市町村分（Ⅱ型）	か所（人）	1（10）	1（10）	1（10）
	自市町村分（Ⅲ型）	か所（人）	1（10）	1（10）	1（10）

▼地域生活支援事業（任意事業）

	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込値)
日中一時支援事業	人	31	31	21
訪問入浴サービス事業	人	3	1	1
レクリエーション活動等支援事業	回	0	0	0
自動車運転免許・改造助成事業	実利用者数	2	0	0
更生訓練費給付事業	人	0	0	0

■見込量■

		単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
理解促進研修・啓発事業		有無	有	有	有
自発的活動支援事業		有無	有	有	有
相談支援 事業	①障害者相談支援事業 基幹相談支援センター	か所 設置の有無	1 有	1 有	1 有
	②基幹相談支援センター等機能強化 事業	実施の有無	無	無	無
	③住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業		人	2	2	2
成年後見制度法人後見支援事業		有無	無	無	無
意思疎通 支援事業	①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	2	2	2
	②手話通訳者設置事業	か所	0	0	0
日常生活用 具給付等事 業	①介護・訓練支援用具	件/年	1	1	1
	②自立生活支援用具	件/年	3	3	3
	③在宅療育等支援用具	件/年	4	4	4
	④情報・意思疎通支援用具	件/年	0	0	0
	⑤排泄管理支援用具	件/年	900	900	900
	⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件/年	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業		登録者数	3	3	3
移動支援事業		延べ利用時間数 （人）	300 （ 6）	300 （ 6）	300 （ 6）
地域活動支 援センター 事業	他市町村分（Ⅰ型）	か所（人）	1（ 2）	1（ 2）	1（ 2）
	自市町村分（Ⅱ型）	か所（人）	1（10）	1（10）	1（10）
	自市町村分（Ⅲ型）	か所（人）	1（10）	1（10）	1（10）

▼地域生活支援事業（任意事業）

	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
日中一時支援事業	人	21	21	21
訪問入浴サービス事業	人	2	2	2
レクリエーション活動等支援事業	回	0	0	0
自動車運転免許・改造助成事業	実利用者数	0	0	0
更生訓練費給付事業	人	0	0	0

■見込量確保のための方策■

- 障害福祉サービスを提供する事業者は地域に増えてきました。今後とも潮来市地域自立支援協議会など関係機関と連携し、必要な事業の充実に取り組みます。
- 身近な地域でより多く手話奉仕員が活動できるよう、養成研修による人材（財）の育成に努めます。
- 成年後見制度利用支援事業は、社協と連携して広報や相談支援事業などを通じて、必要な方が利用できるよう制度の周知に努めます。

4 強化が求められる支援内容

(1) 発達障がい者(児)等に対する支援

- 発達障がいの早期発見・支援には、本人及びその家族への支援が重要です。発達障がい児を持つ保護者を対象に、行動変容の技術習得を目的とした保護者向け勉強会やペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等を進めていくことが求められています。
- 発達障がいのある子どもを育ててきた保護者に対して、不安や負担の軽減を図ることができる支援、また、情報や意見の交換を行う機会を設けるため保護者向けの研修会などを開催していきます。

(2) 精神障がい者等に対する支援

- 精神障がい者等が地域で安心して暮らすために、必要な障害福祉サービスの充実を図るとともに、障がい福祉、医療、住まい、社会参加、就労支援など包括的な支援に努めます。
- 地域生活支援拠点を活用し、体験の機会を定期的に利用できる体制を整え、「親亡き後」も安心して自分らしい暮らしを実現できるよう支援に努めます。

(3) 相談支援体制の充実

- 本市は、福祉事務所に「障がい者基幹相談支援センター」を設置し、障がい者(児)に関する総合的・専門的な相談支援体制を確保しています。地域の相談支援事業者等とネットワークを強化し訪問等による専門的な指導・助言のほか、相談支援事業者等の人材(財)の育成支援、相談機関との連携強化など、総合的・専門的な相談支援を進めていきます。
- また、本市では乳幼児健診から、心理相談、個別相談、幼児教室、移動発達相談と心理相談員等が専門的なフォローを行っており、地域の実情に応じた障害福祉サービスの提供及び相談支援を行っていきます。

(4) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 県等が実施する職員研修への参加のほか、虐待防止・権利擁護研修など通じて、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を進めます。
- 障害福祉サービス提供事業所への情報提供を進めます。

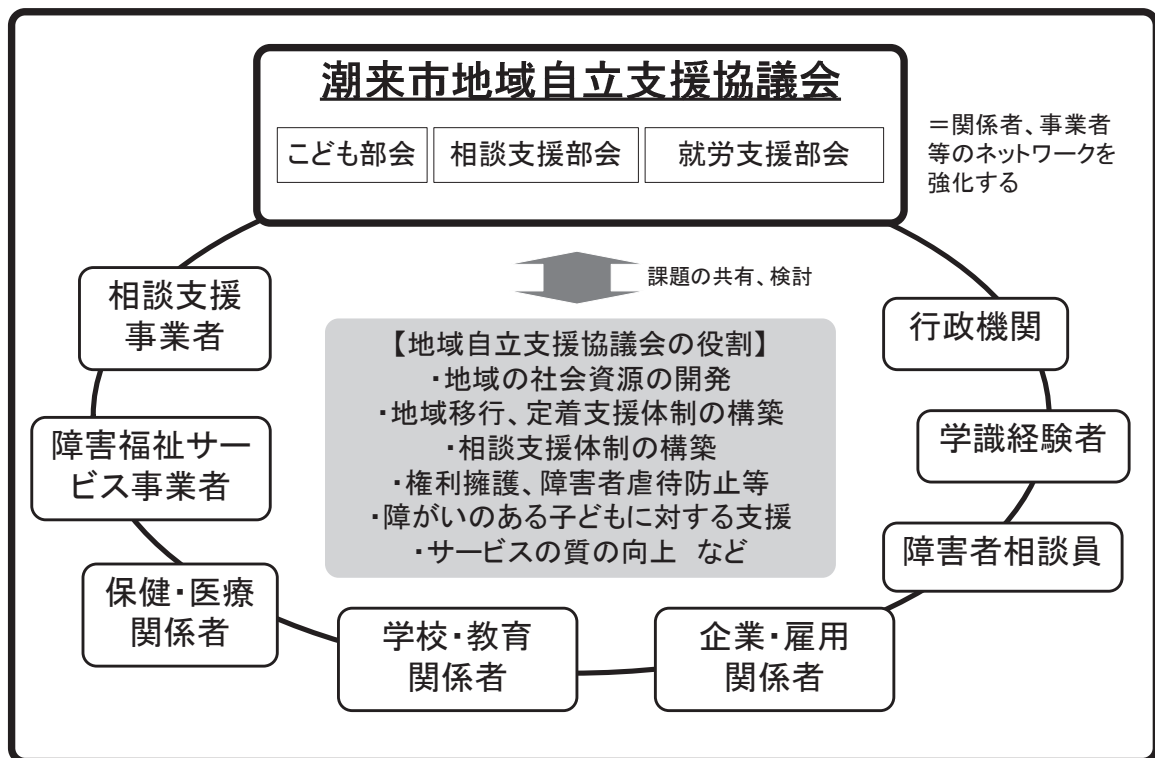
第4編 計画の推進

(裏白)

1 地域自立支援協議会の充実

- 本市では、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係者等からなる「潮来市地域自立支援協議会」を設置しています。
- 「潮来市地域自立支援協議会」において、本市の実情に応じた障害福祉サービス提供体制など専門部会の活動を充実させて、事業者間の情報共有の場、協議の場を充実していきます。

■ 地域自立支援協議会の役割



■ 地域自立支援協議会（専門部会）の役割

名称	こども部会	相談支援部会	就労支援部会
目的	①障害児支援に対するネットワークの構築 ②障害児支援に関するニーズの把握・実態（課題抽出） ③障害に関する学習会や啓発活動 ④こどもの支援に関すること ⑤他部会との連携	①相談支援機能を持つ、機関同士の連携促進（相互支援） ②地域の状況を把握し、地域課題を検討（課題の抽出） ③災害時の対応（災害時要援護者のリストの活用） ④相談支援に関する学習会等 ⑤他部会との連携	①就労支援に関する課題抽出 ②就労支援に関する学習会 ③就労支援事業所間交流（マルシェ等の開催） ④他部会との連携

2 福祉人材（財）の育成・確保

- 障害福祉サービス提供事業所が充実する中で、利用者も増加しています。今後も、障がいのある人が必要なサービスを受けて地域生活等を継続していくためには、障害福祉サービス提供事業者の確保とともに本人の身体状況やニーズに応じたサービスを提供できることが大切です。
- そのため、本人や家族からの相談に適切に対応し、きめ細かな相談体制・調整等が行える専門的なコーディネーター等の確保に努めます。
- 相談支援の提供体制の整備と質の確保のため、相談支援専門員の研修情報の提供など、障がい者基幹相談支援センター及び地域自立支援協議会との連携に努めます。

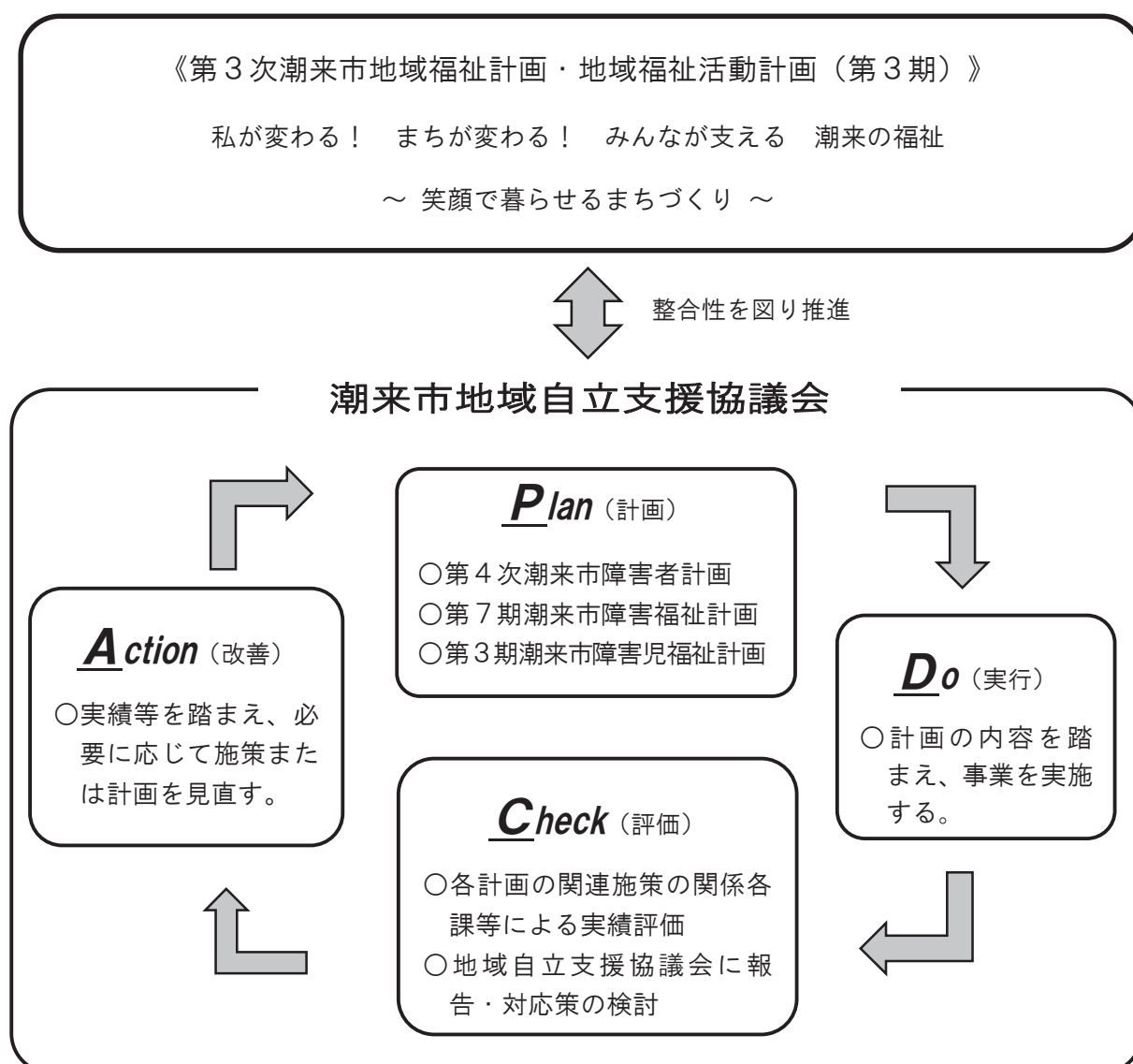
3 関係機関等との連携・協働

- 障がい福祉等に関連する各課との連携による全庁的な障がい福祉施策等を推進します。
- 障がい者団体・家族会等当事者団体、NPO法人等との連携を進めます。
- 障がい者（児）、難病患者等の障がい福祉に関する意向の把握及び市民の障がい福祉に関する意識の把握に努めます。
- 保健、医療、教育、雇用などの関係機関、障害福祉サービス提供事業所、介護保険サービス提供事業所との連携を進めます。
- 地域福祉活動の中心を担う潮来市社協との連携により、障がい者等の支援活動、権利擁護、ボランティア活動などの関連事業を推進します。

4 計画の点検・管理体制

- 各施策、障害福祉サービス等の年度ごとの進捗状況を把握し、地域自立支援協議会への報告並びに対応策を検討していきます。
- 地域自立支援協議会への報告・対応策の検討を通じて、PDCAサイクル（計画：Plan、実行：Do、評価：Check、改善：Action）による進捗状況の分析に努めます。

■計画の進行管理（PDCAサイクルのイメージ）



(裏白)

資料編

(裏白)

資料 1 策定経過

《 時 期 》		《 策定経過 》
令和5年	5月 31日	業務委託契約の締結
	6月 14日	第1回ワーキングチーム会議 ・福祉3計画策定概要及びスケジュールについて ・ワーキングチーム員及び役割について ・アンケート内容等について
	6月 30日	第1回策定委員会（福祉3計画策定委員合同） ・福祉3計画の概要等について ・アンケート等について
	7月 24～ 8月 4日	障がい福祉に関するアンケート 身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、指定難病特定医療費受給者証所持者、障害福祉サービス（児童）受給者証所持者 ※データ入力の最終〆切9月6日
	8月 3～ 24日	区長及び民生委員児童委員との懇談会 （福祉3計画の策定と合同）
	8月 28～ 9月 7日	福祉サービス提供事業者・団体等ヒアリング （福祉3計画の策定と合同）
	9月	関係各課等進捗状況調査
	10月 13日	第2回ワーキングチーム会議 ・事業進捗状況等 ・アンケート集計結果等 ・事業者等のヒアリング報告 ・計画策定方針（骨子案）等
	11月 1日	第2回策定委員会（地域福祉計画及び自立支援協議会合同） ・事業進捗状況等 ・アンケート集計結果等 ・事業者等のヒアリング報告 ・計画策定方針（骨子案）等
	12月 11日	第3回ワーキングチーム会議 ・計画素案について
	12月 21日	第3回策定委員会（地域福祉計画及び自立支援協議会合同） ・計画素案について
令和6年	1月 10～ 2月 8日	パブリックコメント（意見の聴取）の実施 ・地域福祉計画等提出者7名（専用ポスト3名・メール3名・持参1名）
	2月 15日	第4回ワーキングチーム会議 ・パブリックコメント結果等について ・計画の決定について
	2月 21日	第4回策定委員会 ・パブリックコメント結果等について ・計画の決定について

資料2 策定委員会設置要綱と名簿

潮来市地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第89条の3第1項の規定に基づき、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うため、潮来市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 市の相談支援事業の運営に関すること。
- (2) 障害者の就労の促進及び社会との交流に関すること。
- (3) 地域の社会資源の開発及び改善等に関すること。
- (4) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (5) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- (6) 市の障害者計画及び障害福祉計画の策定、進行管理及び評価に関すること。
- (7) 障害を理由とする差別の解消に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第3条 協議会に全体会議、専門部会及び個別支援会議を置く。

2 全体会議の委員は30人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 権利擁護関係者
- (2) 相談支援事業関係者
- (3) 保健及び医療機関関係者
- (4) 福祉サービス事業所関係者
- (5) 障害者団体関係者
- (6) 企業及び就労支援機関関係者
- (7) 障害者等教育機関関係者
- (8) 高齢者介護等機関関係者
- (9) 学識経験を有する者
- (10) 障害者及びその家族
- (11) その他市長が必要と認める関係機関等の関係者

3 専門部会と個別支援会議の委員は、前項に定める者で実務を担当しているもの、その他必要な関係者(以下「職員等」という。)で構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置き、委員の互選によりこれを定める。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

2 会長は、会務を総務し、協議会を代表し、全体会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 全体会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 専門部会と個別支援会議は、必要に応じ適時開催するものとし、事務局が招集する。

3 専門部会と個別支援会議の進行は、出席した職員等から互選する。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(個人情報の保護)

第7条 委員は、会議及びこの活動を通じて知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。
その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第8条 この協議会の事務局は、障害福祉担当課に置く。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年3月27日から施行する。

(委員の任期に関する経過措置)

2 この告示の施行日以後、最初に委嘱される協議会の委員の任期は、第4条第1項の規定に関わらず、委嘱された日から平成27年3月31日までとする。

附 則(平成25年6月14日告示第111号)

この告示は、公表の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成26年7月8日告示第97号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成28年8月15日告示第136号)

この告示は、公表の日から施行し、平成28年7月1日から適用する。

潮来市地域自立支援協議会 委員名簿

(順不同・敬称略)

No.	委 員			備考
	役職・所属団体等	役職等	氏名	
1	民生委員児童委員協議会	会長	高 松 晴 樹	
2	水郷医師会	常南医院院長	松 崎 弘 明	
3	常陸鹿嶋公共職業安定所	外国人労働専門官	岩 木 幸 子	
4	茨城県立鹿島特別支援学校	教頭	坂 上 隆	
5	潮来保健所	保健指導課長	今 明 美	
6	潮来市身体障害者福祉協議会	会長	松 崎 昌 樹	
7	潮来市手をつなぐ育成会	会長	橋 本 智 子	
8	潮来市障がい者児親の会	会長	吉 川 佳代子	
9	地域活動支援センターⅠ型 メイプル	代表	野 村 達 也	
10	地域活動支援センターⅢ型 れいめい	理事長	森 實 和 子	
11	鹿島育成園	事務長	海老沢 得 位	
12	社会福祉法人 創志会 LSC いたこ	施設長	中 尾 清 隆	
13	(株) グッドライフ	常務	高 根 由起子	
14	社会福祉法人 木犀会 ケアステーション ポプラ	管理者	福 田 一 郎	
15	潮来市社会福祉協議会	事務局長	坂 本 元 一	
16	潮来市市民福祉部	市民福祉部長兼福祉 事務所長	榊 原 徹	

資料3 統計データ

(1) 人口等の推移

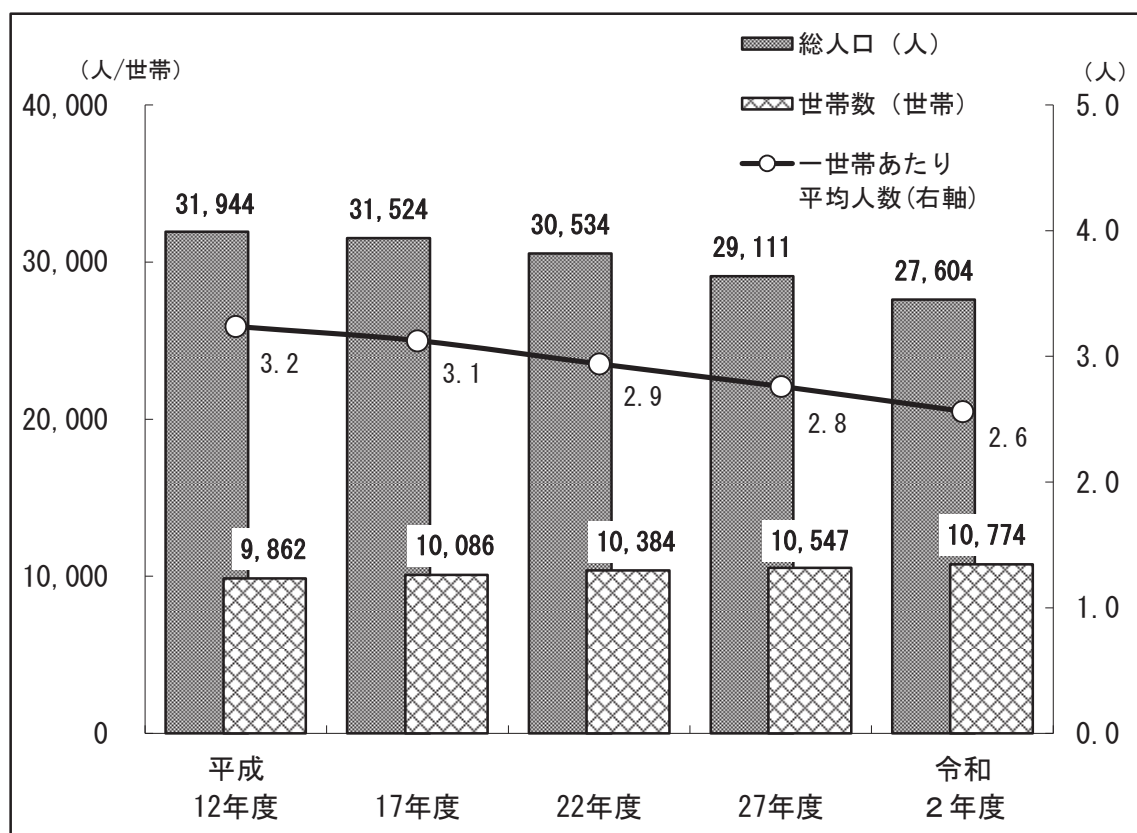
総人口が減少する一方で、世帯数は増加しており、特に、高齢者の一人暮らし世帯が増加しています。

○本市の総人口は、減少傾向が続いており、令和2年度は27,604人となっています。

その一方で、高齢者人口は増加しています。

○世帯数は増加しており、特に、高齢者の一人暮らし世帯が増加しています。

■人口・世帯の推移



■人口・世帯の状況

(単位：人・世帯)

	平成12年度	17年度	22年度	27年度	令和2年度
総人口	31,944	31,524	30,534	29,111	27,604
高齢者人口	5,517	6,434	7,194	8,253	9,078
世帯数	9,862	10,086	10,384	10,547	10,774
高齢者一人暮らし世帯	423	583	759	1,046	1,335

資料：国勢調査

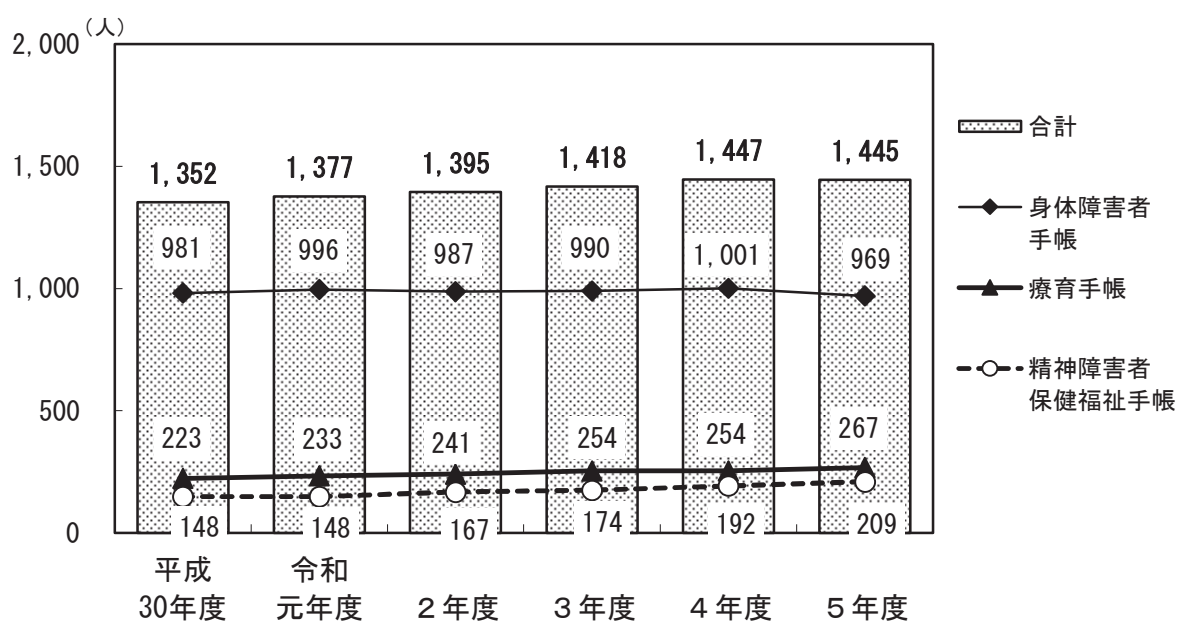
(2) 障害者手帳所持者の推移

療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者が増加しています。

○本市の障害者手帳の所持者は、令和5年4月1日現在1,445人（住民基本台帳）で、総人口に占める障害者手帳所持者の割合は5.4%です。

○障害者手帳所持者のうち、身体障害者手帳所持者が令和5年度に969人で全体の約7割を占めています。

■障害者手帳所持者の推移



資料：社会福祉課（4月1日現在）

注）障害者手帳：身体障がいのある人は「身体障害者手帳」、知的障がいのある人は「療育手帳」、精神障がいのある人は「精神障害者保健福祉手帳」がそれぞれ申請・認定等のうえ交付されます。

■総人口に占める障害者手帳所持者の割合

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
総人口に対する割合	4.7%	4.9%	5.0%	5.2%	5.3%	5.4%

(3) 身体障害者手帳所持者の状況

肢体不自由や内部障害の方、1級（重度）の所持者が多い状況です。

○身体障害者手帳所持者の推移をみると、平成30年度に981人でしたが、令和5年度は969人と減少しています。

○障がいの等級別では、1級（重度）の所持者が最も多くなっています。

○障がい部位をみると、肢体不自由（上肢、下肢障害・体幹機能障害・脳原性運動機能障害）が令和5年度は465人で最も多く身体障害者手帳所持者のうち約5割を占めています。

■身体障害者手帳所持者の推移

（単位：人）

		平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
合計		981	996	987	990	1,001	969
年齢	18歳未満	16	17	16	15	14	14
	18歳以上	965	979	971	975	987	955
等級	1級（重度）	340	354	359	364	360	345
	2級	162	155	151	147	146	145
	3級	146	152	138	146	153	137
	4級	209	217	218	219	223	231
	5級	71	56	69	66	70	69
	6級（軽度）	53	62	52	48	49	42
障がい 部位	視覚障害	67	66	62	62	57	56
	聴覚・平衡機能 障害	91	93	89	87	87	85
	音声・言語・ そしゃく機能 障害	8	9	9	9	10	10
	肢体不自由	512	507	496	487	489	465
	内部障害	303	321	326	345	358	353

資料：社会福祉課（4月1日現在）

（４）療育手帳所持者（知的障がい）の状況

療育手帳の所持者は増加傾向で、18歳以上が約８割を占めています。

○療育手帳所持者の推移をみると、平成30年度の223人から令和５年度は267人と約1.2倍に増加しています。

○年齢別では、18歳以上が令和５年度は213人で、全体の約８割を占めています。

○障がいの判定（等級）別でみると、令和５年度はＡ判定（重度）が70人、Ｃ判定（軽度）が77人でやや多くなっています。

■療育手帳所持者数の推移

（単位：人）

		平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
合計		223	233	241	254	254	267
年齢	18 歳未満	33	37	41	48	49	54
	18 歳以上	190	196	200	206	205	213
等級	㊤（最重度）	45	46	47	52	53	54
	A（重度）	58	62	67	66	65	70
	B（中度）	66	71	69	70	68	66
	C（軽度）	54	54	58	66	68	77

資料：社会福祉課（４月１日現在）

(5) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳と、自立支援医療（精神通院）対象者とも増加傾向です。

○精神障害者保健福祉手帳所持者の推移をみると、平成30年度の148人から令和5年度は209人と約1.4倍に増加しています。

○障がいの判定（等級）別でみると、令和5年度は2級（中度）が136人で最も多くなっています。

○自立支援医療（精神通院）対象者も増加しており、令和5年度は376人となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

（単位：人）

		平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
合計		148	148	167	174	192	209
等級	1級（重度）	14	21	26	29	29	25
	2級（中度）	91	95	102	109	125	136
	3級（軽度）	43	32	39	36	38	48

資料：社会福祉課（4月1日現在）

■自立支援医療（精神通院）対象者の推移

（単位：人）

	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
自立支援医療費 対象者	286	306	322	165	358	376

資料：社会福祉課（4月1日現在）

(6) 難病患者の状況

一般特定疾患医療給付の受給者が増加しています。

- 「難病」とは、原因不明で治療方法が確立されておらず、後遺症を残すなど生活に著しい障がいをもたらす慢性疾患の総称です。「難病等」は障害者総合支援法の対象で、法令で定められた疾患は障害福祉サービスの対象となっています。
- 本市では、一般特定疾患医療給付の受給者は、令和5年度現在193人です。
- 特定の慢性疾患を患っている子ども(18歳未満)の医療費を公費負担する小児慢性特定疾患医療受給者は、令和5年度現在18人となっています。

■一般特定疾患医療給付受給者の推移

(単位:人)

	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
受給者数	160	159	171	188	189	193
疾患数	330	331	333	333	338	338

資料:潮来保健所(4月1日現在)

■難病患者・慢性疾患の児童の推移

(単位:人)

	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
小児慢性特定疾患 医療受給者	23	23	21	27	19	18

資料:潮来保健所(4月1日現在)

注) 難病: ①原因不明、治療方法が未確立で、後遺症を残す恐れが少ない疾病。または、
②経過が慢性的であるため、経済的な負担がかかるだけでなく、介護などに非常に
人手がかかるため、家族の負担が重く、また精神的にも負担が重い疾病のこと。

(7) 障害支援区分別の認定者数

障害支援区分別認定者は手帳所持者の12.4%で、重度の「区分6」が57人で最も多い状況です。

○障害者総合支援法では障害福祉サービスの支給決定にあたって、障がい者が支援の必要度に応じて公平にサービスを受けられるよう、障がいの程度に関する尺度として、「障害支援区分」の制度が導入されています。

○本市の障害支援区分別認定者は、令和5年8月末現在179人で、障害者手帳所持者1,445人（令和5年4月1日現在）に対し12.4%です。

○区分別でみると、最も重度の「区分6」が令和5年8月末現在57人で最も多くなっています。

○障がい種別では、令和5年8月末現在、身体障がい者が48人、知的障がい者が103人、精神障がい者が28人となっています（重複障がいを含む）。

■障害支援区分別認定者数

(単位：人)

		身体障がい者		知的障がい者		精神障がい者		総数	
		R2年 8月末	R5年 8月末	R2年 8月末	R5年 8月末	R2年 8月末	R5年 8月末	R2年 8月末	R5年 8月末
↑ 軽度 重度 ↓	区分1	0	0	3	1	2	1	3	2
	区分2	3	4	12	11	12	15	28	30
	区分3	9	7	13	12	4	7	23	26
	区分4	12	10	31	29	4	5	38	44
	区分5	3	2	22	18	0	0	29	20
	区分6	24	25	30	32	0	0	55	57
合計		51	48	111	103	22	28	176	179

資料：社会福祉課

(8) 教育の状況

特別支援学級の児童・生徒数は同程度ですが、特別支援学校の在籍者数は増加しています。

○市内には、令和5年度、小学校が5校、中学校が4校あり、特別支援学級は小学校に18学級、中学校に11学級あります。

○特別支援学級の児童・生徒数は、令和5年度、小学校81人、中学校49人となっています。

○特別支援学校は、県立鹿島特別支援学校に市内の児童・生徒も在籍しています。また、鹿行広域管内の児童・生徒が増加しており、神栖市に新たな特別支援学校が2027年4月の開校に向けて準備が進められています。

■特別支援学級の在籍者数の推移

(単位：人)

年度 区分		平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
小学校	学級数	18	18	19	18	18	18
	児童数	78	83	93	85	81	81
中学校	学級数	11	13	9	10	10	11
	生徒数	58	62	47	48	57	49

資料：学校教育課（5月1日現在）

■特別支援学校の在籍者数の推移

(単位：人)

年度 区分		平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
小学部		15	12	19	20	21	23
中学部		12	16	13	14	7	11
高等部		13	14	18	16	20	16
合計		40	42	50	50	48	50

資料：鹿島特別支援学校（5月1日現在）

(9) 就業の状況

障がい者雇用の法定基準達成企業の割合は 62.7%で高くなっています。

○障がい者が地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主は障害者雇用率（いわゆる法定雇用率）によって計算される障がい者を雇用することが義務付けられています。

○令和5年6月1日現在、ハローワーク常陸鹿嶋管内では、基準を達成しているのは74事業所で達成率は62.7%となっています。

■障がい者の就業の状況

区分 \ 年度	平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
対象企業数（所）	117	126	127	137	144	118
法定雇用労働者数※1 （人）	17,748	17,972	18,274	18,290	19,301	16,483
雇用障がい者数※2 （人）	300.5	333.5	336.5	343.5	382.0	333.5
実雇用率	1.69%	1.86%	1.84%	1.88%	1.98%	2.02%
達成企業数（所）	69	69	66	80	86	74
達成企業割合	59.5%	55.2%	52.0%	58.4%	59.7%	62.7%

資料：ハローワーク常陸鹿嶋（6月1日現在）

※1 対象企業（45.5人以上）の労働者数。鹿行地区のみで、本社が鹿行地区にある事業所。

※2 重度身体障がい者又は重度知的障がい者数については、その1人の雇用をもって2人を雇用しているものとみなす。また、重度身体障がい者又は重度知的障がい者である短時間労働者については1人分として、重度以外の身体障がい者及び知的障がい者並びに精神障がい者である短時間労働者については0.5人分としてみなす。

資料４ 障がい福祉に関するアンケートの概要

○障がいのある人の日常生活の状況及び障害福祉サービス等の利用状況・利用意向など把握することにより、今後の施策展開を図るための基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

■調査の実施概要

区 分	内 容
調査対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者、指定難病特定医療費受給者証等所持者、障害福祉サービス（児童）受給者証所持者 合計 1,351 人
調査方法	郵送又はインターネットの併用
有効回答数	有効回収数 737 人（54.6%） ※WEB回答87人含む
実施時期	令和5年7月24日（月）から8月4日（金）まで （締切日にお礼状兼督促を発送） データの入力最終〆切は9月6日（水）

注）障がい種別の分析について

障がい種別の傾向を見る際は、以下の回答をもとに、手帳等所持者ごとに 100% として再集計しました。うち重複者はそれぞれの障がい種別に反映させました。

■本調査における分析上の障がいの種類

区 分	回収数	総数に占める割合 (それぞれ重複者を含む)
全体（総数）	737 人	100.0%
身体障害者手帳所持者	440 人 (うち重複者53人)	59.7%
療育手帳所持者	85 人 (うち重複者36人)	11.5%
精神障害者保健福祉 手帳所持者	70 人 (うち重複者16人)	9.5%
指定難病特定医療費 受給者証等所持者	86 人 (うち重複者28人)	11.7%
障害福祉サービス (児童) 受給者証所持者	26 人 (うち重複者24人)	3.5%

※障がいの種類（手帳等）不明の104名は、障がい種別の分析には反映していない。

(1) 障がい福祉に対する理解について

障がいに対する市民の理解は少しずつ進んできたが、身近な地域における実感は、まだ十分でなく、引き続きの取組が期待されています。

(主な結果)

- 障害者差別解消法の認知度や、障がいのある人への市民の理解は前回よりも評価が高く、一定程度の成果が見られます。しかし、“知的障がい”や“精神障がい”は、障がいのある人に対する地域づくりが「あまり進んでいない」「進んでない」との回答も目立っています。
- その理由として、障がいがあることで嫌な思いをした経験は減少していますが、現実には「学校・仕事場」や「外出先」、特に“精神障がい”は「仕事を探すとき」に差別や嫌な思いをしている割合が高くあげられていました。
- “知的障がい”は、児童生徒も多いため「先生や保護者の障がいに対する理解」を望む声が高く、また“精神障がい”は、企業等で働いている方も多いため「障がいに対する上司や同僚の理解」や「企業の障がい者雇用に対する理解」を求める声が高くなっています。自由意見では、障がい者用の駐車場や多目的トイレの整備など進んだ面がある一方で、利用のルール違反や、ちょっとした手助けがあることで安心して生活できるとの意見もあり、引き続きの障がい福祉の理解促進の取組が期待されています。
- 高次脳機能障害について全体の4.6%、強度行動障害については1.8%が「ある」との回答しており、理解促進や相談支援の充実が求められます。

図 障害者差別解消法の認知度

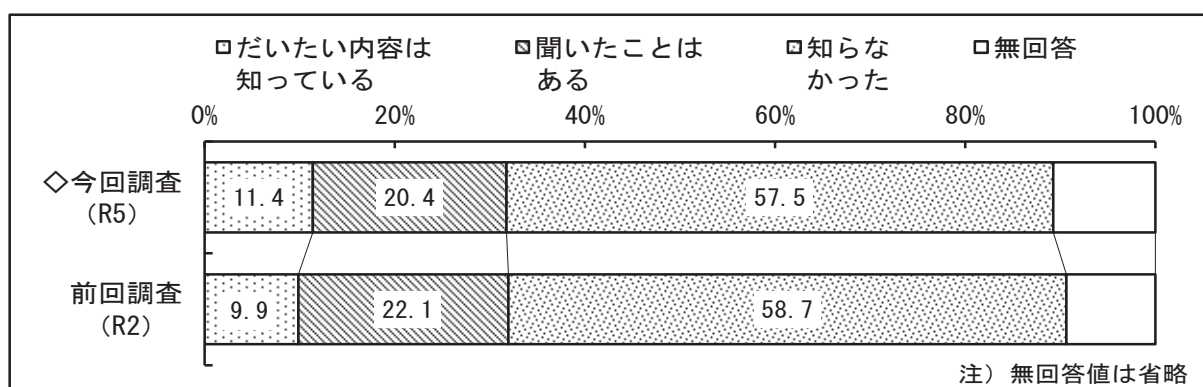


図 障がいがある方への市民の理解

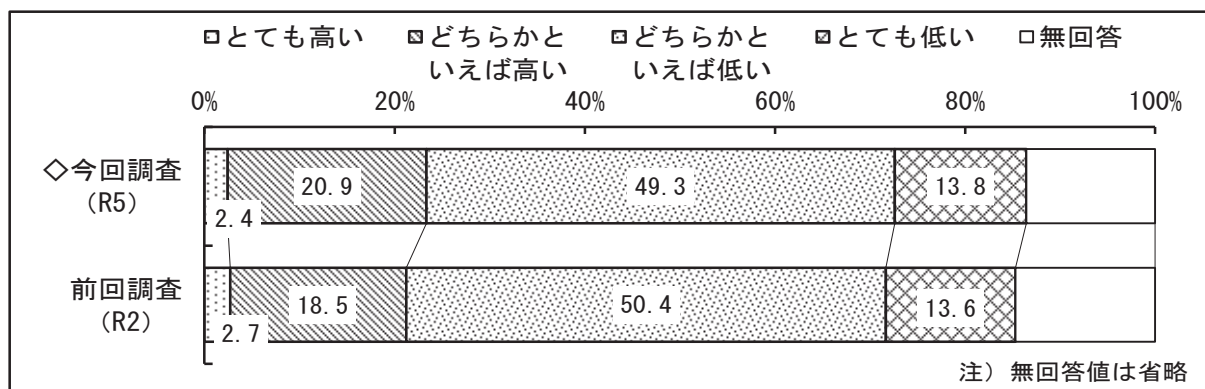


図 障がいのある人に対する地域づくり

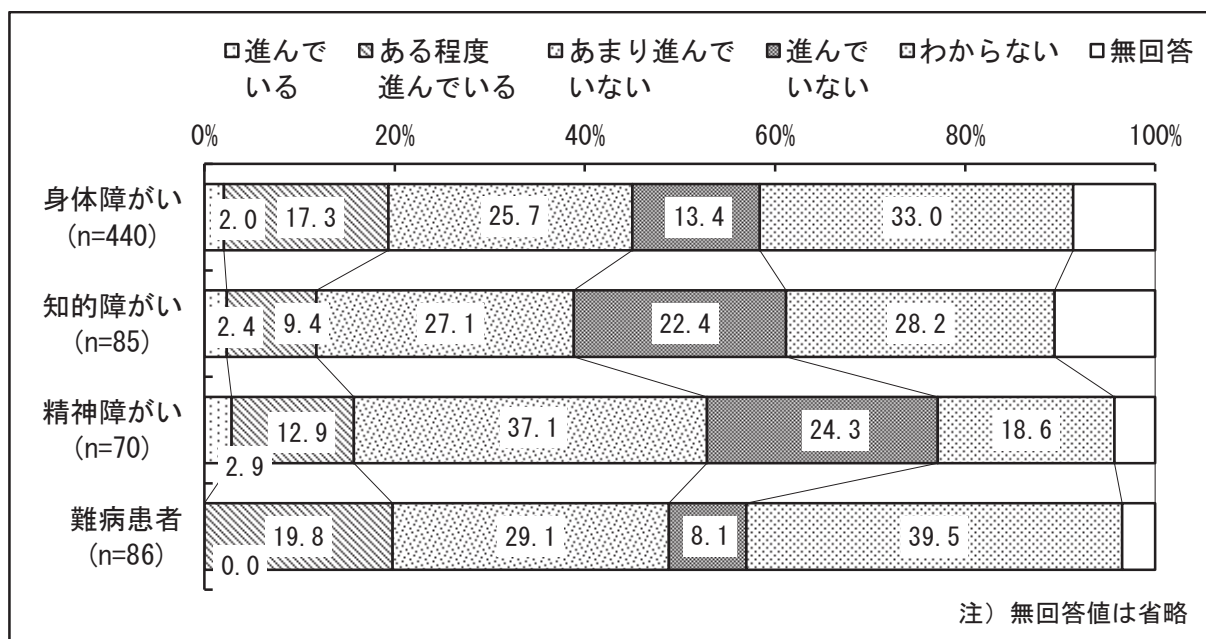


図 高次脳機能障害、強度行動障害の状況

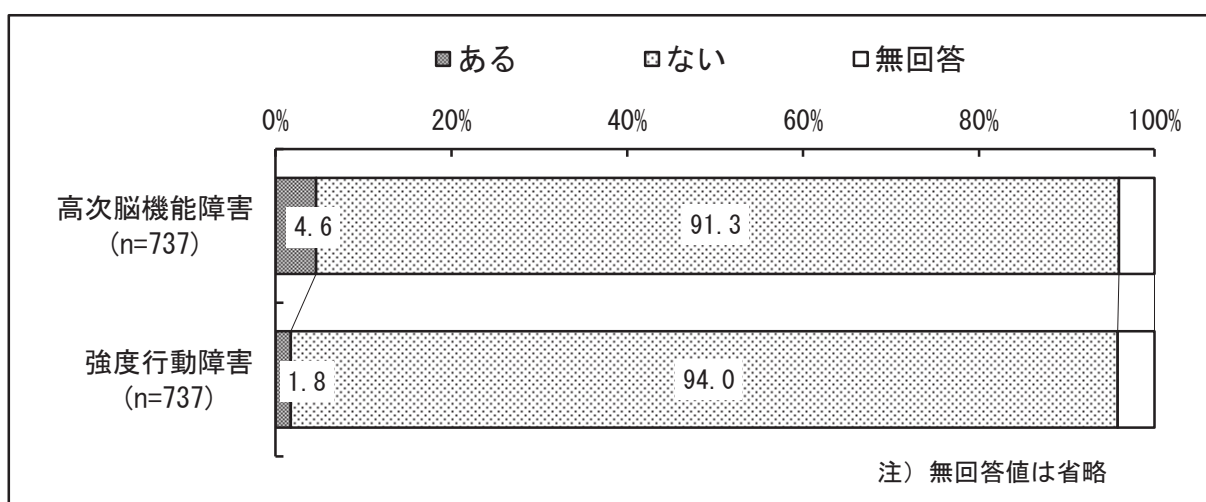
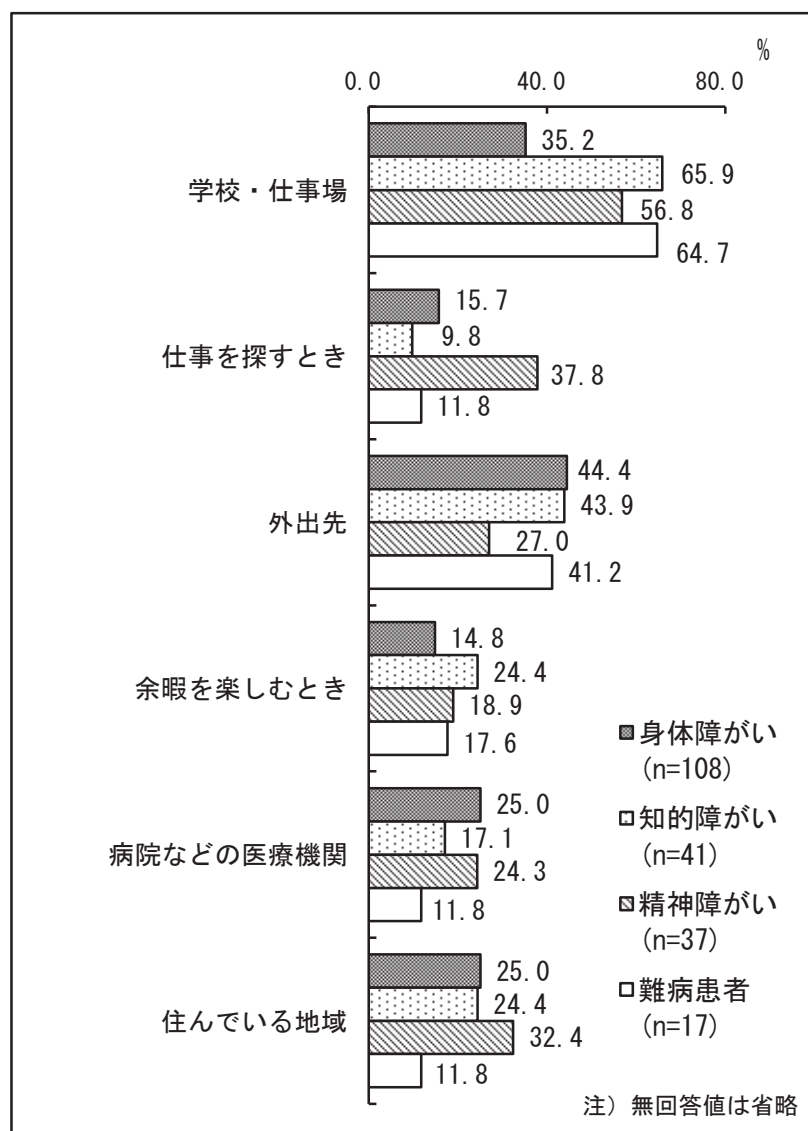


図 差別や嫌な思いをした場所《複数回答》



(2) 将来の生活に対する不安について

介護者及び当事者の高齢化が進んでいて、迫りくる将来の生活に不安が見られます。将来を見据えた支援が求められています。

(主な結果)

○アンケートでは、障害者手帳の所持者の約6割を「身体障害者手帳」が占めており、その他手帳等が約1割ずつです。“身体障がい”の方の高齢化が進んでいる一方で、児童生徒が多い“知的障がい”の保護者の高齢化も現実の課題となっています。

○将来の生活の不安に対して、「生活費のこと」「医療のこと」「仕事のこと」の不安が増加しています。また“知的障がい”は、将来、親に先立たれること、援助してくれる人が周りにいないことへの不安が高くなっています。

○障害福祉サービスの利用意向は「就労移行、就労継続、就労定着支援」や「放課後等デイサービス」の希望が高く、比較的若い人の自立した生活への意向がみられます。

○将来の希望は、一人暮らしやグループホームが現在よりも高くなっています。

図 手帳所持者別年齢構成

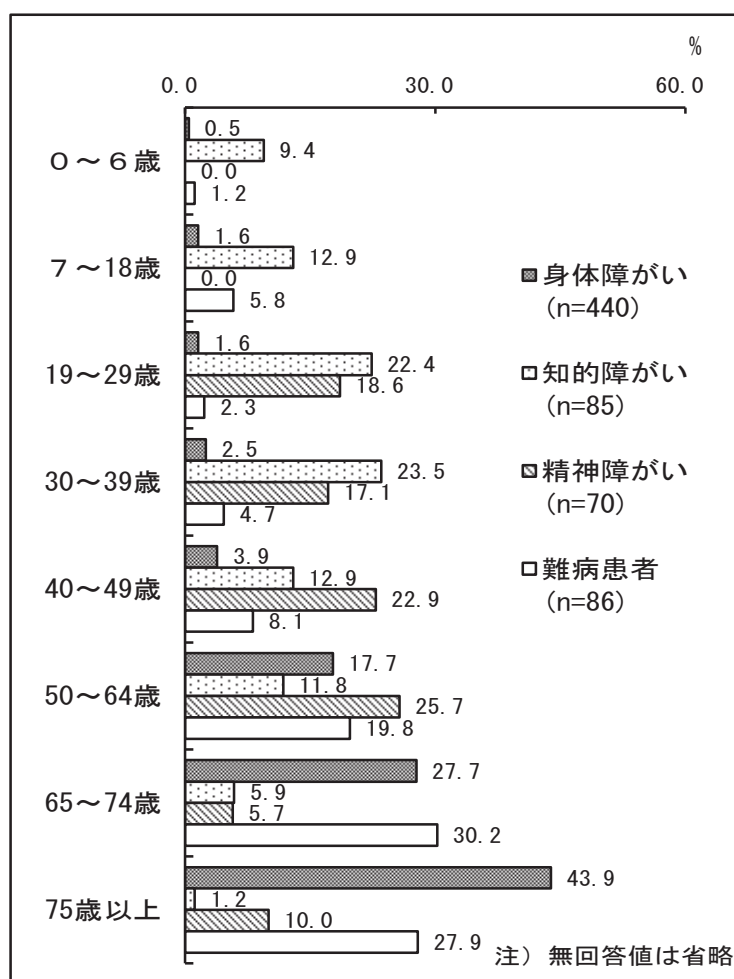
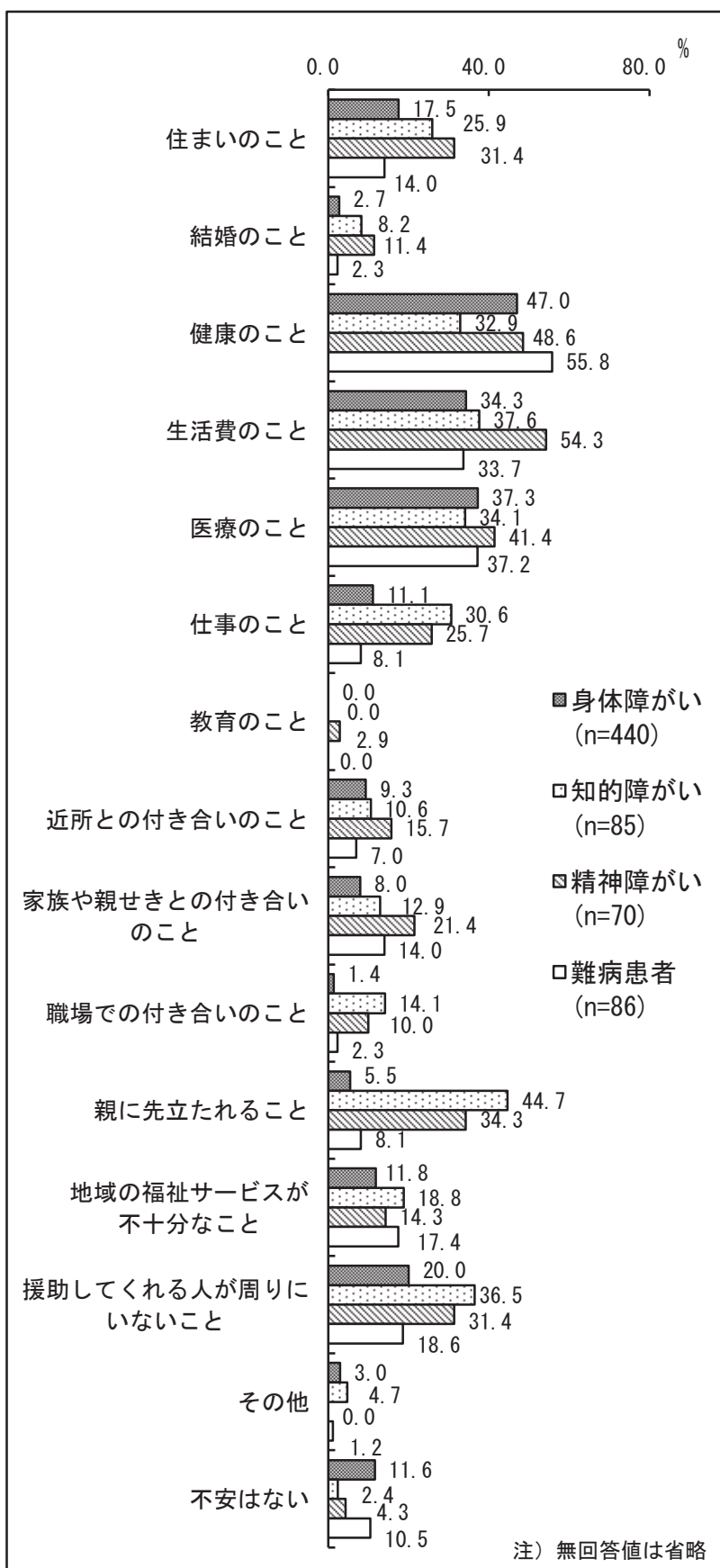


図 将来の生活の不安【障がい種別】《複数回答》



(3) 相談窓口や相談のしやすさについて

相談窓口の使いやすさは評価されているが、重要度も高くなっています。また「どこに相談すればよいか」や「しっかり相談にのってもらえるか不安」などPRと機能の充実が求められています。

(主な結果)

- 後述(6)障がい福祉の取組の重点で示すとおり、公的機関の相談窓口が整備されたことで、相談窓口の使いやすさの満足度が高くなったことがうかがえます。しかし、重要度も引き続き高い項目の1つとなっています。
- その理由として、相談や情報収集するときに「どこに相談すればよいか」が前回と同様に高い割合です。「精神障がい」は「しっかり相談にのってもらえるか不安」も高く、引き続き相談窓口のPRと相談機能の充実が求められます。
- 今回、困りごとの相談先は、公的機関だけでなく家族や地域の人なども含めたずねました。悩みを含め「家族や親せき」が高く、本当に困ってから「相談支援事業所などの民間の相談窓口」や「市役所の相談窓口」につながっていることが考えられます。

図 相談や情報収集するときに困ること《複数回答》

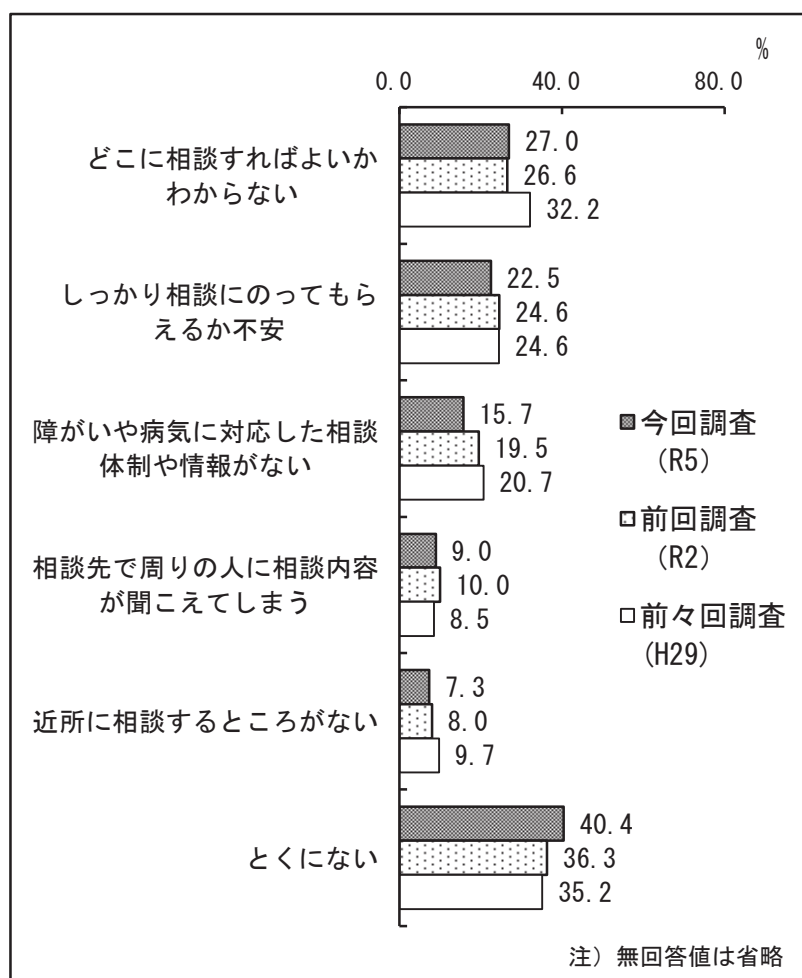
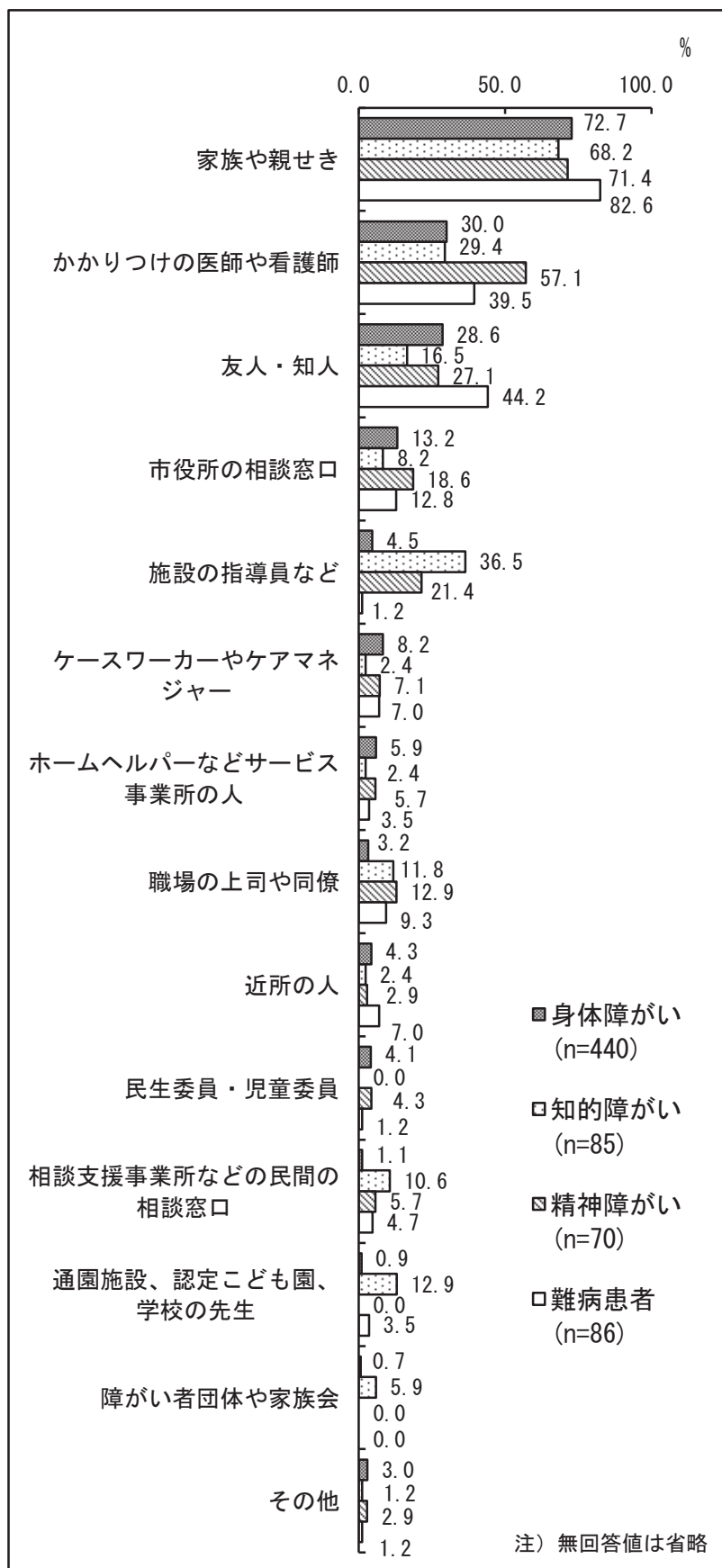


図 悩みや困りごとの相談先《複数回答》



(4) 日常生活の質の向上について

日常生活の質を向上させる余暇活動や外出支援、そのために利用しやすい施設の改善、移動手段の支援策などが求められています。

(主な結果)

○外出や社会参加について、“知的障がい”は「付き添いがあれば外出できる」が高く、外出の頻度は、前回よりも全体として高くなっています。

○しかし、楽しみや生きがいのない人がやや増えており、文化芸術やスポーツ活動への参加状況もコロナ禍において若干減少している状況がうかがえます。

○外出を増やしたい希望をみると、“知的障がい”と“精神障がい”が3割で高く、地域や社会に参加しやすい環境づくりとして、利用しやすい施設の改善、交通機関や移動のサポートなどがあげられています。

○また、“身体障がい”と“難病患者”は、高齢者が多いことから、自宅で過ごす人も多いが、自由意見から、年金暮らしなど金銭的に苦労している現状がうかがえ、バス、タクシー、移動など現在の制度の改善や支援策を充実させることで買い物や通院など外出がしやすくなるとの意見がみられました。

図 外出の希望

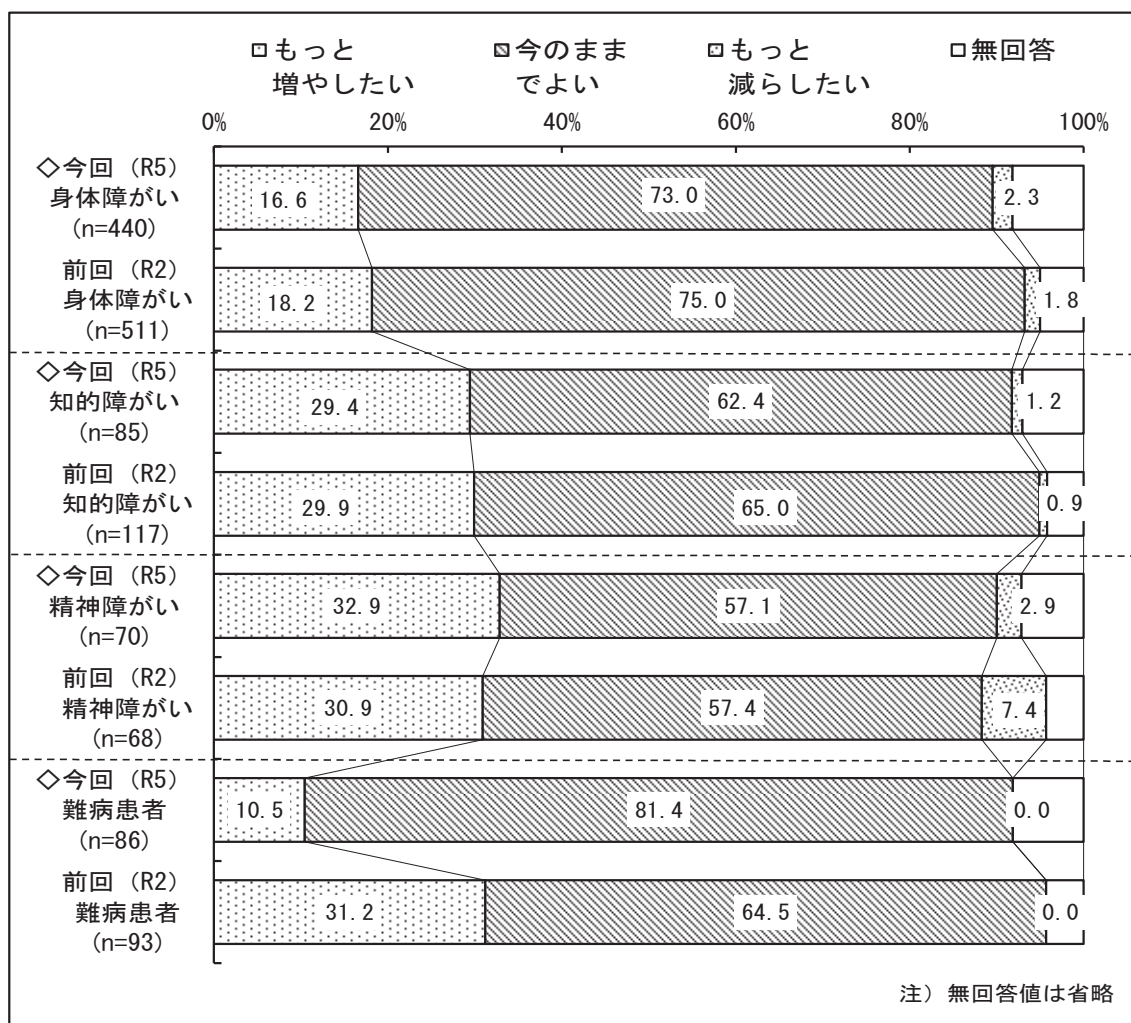
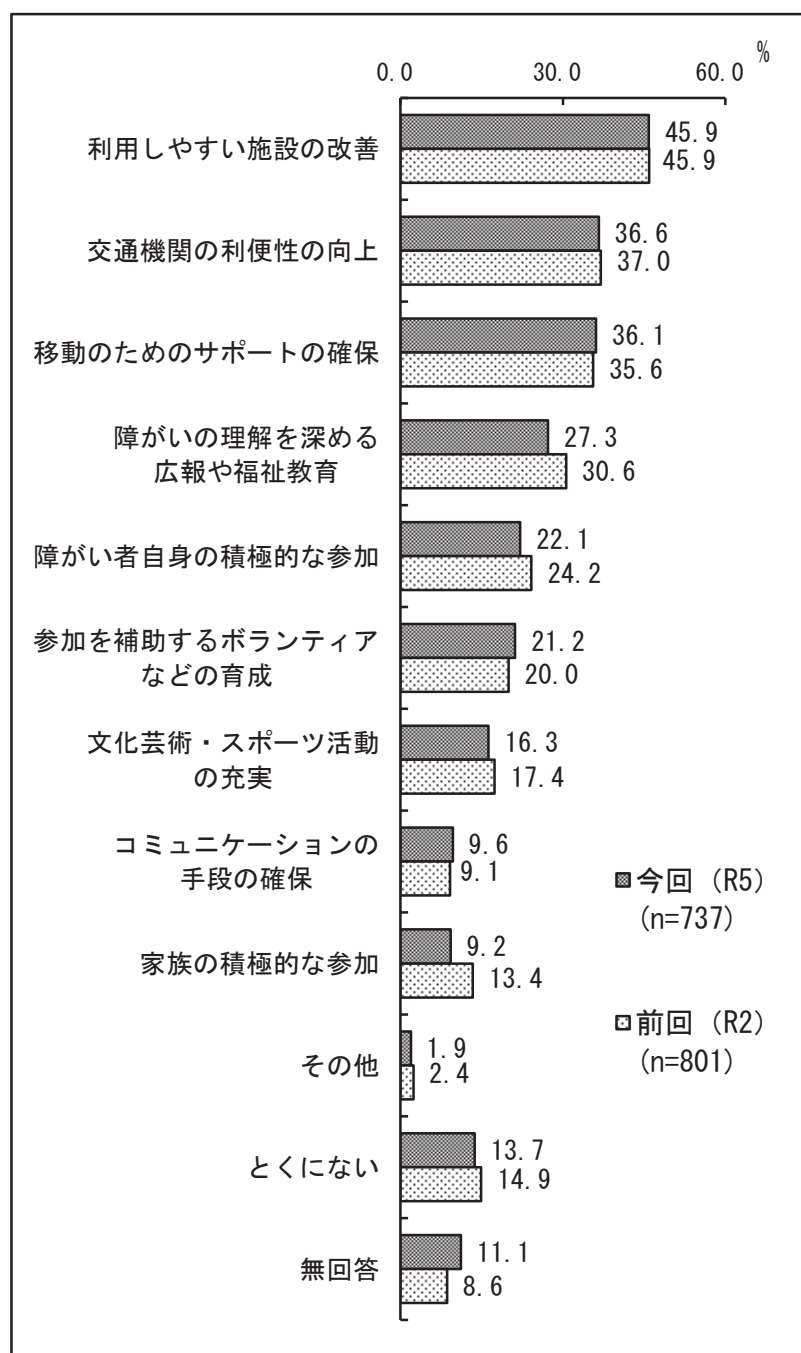


図 地域や社会に参加しやすい環境づくり《複数回答》



(5) 必要な情報の入手について

福祉サービスが充実している実感はみられるが、必要な時に必要な情報を得られることが求められています。

(主な結果)

- 障害福祉サービスの利用状況は、障がい種別で大きく異なっており“身体障がい”は2割以下だが“知的障がい”は約6割、“精神障がい”は約3割です。
- 障がい種別でみても、障害福祉サービスの満足度は約7割で高い割合です。
- 利用していない人の中には、「自分にあったサービスがない」や「利用する方法がわからない」も1割ずつおり、前述の相談窓口や相談のしやすさのとおり、相談が必要な時に必要な情報やサービスが行き届くことが求められています。
- また、災害時に一人で避難できない人もいます。災害時の心配ごととして「避難場所の設備や生活環境」は減少したが、投薬や治療に関すること、水や食料の援助が高く、“知的障がい”は「周囲とのコミュニケーションがとれない」が高くなっています。
- 成年後見制度の理解や利用意向も、障がい種別で傾向が異なるため、障がい等に応じたきめ細かな情報提供と支援が必要となります。

図 障害福祉サービスの利用状況

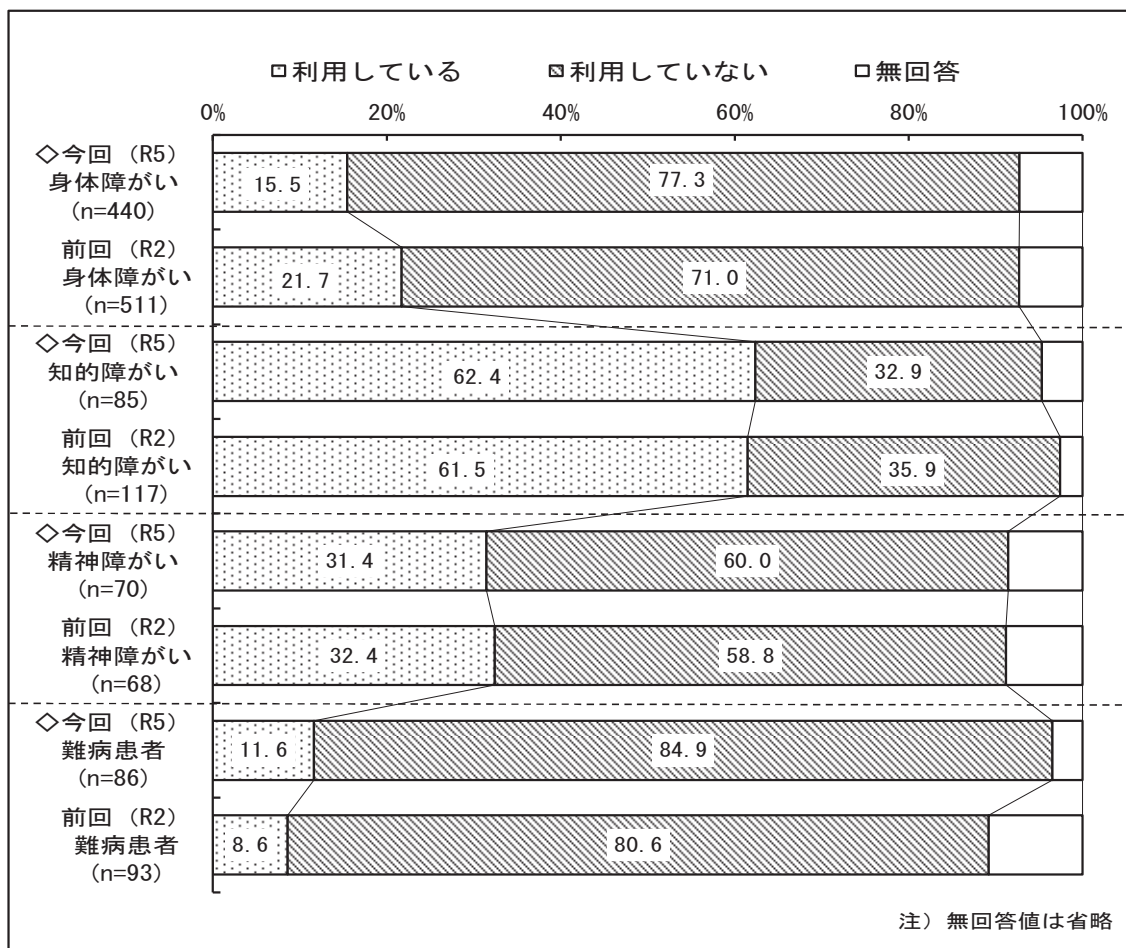
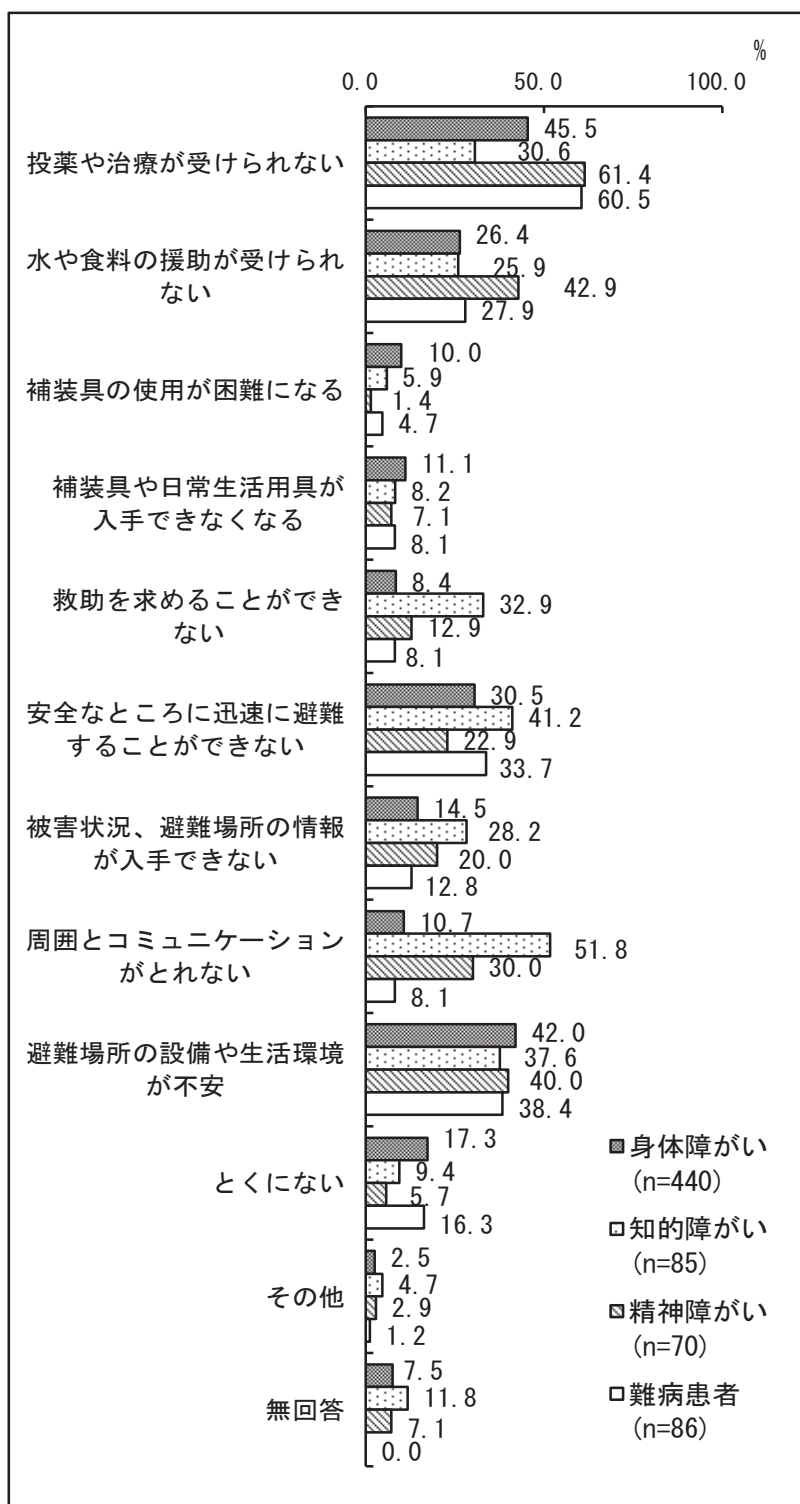


図 災害時の心配ごと《複数回答》



(6) 障がい福祉の取組の重点について

災害時の避難・支援と、生活の経済的な支援、医療やリハビリ体制の充実に関して、比較的重要度が高くあげられています。

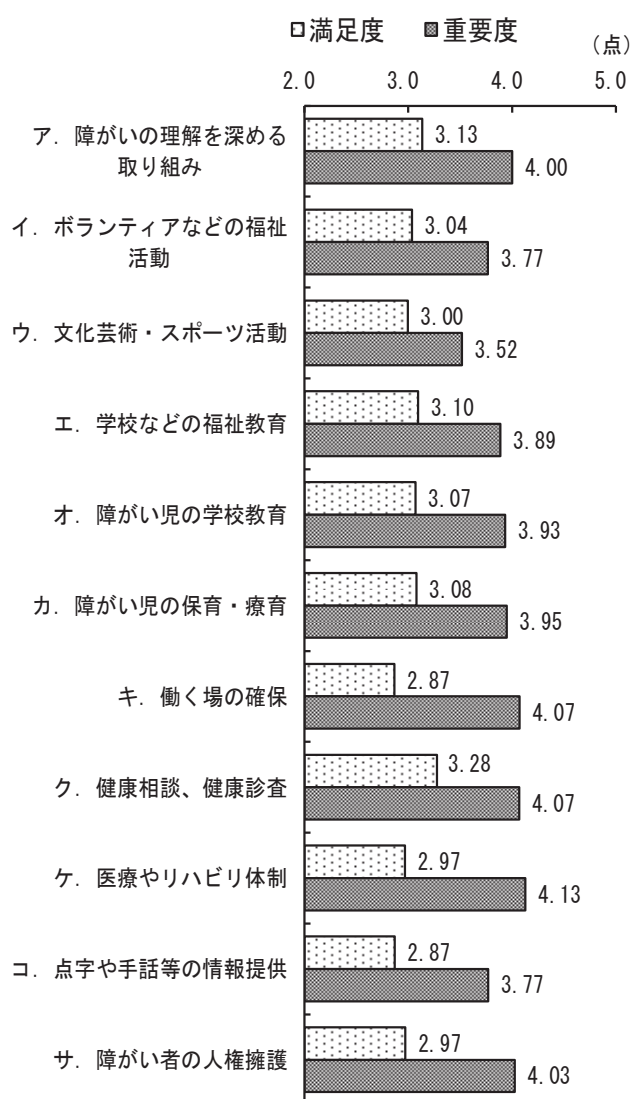
(主な結果)

○市の障がい福祉への取組について、満足度（評価）と力を入れるべき施策（重要度）をそれぞれ質問しました。

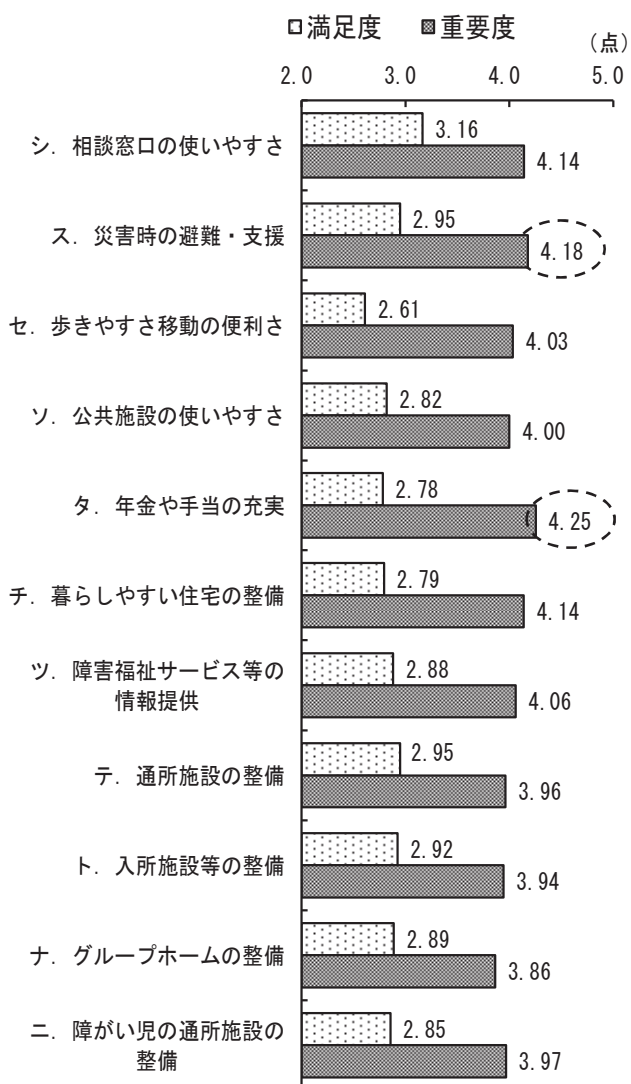
○重要度をみると『ス. 災害時の避難・支援』と『タ. 年金や手当の充実』が比較的高くあげられています。

図 福祉施策の満足度と重要度

(1) ア～サの項目について

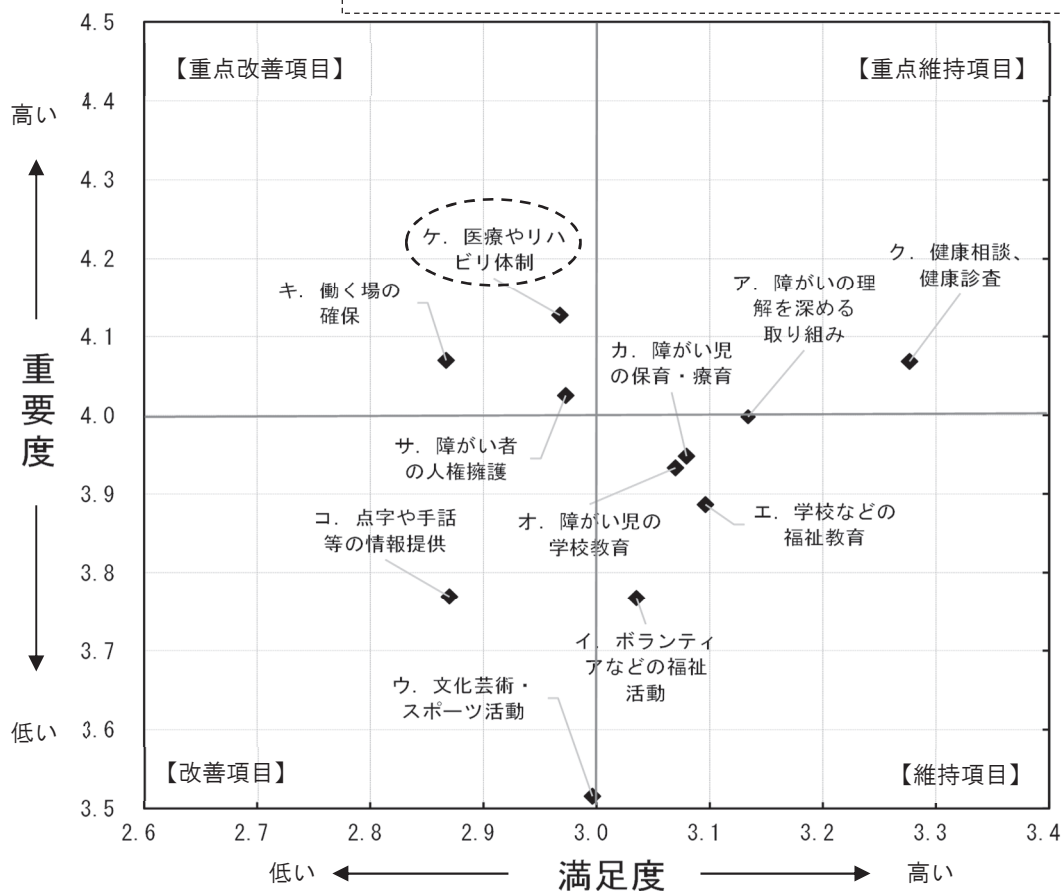


(2) シ～ニの項目について

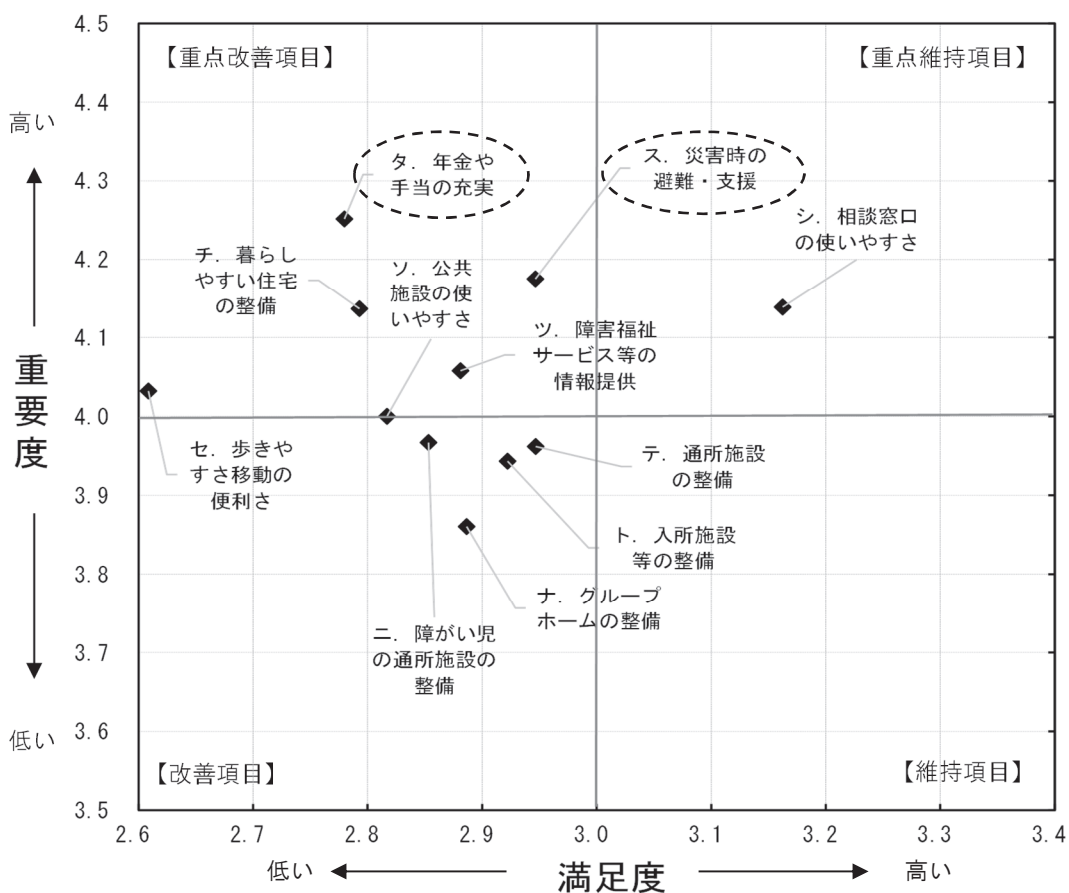


障がい者施策の重要度を縦軸に、満足度を横軸にして回答結果をグラフにした。【重点維持項目】は重要度と満足度とも高く、施策の必要性が認識され水準を維持する必要がある。また【改善項目】は重要度と満足度とも低く、施策の取組の改善を検討する必要がある。

(1) ア～サの項目について



(2) シ～ニの項目について



資料5 団体、事業所等ヒアリングの概要

- 市内及び市民が利用する地域の福祉サービス提供事業者・団体等へのヒアリングを通じ、地域の実情などを把握する中で、現在策定している潮来市地域福祉計画等をはじめとする福祉3計画の施策等に反映させることを目的にヒアリングを実施しました。
- また、潮来市民生委員児童委員協議会定例会において、区長及び民生委員児童委員との懇談会を開催し、地区の課題等の共有、協力体制の構築などの意見交換等を行いました。本書では障がい福祉に関する意見を掲載（「地域福祉計画・地域福祉活動計画」を参照）。

■ヒアリング調査

区 分	団体名（順不同）
当事者団体・家族会	潮来市手をつなぐ育成会 潮来市障がい者児親の会 潮来市身体障害者福祉協議会
障害福祉サービス提供事業所等	茨城県鹿島特別支援学校 （福）鹿島育成園 鹿島育成園児童寮、鹿島育成寮 鹿島育成園アイリス （株）グッドライフ グッドライフ潮来（みはる園） 地域活動支援センター れいめい （福）木犀会 ケアステーション ポプラ （福）創志会 LSC潮来 （株）サシノベルテ こどもサークル潮来 NPO法人 ふれあい潮来 かやの木 はぴたむkids エバーグリーン潮来 デイジークラブ OHANAハウス潮来 （福）潮来市社会福祉協議会心身障害者福祉センター いたこファミリー・サポート・センター 就労支援員（生活困窮者自立支援事業）

日程：令和5年8月28日（月）～9月7日（木）の7日間

（１）福祉サービスに対する地域の理解不足

市民からの信頼を得なければ福祉事業を継続していくことは難しい。利用者が少ないのは、福祉が必要な人にサービスが繋がっていない現状もあるのではないか。

（主な意見）

- 市民の信頼を得ないと福祉事業の継続は難しいと思う。
- 行方地域でも福祉への理解は進んできたが、同居世帯も多く、まだ福祉にお世話になるという感覚が強いのではないか。
- ひきこもりの方が本当はもっといると思う。詳細把握が必要である。
- 当事者とのふれあい、地域の人に知ってもらって、応援してもらっただけでも福祉の理解が進む。福祉は寄り添い、気づき、細かな配慮が大切。
- ＩＴを活用して福祉の情報提供やサービスの利用につなげられないか。
- 成年後見制度があるのは知っているが、実際の利用実態や疑問点が多い。

（２）福祉の支援者同士のつながり強化

地域自立支援協議会の各部会もスタートした。地域の福祉課題を共有して、気軽に相談できる、支援者同士のつながりを充実させていく必要がある。

（主な意見）

- 災害時の協力や支援体制、緊急時対応など、１つの事業所だけでは解決できないことがある。
- 事業者間、行政、地域との連携強化。自立支援協議会に障がいのある当事者や家族にも参加してもらうことで新たなニーズ把握が可能になる。
- 福祉が必要な人を見逃さないため、ヨコの連携、つながりができること。
- 緊急時に受け入れてくれる病院等の受け皿が不足している。
- 福祉避難所としての機能や実効性を確保し、市と連携した利用者の避難体制を確立する必要がある。障がいの特性に応じて、避難施設の受入れ想定をしておく。

(3) 福祉サービス事業運営の困難さ

福祉サービス事業者が充実してきた半面、利用者があまり増えていない事業者もある。利用者が広範囲であるため移動等の時間と経費で経営的に厳しい面が見られる。

(主な意見)

- 以前に比べ福祉サービス事業が充実してきた。そのため、従来から地域にある事業所に加えて選択肢が広がり、当事者は自分にあった事業所を選べるようになってきた。
- 鹿嶋市、神栖市の利用者は多いが、まだ鹿行地域の利用者は少なく経営的には厳しい面も見られる。
- 現在使用している施設の老朽化により、安全面に不安がある。維持管理が難しくなっている。
- 利用者の住まいが広範囲にわたるため、移動等に時間と経費がかかりすぎる。

(4) 将来を見据えた自立生活への対応

保護者も高齢になるなかで、体力的に介助が難しくなり、将来を見据えた生活への不安がよぎるが、先延ばしにしているケースもうかがえる。

(主な意見)

- グループホームは増えてきたが、将来的にはもっと必要になるはず。そうならないといけない。
- 福祉制度を知らない人も多い。親なき後の自立した生活を視野にいれて今から行動する必要がある。
- 地域に相談支援事業所が少なく、相談員の確保に苦慮している。
- 将来の自立した生活に向けて、地域生活支援拠点等へのつながりをどうするか。
- グレーゾーンの人への支援、対応が不十分ではないか。
- 社協の生活の困りごと窓口機能を強化して、だれもが気軽に相談できる場所とする。

（５）余暇活動と家族支援の不足感

土日などの余暇活動やスポーツ活動をしたいと思っても、身近な地域にそのような場所や機会がなく移動手段も少ない。また、家族のレスパイト支援も大切である。

（主な意見）

- 障害福祉サービス利用後の夕方以降、地域に居場所がない。
- 土日などの余暇活動やスポーツ活動をしたいと思っても、家族が行動するしかない。本人のできることを増やし、可能性を広げられたらよい。
- 身近に交流できる場所、公園、学校施設などの利便性なども改善して使いやすくなったらうれしい。
- 家族共倒れにならないように、介護している家族のレスパイト支援も必要と思う。
- 日常生活支援サービスの確保等・自分で伝えることが難しい人がある。
- 多種・多様なニーズが求められる。

（６）福祉人材（財）の足りなさ

事業を充実させようとしても、人材（財）不足で厳しい状況がある。若い世代に福祉の仕事の魅力を伝えて、就労のきっかけづくりに取り組む必要がある。

（主な意見）

- 人材（財）不足により事業継続が難しい。
- 若い人が福祉の職に就きたがらない。募集しても集まらない現状がみられる。
- 中学校や高校等を通じて、福祉に就職してくれるきっかけづくりを進めていく。
- 福祉体験、高校生向け講演や就労体験に協力してくれる事業者もいる。

区長及び民生委員児童委員との懇談会から（「地域福祉計画・地域福祉活動計画」を参照）

- 地域において障がい者（児）への理解をもっと深めて欲しいとの意見があった。
- 障がいに対する理解不足が地域に見受けられた。
- お互いに関わる機会をもつことでさらに理解が深まっていくと思う。
- 地域には支援が必要でも隠れてしまっている、つながっていない人がある。等

資料 6 障がい者計画等の進捗状況と評価

○「第3次潮来市障害者計画」及び「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の進捗状況を把握するため、これまでの取組実績及び今後の取組予定について把握するために、毎年、各課調査を実施してきました。

○評価結果と今後の方向性、全体のまとめは以下のとおりです。

(1) 評価結果

○計画全体では106の取組があり、令和4年度は85の取組が「順調」「概ね順調」で80.2%という結果でした。

○「停滞」や「実績・成果なし」は合わせて4つの取組でした。

【評価】	5:順調	4:概ね順調	3:停滞気味	2:停滞	1:実績・成果なし
令和4年度	9	76	14	3	4
令和3年度	12	71	16	2	5

■令和4年度「順調」と評価された主な取組

「基本目標1 お互いを尊重する社会づくり」

・市職員を対象とした人権教育研修会

「基本目標2 自分らしく生きる社会づくり」

・子育て世代包括支援センター

・「こころの健康相談」

「基本目標3 自分らしさを広げる社会づくり」

・巡回支援専門員による認定こども園等への訪問

「基本目標4 安心・安全に暮らせる地域づくり」

・道路舗装新設に伴う段差の解消

など

(2) 今後の方向性

○今後の方向性では、全体の84.9%の90の取組が「A:拡大・強化」「B:このまま継続」となっています。

【方向性】	A:拡大・強化	B:このまま継続	C:改善見直し	D縮小	E:廃止
全取組数 106	2	88	16	0	0

■「拡大・強化」と評価された主な取組

「基本目標2 自分らしく生きる社会づくり」
 ・子育て世代包括支援センター
 「基本目標3 自分らしさを広げる社会づくり」
 ・巡回支援専門員による幼児教室

(3) 全体のまとめ

■順調に施策を実施してきました

- 計画された106の取組のうち、85の取組が「順調」「概ね順調」と評価され、「停滞」「実績・成果なし」は7事業でした。
- 「停滞」「実績・成果なし」の取組は、ほぼ新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けたものでした。
- 潮来市障害者計画は、全体として着実に施策が展開しているものとして評価できます。

ア 主な成果

■相談支援体制が充実しました

- 障がい者やサービス提供事業者等からの相談に応じる窓口として、障がい者基幹相談支援センターを設置し相談支援体制が充実しました。

■地域生活を支援する拠点が充実してきました

- 障がい者の地域生活を支援する地域生活支援拠点の整備とともに、グループホームが設置されるなど福祉サービスの提供体制が充実してきました。

■地域との連携が進みました

- 地域自立支援協議会に「こども部会」「相談支援部会」「就労支援部会」の専門部を設置し関係機関との連携強化が図られました。今後は地域情報の共有やサービス提供に関する連携体制の強化等が期待されます。

イ 主な課題

■課題１ 障がいに対する理解を促進すること

○障がい者差別解消法の啓発や障がいに関する各種情報提供に努めてきました。引き続き多様な媒体を活用し、障がいに対する理解促進に努めていく必要があります。

■課題２ 相談体制をより一層充実させること

○相談支援専門員の確保とともに、一人ひとりの状態にあった相談支援に対応できる専門職等の人材（財）確保が課題となっています。特に、相談支援専門員の不足による相談員の確保が課題となっています。また、成年後見制度など権利擁護支援に関する相談体制を充実していくことも課題となります。

■課題３ 障がい者（児）の生きがいづくりの取組

○新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、文化芸術やスポーツ活動等は困難な状況が続きました。今後は、障がい者（児）の生きがいづくりにつながる文化芸術やスポーツ活動等への参加支援に取り組んでいく必要があります。

■課題４ 災害時の対応力の強化

○近年、風水害の頻発や首都直下型地震の懸念などにより、災害時等への対策を強化していく必要があります。

○障がい者など避難行動要支援者への支援強化を図ることや福祉避難所の確保、避難体制の整備などが課題となります。

第4次潮来市障害者計画

潮来市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

令和6年3月

発行/編集 潮来市 市民福祉部 社会福祉課

〒311-2493 茨城県 潮来市 辻 626

電話：0299-63-1111（代）

市ホームページ：http://www.city.itako.lg.jp/